平 成 28 年 度

固定資產概要調書

神戸市行財政局主税部固定資産税課

目 次

I 土地に関する概要調書

第	1	表	納税義務者数に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第	2	表	総括表	2
第	3	表	納税義務者区分による土地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第	4	表	宅地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第	5	表	宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第	6	表	宅地等の負担調整に関する調(平成28年度分)(商業地等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第	7	表	宅地等の負担調整に関する調(農地+造成費として評価される農業用施設用地・生産緑地地区内の宅地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第	8	表	宅地等の負担調整に関する調(宅地計・一般山林) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第	9	表	宅地等の負担調整に関する調(複合利用鉄軌道用地(小規模住宅用地・一般住宅用地)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第	10	表	宅地等の負担調整に関する調(宅地比準土地・宅地比準土地以外・総計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第	47	表	農地の負担調整に関する調(平成28年度分)(一般市街化区域農地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第	48	表	農地の負担調整に関する調(平成28年度分)(介在農地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第	49	表	農地の負担調整に関する調(平成28年度分)(一般農地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第	50	表	農地の負担調整に関する調(平成28年度分)(合計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第	13	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成24年度以前の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第	14	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成25・26年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第	15	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成27・28年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
第	16	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(合計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第	17	表	課税標準の特例等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第	18	表	介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第	19	表	負担調整措置等による軽減額に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
第	20	表	平成29年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
第	92	表	宅地等の負担調整に関する調(平成27年度分)(商業地等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
第	93	表	農地の負担調整に関する調(平成27年度分)(一般市街化区域農地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第	94	表	農地の負担調整に関する調(平成27年度分)(介在農地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
第	95	表	農地の負担調整に関する調(平成27年度分)(一般農地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第	96	表	農地の負担調整に関する調(平成27年度分) (合計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57

Ⅱ 家屋に関する概要調書

第	21	表	納税義務者数に関する調	59
第	22	表	総括表	60
第	23	表	所有者区分による家屋に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
第	24	表	木造家屋に関する調	62
第	25	表	木造以外の家屋に関する調(1)事務所、店舗、百貨店 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
第	26	表	木造以外の家屋に関する調(2)住宅、アパート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
第	27	表	木造以外の家屋に関する調(3)病院、ホテル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
第	28	表	木造以外の家屋に関する調(4)工場、倉庫、市場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
第	29	表	木造以外の家屋に関する調 (5) その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
第	30	表	木造以外の家屋に関する調 (6) 合計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
第	31	表	新増分家屋に関する調(1)木造家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
第	32	表	新増分家屋に関する調(2)木造以外の家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第	33	表	減少分家屋に関する調(1)木造家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
第	34	表	減少分家屋に関する調(2)木造以外の家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
第	35	表	課税標準額等に関する調(その1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
第	36	表	課税標準額等に関する調(その 2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
第	37	表	法附則第15条の 6 等の規定による軽減税額等に関する調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	77
第	38	表	建築年次区分による家屋に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
第	39	表	家屋の変動に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
第	40	表	法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成28年度に新たに軽減の対象となったもの) ・・・・	81
第	41	表	法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅の個数に関する調(平成28年度に新たに課税の対象となったもの)・・・	82
第	42	表	法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成28年度に新たに軽減の対象となったもの) ・・・・	83
第	43	表	新築住宅に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
第	44	表	法附則第56条等の規定による軽減税額等に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
第	45	表	法附則第55条の規定による減額課税等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
第	98	表	地域決定型地方税制終例措置(わがまち終例)に関する調(家屋)(法附則第15条関係(再掲))	88

Ш	都市	計画	ī税に	関する概要調書	
	第	51	表	都市計画区域及び課税区域に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
	第	52	表	納税義務者数に関する調 ····································	90
	第	53	表	地積及び床面積等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
	第	54	表	決定価格及び課税標準額に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	第	55	表	平成29年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	第	56	表	三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
	第	57	表	課税標準の特例に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
	第	58	表	課税標準の特例に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
	第	59	表	宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
	第	60	表	宅地等の負担調整に関する調(商業地等・宅地計・その他) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
	第	61	表	宅地等の負担調整に関する調(その他・合計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
	第	62	表	農地の負担調整に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
	第	97	表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調(法附則第15条関係(再掲)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
IV	償却	資産	に関	する概要調書	
	第	69	表	納税義務者数に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
	第	70	表	償却資産の価格等に関する調(市町村計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
	第	71	表	償却資産の価格等に関する調(個 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
	第	72	表	償却資産の価格等に関する調(法 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
	第	73	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法第349条の3関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
	第	74	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)(法附則第15条関係) ・・・・・・・	123
	第	75	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)(法附則第15条関係) ・・・・・・・	125
	第	76	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法附則第15条の2, 第15条の3, 旧法附則第16条の2)	127
	第	77	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法附則第56条,第56条の2) ・・・・・・・	129
	第	78	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
	第	79	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
	第	80	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
	第	99	表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調(法附則第15条関係(再掲)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	133
V	市町	村交	付金	に関する概要調書	
				平成28年度 市町村交付金の交付額等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134

I 土地に関する概要調書

地 1	方公	、共区	表番号 7 8				
2	8	1	0	0	0	0	1

平成28年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		(1)	(2)	(3)
区分 個人 法人の別	行番号	総数 (人)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個 人	0 1 0	296, 156	14, 014	282, 142
法 人	0 2 0	16, 543	1,014	15, 529
計	0 3 0	312, 699	15, 028	297, 671

1

地1	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	0	2				

第2表 総 括 表

都 道 府 県 名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)				(8)	(9)	(10)
	\		区 分					地	積					決	定 価	格				課		準 額
Lef.				行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点以上のもの
地		目		9			12 (m²)(イ)	27 (m²)(口)	42 (m²)(ハ)	57 (m²)(二) ₇₁	9			12 (千円)(ホ)	27 (千円)(へ)	42 (千円)(ト)56	9			12 (千円)(チ)	27 (千円)(リ)	42(千円)(ヌ)56
ш		_	般 田	0	1	0	3, 612, 264	43, 748, 042	1, 204, 970	42, 543, 072	0	1	1	6, 189, 477	164, 717	6, 024, 760	0	1	2	6, 189, 372	164, 710	6, 024, 662
田		介 i 街	在 田 · · 化 区 域 田	0	2	0	48,009	958, 195	976	957, 219	0	2	1	14, 248, 996	6, 097	14, 242, 899	0	2	2	4, 880, 649	2, 050	4, 878, 599
-		-	般 畑	0	3	0	1, 199, 467	5, 254, 655	402, 030	4, 852, 625	0	3	1	367, 666	27, 908	339, 758	0	3	2	367, 614	27, 895	339, 719
畑	-	介 i 街	在 畑 · : 化 区 域 畑	0	4	0	6, 545	268, 315	9, 323	258, 992	0	4	1	5, 999, 367	7, 444	5, 991, 923	0	4	2	2, 205, 294	2, 900	2, 202, 394
	1	小 住	規 模 宅 用 地	0	5	0		56, 170, 562	212, 900	55, 957, 662	0	5	1	4, 451, 848, 714	6, 256, 245	4, 445, 592, 469	0	5	2	741, 108, 814	1, 041, 507	740, 067, 307
宅	_	般	住宅用地	0	6	0		8, 016, 808	5, 131	8, 011, 677	0	6	1	369, 531, 312	85, 562	369, 445, 750	0	6	2	122, 995, 808	28, 509	122, 967, 299
地	1 D	住 人 タ	宅 用 地外の宅地	0	7	0	/	35, 563, 206	4, 511	35, 558, 695	0	7	1	2, 424, 579, 764	53, 876	2, 424, 525, 888	0	7	2	1, 623, 562, 913	36, 584	1, 623, 526, 329
			計	0	8	0	21, 760, 178	99, 750, 576	222, 542	99, 528, 034	0	8	1	7, 245, 959, 790	6, 395, 683	7, 239, 564, 107	0	8	2	2, 487, 667, 535	1, 106, 600	2, 486, 560, 935
		塩	田	0	9	0			\setminus	\setminus	0	9	1				0	9	2		/	
	鉱		泉 地	1	0	0	380	285	20	265	1	0	1	23, 848	184	23, 664	1	0	2	22, 157	184	21, 973
		池	沼	1	1	0	198, 535	107, 181	4, 703	102, 478	1	1	1	35, 683	654	35, 029	1	1	2	25, 494	482	25, 012
山	一般山林			1	2	0	50, 586, 007	81, 762, 519	9, 424, 325	72, 338, 194	1	2	1	1, 269, 637	145, 421	1, 124, 216	1	2	2	1, 269, 637	145, 421	1, 124, 216
林	Ź	介 在 山 林		1	3	0	772, 981	4, 918, 888	207, 038	4, 711, 850	1	3	1	6, 625, 873	80, 592	6, 545, 281	1	3	2	4, 524, 015	55, 129	4, 468, 886
		牧	場	1	4	0			0		1	4	1		0		1	4	2		0	
		原	野	1	5	0	3, 125, 648	3, 521, 300	380, 997	3, 140, 303	1	5	1	1, 089, 032	35, 197	1, 053, 835	1	5	2	784, 303	27, 603	756, 700
	ゴ	゛ル	フ場用地	1	6	0	1, 002, 367	12, 192, 833	653	12, 192, 180	1	6	1	24, 133, 255	935	24, 132, 320	1	6	2	16, 807, 355	655	16, 806, 700
+ 14	遊	遠	地等の用地	1	7	0	825	274, 128	0	274, 128	1	7	1	507, 136	0	507, 136	1	7	2	354, 995	0	354, 995
雑		Ĭ	単 体 利 用	1	8	0	474, 258	1, 966, 163	42	1, 966, 121	1	8	1	54, 872, 647	228	54, 872, 419	1	8	2	36, 674, 308	158	36, 674, 150
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	0	/	151	0	151	1	9	1	20, 349	0	20, 349	1	9	2	3, 392	0	3, 392
種	道	複合	一般住宅用地	2	0	0	/		0		2	0	1		0		2	0	2		0	
	用地	利用	住宅用地以外	2	1	0		269, 777	0	269, 777	2	1	1	38, 405, 927	0	38, 405, 927	2	1	2	25, 306, 160	0	25, 306, 160
地		/ 14	計	2	2	0	2, 248	269, 928	0	269, 928	2	2	1	38, 426, 276	0	38, 426, 276	2	2	2	25, 309, 552	0	25, 309, 552
	そ	の	他の雑種地	2	3	0	121, 042, 541	14, 268, 117	441, 399	13, 826, 718	2	3	1	116, 100, 780	335, 351	115, 765, 429	2	3	2	79, 352, 257	235, 366	79, 116, 891
			計	2	4	0	122, 522, 239	28, 971, 169	442, 094	28, 529, 075	2	4	1	234, 040, 094	336, 514	233, 703, 580		<u>: </u>	2	158, 498, 467	236, 179	158, 262, 288
	そ		の他	2	5	0	83, 926, 622				2	5	1				2	5	2			
		合	計	2	6	0	287, 758, 875	269, 261, 125	12, 299, 018	256, 962, 107	2	6	1	7, 515, 849, 463	7, 200, 411	7, 508, 649, 052	2	6	2	2, 666, 434, 537	1, 769, 153	2, 664, 665, 384

地1	表番号 7 8						
2	8	1	0	0	0	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

							(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
			区 分					筆	数	VI		こり 価格
Life				行	番	号	非課税地筆数	評 価 総 筆 数	法定免税点未満のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点	平均価格	最 高 価 格
地				9			12 (筆)(ル)			57 (筆)(力)	(円/m²)(ヨ)	72 (円/㎡)(夕) 80
田田		一 般			1		20, 152	47, 159	2, 308	44, 851	141	151
ш		介 在 街 化	田 区 域 田	0	2	3	238	2, 662	24	2, 638	14, 871	231, 084
Jam		一般		0	3	3	3, 358	9, 505	985	8, 520	70	72
畑			区域畑	0	4	3	47	1, 148	43	1, 105	22, 359	173, 750
		小 規 住 宅	用 地	0	5	3		353, 931	5, 942	347, 989	79, 256	1, 574, 892
宅	_	般住	宅用地	0	6	3		92, 723	463	92, 260	46, 095	514, 000
地			用地电地	0	7	3		76, 332	346	75, 986	68, 177	2, 255, 803
		計	-	0	8	3	44, 307	522, 986	6, 751	516, 235	72, 641	2, 255, 803
		塩	田	0	9	3						
	鉱	泉	地	1	0	3	6	41	1	40	83, 677	1, 741, 155
	;	池	沼	1	1	3	242	253	13	240	333	35, 300
Щ	_	一般	山 林	1	2	3	14, 747	28, 290	6, 623	21, 667	16	16
林	1	介 在 山 林			3	3	588	5, 296	717	4, 579	1, 347	71, 000
		牧	場	1	4	3			0		0	
	,	原	野	1	5	3	3, 321	6, 118	1, 077	5, 041	309	63, 700
	ゴ	゛ルフ	場用地	1	6	3	81	3, 305	5	3, 300	1, 979	13, 365
+1.64		園 地 等	の用地	1	7	3	2	37	0	37	1,850	1,850
雑		単 体	利 用	1	8	3	957	3, 420	4	3, 416	27, 908	115,000
	鉄軌		模住宅用地	1	9	3		10	0	10	134, 762	134, 762
種	道		设住宅用地	2	0	3			0		0	
	用地	利力	2.用地以外	2	1	3		712	0	712	142, 362	715, 419
地		1,11	計	2	2	3	8	722	0	722	142, 358	715, 419
시브	そ	の他の	雑種地	2	3	3	123, 793	29, 163	3, 287	25, 876	8, 137	848, 000
		計	-	2	4	3	124, 841	36, 647	3, 296	33, 351	8, 078	848, 000
	そ	Ø	他	2	5	3						
		合	計	2	6	3	211, 847	660, 105	21, 838	638, 267	27, 913	
									3			

地1	方公	表番号 7 9					
2	8	1	0	0	0	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

_						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	\	▼ 区 分				納税義	務者数	地	積	決 定	価 格
地			行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人
ᄺ			9		_	12 (人)(イ)	22 (人)(口)	32 (m²)(^)	44 (m²)(=)	56 (千円)(ホ)	68 (千円)(へ) 79
田		一 般 田	0	1	0	7, 603	26	42, 506, 095	36, 977	6, 019, 927	4, 833
ш	-	介 在 田 ・ 街 化 区 域 田	0	2	0	1,079	11	949, 667	7, 552	14, 164, 102	78, 797
畑		一 般 畑	0	3	0	3, 697	23	4, 531, 139	321, 486	316, 707	23, 051
ДЩ	市		0	4	0	751	15	254, 353	4, 639	5, 891, 344	100, 579
		小 規 模 主 宅 用 地	0	5	0	262, 557	7, 233	49, 603, 322	6, 354, 340	3, 868, 923, 250	576, 669, 219
宅	_	般住宅用地	0	6	0	69, 273	1,031	7, 615, 820	395, 857	343, 377, 942	26, 067, 808
地	f 以	主 宅 用 地 、外 の 宅 地	0	7	0	29, 746	10, 263	8, 426, 930	27, 131, 765	609, 421, 398	1, 815, 104, 490
		計	0	8	0	361, 576	18, 527	65, 646, 072	33, 881, 962	4, 821, 722, 590	2, 417, 841, 517
	ţ	塩 田	0	9	0					\setminus	\setminus
	鉱	泉 地	1	0	0	11	22	79	186	2, 770	20, 894
	ì	池 沼	1	1	0	24	32	18, 150	84, 328	3, 038	31, 991
山	-	一般山林	1	2	0	4, 397	402	42, 672, 602	29, 665, 592	663, 155	461, 061
林	Í	个 在 山 林	1	3	0	1, 481	363	2, 067, 468	2, 644, 382	2, 492, 431	4, 052, 850
	!	牧 場	1	4	0						
	J	原 野	1	5	0	1, 938	164	1, 916, 612	1, 223, 691	604, 033	449, 802
	ゴ	ルフ場用地	1	6	0	192	38	2, 659, 675	9, 532, 505	3, 972, 767	20, 159, 553
	遊	園地等の用地	1	7	0		2		274, 128		507, 136
雑		単 体 利 用	1	8	0	5	34	511	1, 965, 610	3, 435	54, 868, 984
	鉄軌	小規模住宅用地	1	9	0		2		151		20, 349
種	道	複 一般住宅用地	2	0	0						
	用 地	利 住宅用地以外	2	1	0	6	40	813	268, 964	20, 465	38, 385, 462
地		計	2	2	0	6	42	813	269, 115	20, 465	38, 405, 811
	そ	の他の雑種地	2	3	0	9, 051	1, 538	6, 756, 565	7, 070, 153	52, 528, 513	63, 236, 916
		計	2	4	0	9, 254	1, 654	9, 417, 564	19, 111, 511	56, 525, 180	177, 178, 400
	1	合 計	2	5	0	391, 811	21, 239	169, 979, 801	86, 982, 306	4, 908, 405, 277	2, 600, 243, 775

地	方公	大大]体:	コー	ド	表者 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_			_				(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	\		区 分				課税	票準額	筆	数	単位			価格
l			<u> </u>	行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	平 均 _(th) 個 人	価 格 、法 人	最 高 個 人	価格 法人
地		目		9			12 (千円)(ト)	24 (千円)(チ)	36 (筆)(リ)	46 (筆)(ヌ)	<u>(ホ)</u> 恒 へ ^(ハ) (円/㎡)(ル)	(二) (円/m²)(ヲ)	恒 人 56 (円/㎡)(ワ)	伝 67 (円/㎡)(カ) 77
田		_	般 田	0	1	1	6, 019, 834	4, 828	44, 779	72	142	131	151	151
Щ			在 田 · 化区域田	0	2	1	4, 846, 377	32, 222	2, 616	22	14, 915	10, 434	231, 084	19, 650
畑		_	般 畑	0	3	1	316, 668	23, 051	8, 479	41	70	72	72	72
ΛЩ	市	介 街	在 畑 ・ 化 区 域 畑	0	4	1	2, 159, 524	42, 870	1,084	21	23, 162	21, 681	173, 750	54, 096
	ſ	小 主	規 模 宅 用 地	0	5	1	644, 086, 566	95, 980, 741	331, 388	16, 601	77, 997	90, 752	1, 189, 751	1, 574, 892
宅	_	般	住宅用地	0	6	1	114, 317, 414	8, 649, 885	90, 006	2, 254	45, 087	65, 852	514,000	459, 264
地	f 以		宅 用 地の 宅 地	0	7	1	411, 901, 341	1, 211, 624, 988	47, 019	28, 967	72, 318	66, 900	2, 138, 160	2, 255, 803
			計	0	8	1	1, 170, 305, 321	1, 316, 255, 614	468, 413	47, 822	73, 450	71, 361	2, 138, 160	2, 255, 803
		塩	田	0	9	1								
	鉱		泉 地	1	0	1	2, 770	19, 203	11	29	35, 063	112, 333	650,000	1, 741, 155
	į	池	沼	1	1	1	2, 421	22, 591	39	201	167	379	35, 300	15, 200
Щ	-	<u> </u>	設 山 林	1	2	1	663, 155	461, 061	18, 244	3, 423	16	16	16	16
林	1	介 :	在 山 林	1	3	1	1, 687, 387	2, 781, 499	2, 831	1,748	1, 206	1, 533	71, 000	48, 800
		牧	場	1	4	1					0	0		
	ļ	原	野	1	5	1	435, 305	321, 395	4, 032	1,009	315	368	63, 700	27, 561
	ゴ	ル	フ場用地	1	6	1	2, 723, 396	14, 083, 304	779	2, 521	1, 494	2, 115	1,770	13, 365
+1.66-	遊	園士	地等の用地	1	7	1		354, 995		37	0	1, 850		1,850
雑		単	体 利 用	1	8	1	2, 403	36, 671, 747	6	3, 410	6, 722	27, 914	29, 200	115, 000
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	1		3, 392		10	0	134, 762		134, 762
種	道	複合	一般住宅用地	2	0	1					0	0		
	用地	利用	住宅用地以外	2	1	1	14, 234	25, 291, 926	16	696	25, 172	142, 716	32, 520	715, 419
地			計	2	2	1	14, 234	25, 295, 318	16	706	25, 172	142, 712	32, 520	715, 419
	そ	の作	也の雑種地	2	3	1	36, 151, 707	42, 965, 184	18, 043	7, 833	7, 774	8, 944	188, 430	848, 000
			計	2	4	1	38, 891, 740	119, 370, 548	18, 844	14, 507	6, 002	9, 271	188, 430	848, 000
		合	計	2	5	1	1, 225, 330, 502	1, 439, 334, 882	569, 372	68, 895	28, 876	29, 894		

地	方グ	〉共区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	0	4

第4表 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)

_		_	>		((1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)								
	区				納	税義	務 者 数		地	積	決 定	価 格								
地	分区	行	番	号	個	人	法 人	個	人	法人	個人	法人	最	高	価	格	地	の	所	在
	別	9			12	(人)	22 (人)	32	(m²)(イ)	44 (m²)(□)) ₅₆ (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79								
商	繁華街	0	1	0		279	16	0	30, 067		16, 479, 26	18, 249, 760			中央	区北長	狭通1	丁目		
業	高度商業地区I	0	2	0		53	16	8	28, 305	339, 285	13, 858, 88	4 210, 035, 290			中央	区小野	柄通8	丁目		
,,,	高度商業地区Ⅱ	0	3	0		705	63	6	125, 553	687, 056	53, 880, 72	3 240, 829, 070			中央	区三江	宮町 1	丁目		
地	普通商業地区	0	4	0		5, 906	1, 89	6	1, 164, 996	2, 308, 696	219, 012, 40	7 283, 402, 731			中央	区北長	狭通3	丁目		
区	計	0	5	0		6, 943	2, 86	0	1, 348, 921	3, 367, 698	303, 231, 28	752, 516, 851			中央	区三国	宮町1	丁目		
住	併用住宅地区	0	6	0		12, 639	2, 69	2	3, 610, 681	2, 786, 231	414, 046, 43	284, 824, 874			中央	区山ス	本通 3 ⁻	丁目		
宅	高級住宅地区	0	7	0		1, 388	10	1	433, 859	106, 463	87, 445, 68	18, 423, 493			東海	難区御	影2丁	1目		
地	普通住宅地区	0	8	0		237, 857	7, 33	6 49	9, 980, 481	8, 787, 957	3, 777, 899, 19	671, 443, 228			東海	難区岡	本2丁	1目		
区	計	0	9	0		251, 884	10, 12	9 54	4, 025, 021	11, 680, 651	4, 279, 391, 30	974, 691, 595			中央	・区山ス	本通 3 7	丁目		
工	大工場地区	1	0	0		153	86	2	76, 289	12, 058, 641	2, 855, 09	414, 794, 348			中	央区湊	島6丁	1目		
業	中小工場地区	1	1	0		6, 488	1, 80	2	1, 369, 434	4, 117, 920	95, 183, 04	2 229, 074, 115			東灘	区本山	南町6	丁目		
地	家内工業地区	1	2	0																
区	計	1	3	0		6, 641	2, 66	4	1, 445, 723	16, 176, 561	98, 038, 13	2 643, 868, 463			東灘	区本山	南町6	丁目		
村	集団地区	1	4	0		5, 830	30	7	1, 814, 566	265, 610	41, 380, 96	6, 234, 022			須磨	区妙法	寺字ア	' チロ		
落地	村落地区	1	5	0		11, 432	77	8	6, 456, 908	1, 977, 739	93, 221, 85	27, 894, 263			須磨	区白厂	字向	井坂		
区	計	1	6	0		17, 262	1, 08	5 8	8, 271, 474	2, 243, 349	134, 602, 82	1 34, 128, 285			須磨	区妙法	寺字ア	チロ		
看	見光 地区	1	7	0		335	12	7	84, 055	285, 688	4, 992, 81	12, 218, 604				兵庫区	福原町			
	美用施設の用に供 ト る 宅 地	1	8	0		1, 083	2	5	467, 200	128, 015	1, 449, 72	417, 719			<u></u> 北	区人	多町附织	物		
生產	[緑地地区内の宅地	1	9	0		34			3, 678		16, 51	1			西	区伊川	谷町有	「瀬		
	合 計	2	0	0		284, 182	16, 89	0 65	5, 646, 072	33, 881, 962	4, 821, 722, 59	2, 417, 841, 517	_							

⁽注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地	方グ	〉共 🛚	団体:	ュー	ド	表番 7	多号 8
2	8	1	0	0	0	0	4

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			▶		(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	区				課税標	準 額	筆	数	単 位	正 当 た	こ り 信	西格
地	分	行	番	号	個 人	法人	個 人	法人	平均	価 格	最 高	価 格
	区	1 J	甾	75	個 八	法 人	個 人	伍 八	(個 人	(二) 法 人	個 人	法 人
	別	9			12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	(人) (円/m²)	(口) (円/m²)	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁華街	0	1	1	10, 437, 585	11, 976, 684	427	382	548, 085	558, 763	989, 400	1, 164, 700
業	高度商業地区I	0	2	1	4, 104, 934	130, 117, 299	80	572	489, 627	619, 053	1, 168, 200	1, 808, 936
地	高度商業地区Ⅱ	0	3	1	21, 057, 420	149, 731, 819		985	429, 147	350, 523	2, 138, 160	2, 255, 803
	普通商業地区	0	4	1	72, 038, 120	159, 232, 575	8, 411	4, 135	187, 994	122, 754	603, 954	589, 098
区	計	0	5	1	107, 638, 059	451, 058, 377	9, 727	6, 074	224, 795	223, 451	2, 138, 160	2, 255, 803
住	併用住宅地区	0	6	1	132, 935, 007	154, 735, 270	18, 644	6, 048	114, 673	102, 226	401, 200	379, 700
宅	高級住宅地区	0	7	1	19, 441, 175	6, 065, 327	1, 819	189	201, 553	173, 051	334, 790	296, 000
地	普通住宅地区	0	8	1	822, 770, 913	243, 786, 257	293, 797	20, 076	75, 587	76, 405	355, 610	347, 080
区	計	0	9	1	975, 147, 095	404, 586, 854	314, 260	26, 313	79, 211	83, 445	401, 200	379, 700
工	大工場地区	1	0	1	1, 841, 638	278, 308, 085	205	1, 803	37, 425	34, 398	55, 566	69, 324
業	中小工場地区	1	1	1	38, 481, 957	152, 573, 822	9, 103	4, 188	69, 505	55, 629	185, 130	191, 273
地	家内工業地区	1	2	1					0	0		
区	計	1	3	1	40, 323, 595	430, 881, 907	9, 308	5, 991	67, 813	39, 803	185, 130	191, 273
村	集団地区	1	4	1	12, 161, 365	3, 395, 575	9, 109	731	22, 805	23, 471	63, 756	63, 756
落地	村 落 地 区	1	5	1	31, 797, 950	18, 518, 795	24, 055	2, 193	14, 438	14, 104	57, 123	52, 866
区	計	1	6	1	43, 959, 315	21, 914, 370	33, 164	2, 924	16, 273	15, 213	63, 756	63, 756
鶴	光 地 区	1	7	1	2, 311, 162	7, 545, 376	544	540	59, 399	42, 769	151, 804	154, 148
農業	用施設の用に供 る 宅 地	1	8	1	915, 544	268, 730	1, 562	57	3, 103	3, 263	5, 850	3, 350
生産	緑地地区内の宅地	1	9	1	10, 551		39		4, 489	0	5, 850	
	合 計	2	0	1	1, 170, 305, 321	1, 316, 255, 614	368, 604	41, 899	73, 450	71, 361	2, 138, 160	2, 255, 803

⁽注)1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方公	:共区]体:	コー	ĸ	表都 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		<u> </u>) H A	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	0 1 0	221, 751	42, 576, 505	2, 869, 608, 246		279, 830
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	33, 877	5, 537, 835	747, 256, 626	124, 542, 756	40, 494
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	7, 777	1, 330, 244	235, 675, 120	38, 800, 230	9, 672
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	757	105, 730	11, 721, 701	1, 817, 008	895
	1.46-	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	283	34, 312	3, 312, 101	484, 125	324
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	53	7, 543	617, 542	85, 266	69
	1>-	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	34	5, 432	383, 701	49, 812	40
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	20	1, 793	130, 949		31
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	18	2, 662	135, 340	,	22
	-L	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	6	849	62, 248	6, 461	7
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	2	188	8, 172	801	2
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	2	229	11, 504	1,028	2
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
	_	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
)	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満 計	2 1 0	004 500	40, 600, 000	9 000 000 000	C44 000 FCC	991 900
		計 負担水準1.0以上	2 2 0 2 3 0	264, 580 6, 015	49, 603, 322 5, 364, 122	3, 868, 923, 250 433, 504, 441	644, 086, 566 72, 250, 735	331, 388
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	1, 282	784, 995	112, 712, 675	18, 785, 445	13, 593 2, 408
	71.	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	332	143, 382	25, 636, 643	4, 224, 937	515
	規	負担水準0.85以上0.95米満	2 6 0	38	51, 018	4, 031, 029	620, 127	60
	796	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	9	1, 165	137, 626	,	11
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0	4	1, 756	151, 002	20, 814	4
		負担水準0. 7以上0. 75未満	2 9 0	1	2, 200	28, 514	,	1
抽	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0	3	5, 471	458, 513	53, 722	6
, ,		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	2	231	8, 776	,	3
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0			-,	_,	_
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	116	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	,	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	7, 686	6, 354, 340	576, 669, 219	95, 980, 741	16, 601

地1	表番号 7 8						
2	8	1	0	0	0	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		—			(1)	(2)	(3)	(4)	(!	5)
		区	行 番	무	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
		<u></u>	8 11 ⊞	73	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	9	(筆) 80
		負担水準1.0以上	4 5	0	62, 457	7, 029, 941	260, 554, 668	86, 851, 531		81, 517
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6	0	5, 783	445, 058	59, 033, 007	19, 677, 667		6, 875
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7	0	1,061	124, 220	22, 599, 209	7, 435, 944		1, 450
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8	0	68	7, 781	593, 521	184, 512		95
	,	負担水準0.8以上0.85未満	4 9	0	24	3, 547	376, 679	109, 040		31
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0	0	11	3, 021	143, 285	38, 966		20
	1	負担水準0.7以上0.75未満	5 1	0	7	1, 875	61, 811	16, 215		11
	宇	負担水準0.65以上0.7未満	5 2		1	30	1, 155	288		1
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3	0	5	347	14, 607	3, 251		6
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4	0						
	/13	負担水準0.5以上0.55未満	5 5							
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 6							
	가면	負担水準0.4以上0.45未満	5 7	0						
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8							
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9							
	/I=I	負担水準0.25以上0.3未満	6 0							
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6 1							
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2							
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3							
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	6 4							
		負担水準0.05未満	6 5							
		計	6 6		69, 417	7, 615, 820	343, 377, 942	, ,		90, 006
		負担水準1.0以上	6 7		866	295, 147	16, 529, 509	5, 509, 836		1, 906
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6 8		130	59, 943	7, 190, 733	2, 396, 911		265
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9		45	11, 713	1, 810, 253	595, 362		70
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7 0		5	3, 837	180, 548	55, 460		6
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1		2	61	14, 145	,		2
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7 2		2	718	17, 316			2
Lula		負担水準0.7以上0.75未満	7 3		1	24, 026	311, 395	80, 211		1
地	宅	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	7 4		1	410	19.000	0 105		0
		負担水準0.55以上0.65未満	7 5		1	412	13, 909	3, 185		2
	用		7 6							
		負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満	7 7 7 8							
	地	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.4以上0.45未満	7 9							
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0							
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満								
		負担水準0.3以上0.35末個 負担水準0.25以上0.3未満	8 1 8 2							
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 3							
		負担水準0.15以上0.25未摘 負担水準0.15以上0.2未満	8 4							
	人	負担水準0.13以上0.2末個 負担水準0.1以上0.15未満	8 5							
	^ `	負担水準0.05以上0.13米個 負担水準0.05以上0.1未満	8 6							
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8 7							
		負担小平0.05木個 計	8 8		1, 052	395, 857	26, 067, 808	8, 649, 885		2, 254
		μl	0 0	U	1, 002	J90, 001	20,001,000	0, 049, 000		4, 404

地1	方グ	、共区]]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの) (平成28年度分)

		_				(1)		(2)		(3)	(4)	(5))
		区 分	行	番	异	納税義務者数	地	積	決	定価格	課税標準額	筆	数
			9		-	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円		9	(筆)80
	住	負担水準0.7超		1	•	3, 011		1, 131, 117		19, 454, 092			4, 794
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		2		23, 919		6, 034, 591		456, 605, 253			34, 869
		負担水準0.6以上0.65未満		3		5,060		1, 173, 310		119, 496, 918			6, 718
	用	負担水準0.55以上0.6未満		4		470		80, 036		13, 481, 504			593
	地	負担水準0.5以上0.55未満		5	•	15		6, 173		308, 726			25
	以	負担水準0.45以上0.5未満		6		9		972		40, 312	21, 233		16
	外	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	4		731		34, 593	16, 061		4
	0	負担水準0.35以上0.4未満		8									
		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0								
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0								
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0								
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満		2									
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0								
	",	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0								
	人	負担水準0.05未満	1	5	0								
		計	1	6	0	32, 488		8, 426, 930		609, 421, 398	411, 901, 341		47, 019
	住	負担水準0.7超		7		591		1, 090, 936		21, 070, 681			1,605
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	10, 349		23, 792, 284	1,	379, 595, 617	942, 059, 063		23, 747
		負担水準0.6以上0.65未満		9	:	1,620		1, 759, 550	,	318, 786, 052	197, 523, 014		3, 165
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	216		471, 586		94, 452, 755			428
	地	負担水準0.5以上0.55未満		1		5		1, 495		96, 906			7
地	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	8		15, 574		1, 091, 519	567, 750		13
地	外	負担水準0.4以上0.45未満		3	ī	2		340		10, 960	5, 331		2
	0	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0								
		負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0								
	宅	負担水準0.25以上0.3未満		6	•								
	地	負担水準0.2以上0.25未満		7									
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満		8	•								
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0								
	Ι,	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0								
	人	負担水準0.05未満		1	ī								
		計		2		12, 791		27, 131, 765	1,	815, 104, 490	1, 211, 624, 988		28, 967
	160行及で	び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3	0								

地1	方公	共民]]体:	コー	ド	表番 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの) (平成28年度分)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		<i>□</i>	8 11 . Etc. 12	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)6	69 (筆)80
	住	負担水準0.70	3 4 0	4, 710	1, 436, 604	60, 102, 763	42, 071, 933	6, 718
宅	宅	負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0	12, 299	3, 276, 549	238, 341, 984	166, 357, 985	18, 659
地	用	負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0	2,608	493, 936	54, 483, 662	37, 348, 820	3,618
70	地	負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0	1,943	396, 142	46, 955, 437	31, 709, 839	2, 690
$\overline{}$	以	負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0	1,351	244, 779	31, 477, 349	20, 942, 532	1,830
-	外	負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0	1,008	186, 581	25, 244, 058	16, 534, 388	1, 354
負	\mathcal{O}	負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0	1, 159	254, 943	29, 535, 942	19, 037, 157	1,533
担	宅	負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0	1, 159	228, 784	29, 770, 090	18, 916, 871	1,509
1=	地	負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0	807	135, 425	23, 064, 690	14, 424, 934	1,033
水		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0	1, 417	458, 306	18, 474, 172	11, 372, 888	1, 937
	個	負担水準0.60超0.61未満	4 4 0	518	95, 852	18, 652, 024	11, 263, 147	706
準	人	負担水準0.60	4 5 0	0	0	0	0	0
0		計	4 6 0	28, 979		576, 102, 171	389, 980, 494	41, 587
	住	負担水準0.70	4 7 0	2, 019		270, 756, 364	185, 014, 972	4, 386
•	宅	負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0	5, 164	13, 766, 939	714, 447, 523	491, 873, 299	12, 538
	用	負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0	1, 142		139, 393, 315	95, 050, 767	2, 527
6	地	負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0	884	927, 748	115, 891, 352	78, 106, 891	1,860
(以	負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0	686	,	84, 262, 889	56, 073, 207	1, 559
,	外	負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0	454	352, 112	54, 844, 174	35, 939, 927	877
0	0)	負担水準0.64以上0.65未満	5 3 0	475	373, 124	68, 149, 527	43, 440, 686	918
	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5 4 0	381	348, 563	43, 875, 436	27, 856, 507	665
•	地	負担水準0.62以上0.63未満	5 5 0	286	,	40, 020, 393	25, 012, 391	518
7	(;	負担水準0.61以上0.62未満	5 6 0	245	,	54, 306, 144	33, 464, 340	648
'	法	負担水準0.60超0.61未満	5 7 0	233	498, 543	112, 434, 552	67, 749, 090	416
$\overline{}$	人	負担水準0.60	5 8 0	0	0	0	0	0
		計	5 9 0	11, 969	25, 551, 834	1, 698, 381, 669	1, 139, 582, 077	26, 912

第6表340行から第6表590行は、第6表020行から第6表030行及び第6表180行から第6表190行の内数として記載すること。

1	地	方グ	大公]体:	ュー	ド	表看 7	香号 8
4	2	8	1	0	0	0	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——				(1)	 (2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行;	番号	킂	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
			9			12 (人)	(m^2)			
宅	住	負担水準0.7超		1		226	60, 042	150, 707		2
地	宅	負担水準0.65以上0.7以下		2		138	32, 820	83, 873		1
II.		負担水準0.6以上0.65未満		3		783	374, 258	1, 214, 876	751, 377	1, 1
$\overline{}$	用	負担水準0.55以上0.6未満		4						
農	地	負担水準0.5以上0.55未満		5		1	80	268	159	
地	以	負担水準0.45以上0.5未満		6						
+	外	負担水準0.4以上0.45未満		7						
	Ø	負担水準0.35以上0.4未満		8						
造	宅	負担水準0.3以上0.35未満		9						
成	_	負担水準0.25以上0.3未満		0						
費	地	負担水準0.2以上0.25未満		1						
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満		2						
と	個	負担水準0.1以上0.15未満		3						
L	人	負担水準0.05以上0.1未満		4						
て		負担水準0.05未満		5						
評		計		6		1, 148	467, 200	1, 449, 724	915, 544	1, 5
価	住	負担水準0.7超		7		5	33, 480	110, 800	77, 560	
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		8		2	7, 105	18, 178	,	
さ		負担水準0.6以上0.65未満		9		21	87, 430	288, 741	178, 445	
れ	用	負担水準0.55以上0.6未満		0						
る	地	負担水準0.5以上0.55未満		1						
_		負担水準0.45以上0.5未満		2						
農	外	負担水準0.4以上0.45未満		3						
業	Ø	負担水準0.35以上0.4未満		4						
用	宅	負担水準0.3以上0.35未満		5						
施		負担水準0.25以上0.3未満		6						
	地	負担水準0.2以上0.25未満		7						
設	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満		8						
用	14	負担水準0.1以上0.15未満		9						
地	人	負担水準0.05以上0.1未満		0						
<u> </u>		負担水準0.05未満		1						
		計		2		28	128, 015	417, 719	268, 730	

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地方公共団体コード表番										
4	2	8	1	0	0	0	0	7		

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番号	抑	納税義務者数		地 積	決 定	価格	課税標準額	筆	数
			9			12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)		69	(筆) 80
宅	住	負担水準0.7超		3		7		548		1, 740			7
地	宅	負担水準0.65以上0.7以下		4		6		340		954			6
$\overline{}$	_	負担水準0.6以上0.65未満		5		21		2, 790		13, 817	8, 673		26
農	用	負担水準0.55以上0.6未満		6									
地	地	負担水準0.5以上0.55未満		7									
等	以	負担水準0.45以上0.5未満		8									
	外	負担水準0.4以上0.45未満		9									
+	\mathcal{O}	負担水準0.35以上0.4未満		0									
造		負担水準0.3以上0.35未満		1									
成	宅	負担水準0.25以上0.3未満		2									
費	地	負担水準0.2以上0.25未満		3									
と	(負担水準0.15以上0.2未満	4	4	0								
l	個	負担水準0.1以上0.15未満	4	5	0								
7	人	負担水準0.05以上0.1未満	4	6	0								
評		負担水準0.05未満	4	7	0								
価		計		8		34		3, 678		16, 511	10, 551		39
さ	住	負担水準0.7超		9									
h	宅	負担水準0.65以上0.7以下		0									
	_	負担水準0.6以上0.65未満		1									
る	用	負担水準0.55以上0.6未満		2									
生	地	負担水準0.5以上0.55未満		3									
産	以	負担水準0.45以上0.5未満		4									
緑	外	負担水準0.4以上0.45未満		5									
地	\mathcal{O}	負担水準0.35以上0.4未満		6									
地		負担水準0.3以上0.35未満		7									
区	宅	負担水準0.25以上0.3未満		8									
内	地	負担水準0.2以上0.25未満		9									
<i>O</i>	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満		0									
宅	法	負担水準0.1以上0.15未満		1									
_	人	負担水準0.05以上0.1未満		2									
地)		負担水準0.05未満		3									
		計	6	4	0	0		0		(0		0

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。

⁽例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

- 担 1	方グ	大人]体:	コー	ド	表 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	0	8

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_	——				(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	무	納税義務者数	地	積	決定価格	課税標準額	筆 数
	△	9 11	笛	ク	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	291, 089	55,	, 265, 715	3, 580, 196, 864	642, 880, 037	376, 8
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	3, 602	2,	, 222, 053	40, 524, 773	28, 361, 496	6, 39
地	税負担据置のもの	0	3	0	40, 948		, 759, 735	2, 274, 483, 840	1, 529, 562, 571	68, 49
TIE	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0	4	0	52, 375	9,	, 280, 531	1, 344, 358, 630	285, 756, 831	64, 49
計	負担水準0.2未満	0	5	0	0		0	0	0	
	計	0	6	0	388, 014			7, 239, 564, 107	2, 486, 560, 935	516, 23
	負担水準1.0以上	0	7	0	4, 797	72,	, 338, 194	1, 124, 216	1, 124, 216	21, 60
	負担水準0.95以上1.0未満	0	8	0						
	負担水準0.9以上0.95未満	0	9	0						
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0						
_	負担水準0.8以上0.85未満	1	1	0						
	負担水準0.75以上0.8未満	1	2	0						
	負担水準0.7以上0.75未満	1	3	0						
	負担水準0.65以上0.7未満	1	4	0						
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	0						
,	負担水準0.55以上0.6未満	1	6	0						
	負担水準0.5以上0.55未満	1	7	0						
	負担水準0.45以上0.5未満	1	8	0						
	負担水準0.4以上0.45未満	1	9	0						
Щ	負担水準0.35以上0.4未満	2	0	0						
	負担水準0.3以上0.35未満	2	1	0						
	負担水準0.25以上0.3未満	2	2	0						
	負担水準0.2以上0.25未満	2	3	0						
林	負担水準0.15以上0.2未満	2	4	0						
771	負担水準0.1以上0.15未満	2	5	0						
	負担水準0.05以上0.1未満	2	6	0						
	負担水準0.05未満	2	7	0						
	計	2	8	0	4, 797	72,	, 338, 194	1, 124, 216	1, 124, 216	21, 60

地 1	方公	洪区]体:	コー	ド	表者 7	\$号 8
2	8	1	0	0	0	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		-				(1)		(2)					4)	((5)	
		区 分	1 =	番	모	納税義務者数		地 積	決	定	価 格	課税	票準額	筆	数	
		Δ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	9 .1.1	Ħ	J	12 (人)		(m^2)			(千円		(千円	69	(筆)80	
		負担水準1.0以上		1												
		負担水準0.95以上1.0未満		2												
		負担水準0.9以上0.95未満		3												
複	規	負担水準0.85以上0.9未満		4												
7发	144-	負担水準0.8以上0.85未満	_	5	-											
	愰	負担水準0.75以上0.8未満		6												
	住	負担水準0.7以上0.75未満		7												
	土	負担水準0.65以上0.7未満	0		0											
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満		9												
		負担水準0.55以上0.6未満		0												
	用	負担水準0.5以上0.55未満 (5.15)		1												
		負担水準0.45以上0.5未満		2												
利	地	負担水準0.4以上0.45未満		3												
		負担水準0.35以上0.4未満		4												
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満		5 6												
		負担水準0.2以上0.25未満		7			-									
用		負担水準0.15以上0.2未満		8												
用		負担水準0.1以上0.15未満		9												
		負担水準0.05以上0.1未満		0			-									
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		1												
		計	_	2	<u> </u>	0		0			0		(1	0	
鉄 -		負担水準1.0以上	_	3	•	2		151			20, 349		3, 392		10	
		負担水準0.95以上1.0未満	_	4	•	_							-,			
		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0											
	規	負担水準0.85以上0.9未満		6												
軌		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0											
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0											
	Δ.	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0											
	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0											
道	宅	負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0											
炟		負担水準0.55以上0.6未満		2												
	用	負担水準0.5以上0.55未満		3												
	/ 13	負担水準0.45以上0.5未満		4												
	地	負担水準0.4以上0.45未満		5												
用	_	負担水準0.35以上0.4未満		6												
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満		7	•		<u> </u>									
		負担水準0.25以上0.3未満		8			<u> </u>					ļ		ļ		
	法	負担水準0.2以上0.25未満		9			1					<u> </u>		<u> </u>		
地	,	負担水準0.15以上0.2未満	_	0	•		1									
	人	負担水準0.1以上0.15未満		1			1									
	\smile	負担水準0.05以上0.1未満 免担水準0.05共満		2	•		1									
		負担水準0.05未満 計	_	3	<u> </u>	0		151			20 240		2 200		10	
		計	4	4	U	2		151			20, 349		3, 392		10	

地	方グ	、共5]体:	コー	ド	表者 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)		(2)		(;	3)		(4)		(5)
		区 分	4=	番	므	納税義務者数	地	1 積	決	定	価格	1	課 税 標	準 額	筆	数
		<u>△</u>	9 1 J	笛	Þ		24	(m²)			(千円			(壬円	69	(筆)80
		負担水準1.0以上		5												
	_	負担水準0.95以上1.0未満		6												
		負担水準0.9以上0.95未満			0											
複	般	負担水準0.85以上0.9未満			0											
120		負担水準0.8以上0.85未満		-	0							_				
	住	負担水準0.75以上0.8未満		0	•							_				
		負担水準0.7以上0.75未満		1								4				
_	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5		0							-				
合		負担水準0.6以上0.65未満			0							-				
	用	負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満		4 5					-			-				
		負担水準0.45以上0.55未満		6	•							-				
	地	負担水準0.4以上0.45未満		7					1			-				
利		負担水準0.35以上0.4未満		8					-			+				
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満		9	•				1			+				
		負担水準0.25以上0.3未満			0							+				
	個	負担水準0.2以上0.25未満			0							+				
用		負担水準0.15以上0.2未満			0							1				
,	人	負担水準0.1以上0.15未満			0											
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0											
)	負担水準0.05未満	6	5	0											
鉄 -		計	6	6	0	0		0				0		C	1	0
业人		負担水準1.0以上		7	•											
	_	負担水準0.95以上1.0未満		8												
		負担水準0.9以上0.95未満		9	•											
44	般	負担水準0.85以上0.9未満		0												
軌		負担水準0.8以上0.85未満		1								-				
	住	負担水準0.75以上0.8未満		2								-				
		負担水準0.7以上0.75未満		3	_				ļ			-				
	宅	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満		•	0							-				
道		負担水準0.55以上0.6未満		6					-			+				
	用	負担水準0.5以上0.55未満		7	•							+				
		負担水準0. 45以上0. 5未満		8					1			+				
	地	負担水準0.4以上0.45未満		9								+				
用		負担水準0.35以上0.4未満		0	•				1							
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満		1								+				
		負担水準0.25以上0.3未満		2	_							+				
	法	負担水準0.2以上0.25未満		3								T				
地		負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0							T				
쁘	人	負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0											
		負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0											
	_	負担水準0.05未満			0											
		計	8	8	0	0		0				0		C		0

地	方公	大人]体:	コー	F	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——				(1)	((2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者数	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
			9	Ш	<i>'</i> J	17.07	24	(m^2)	39 (千円)			(筆)80
	ţ	負担水準0.7超	0	1	0	6, 320	7,	248, 480	28, 897, 555	20, 228, 285		12,832
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	3, 044	2,	185, 018	25, 530, 294	17, 661, 253		5, 215
		負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	599	1,	059, 439				896
		負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	103		77, 643	428, 712	257, 227		169
		負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	46		41, 196	266, 072			73
		負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	13		12, 148		72, 895		29
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	16		11, 743	68, 753	31, 967		18
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	10		27, 562	158, 734	65, 865		18
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	7		1, 302	10, 437	4, 044		8
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	2		153	522	166		3
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	6		2,696	30, 738	7, 729		6
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0							
	II	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0							
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0							
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	1	5	0							
の		計	1	6	0	10, 166	10,	667, 380	60, 697, 630	41, 707, 049		19, 267
	,	負担水準0.7超	1	7	0	1, 166	15,	208, 876	54, 759, 910	38, 331, 937		8, 464
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	762	4,	093, 868	76, 778, 843	52, 715, 770		5, 303
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	156	1,	240, 801	47, 609, 109	29, 937, 671		1, 571
		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	47		143, 568	1, 903, 846	1, 142, 307		103
	比	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	20		26, 473	328, 122	189, 891		42
	進	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	5		3, 946	34, 569	18, 522		9
		負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	7		13, 971	135, 248	63, 992		11
6.1.	土.	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	8		11, 205	45, 392	19, 366		19
他	地	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0	3		5, 641	30, 108	11, 463		3
		負担水準0.25以上0.3未満	2		0	1		554	24, 625	8, 186		1
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0							
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0							
	14	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0							
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0							
	\smile	負担水準0.05未満	3	1	0	1		1	1	0		1
		計	3	2	0	2, 176	20,	748, 904	181, 649, 773	122, 439, 105		15, 527

± 1	方公	〉共 🛚	団体:	コー	F	表都 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_		——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5	j)
		区 分	行	番	무	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u>D</u>	9 .1.1	Ħ	ク	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	2, 658	4, 209, 762	188, 845	188, 845		7, 266
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	108	57, 321	3, 051	3, 051		185
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0	166	161, 928	12, 391	11, 969		321
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0	298	493, 658	38, 805	35, 663		591
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0	32	6, 157	486	424		45
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0	28	7, 947	3, 797	3, 104		34
	進	負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0	199	48, 814	2, 966	2, 362		267
	'	負担水準0.65以上0.7未満	4	0	0	25	4, 999	352	262		27
	+	負担水準0.6以上0.65未満	4	1	0	15	5, 073	2, 816	1, 951		18
		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0	8	679	36	23		10
σ	地	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0	19	164, 743	3, 165	1, 898		24
0)	쁘	負担水準0.45以上0.5未満	4	4	0	2	43	6	3		2
	101	負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0	1	3	1, 755	812		1
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0	2	81	9	4		2
	6.1	負担水準0.3以上0.35未満	4	7	0	2	0	0	0		2
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0	1	0	0	0		1
他		負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0						
	の	負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0						
		負担水準0.1以上0.15未満	5	1	0						
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0						
		負担水準0.05未満	5	3	0						
	地	計	5	4	0	3, 564	5, 161, 208	258, 480	250, 371		8, 796
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5	5	0	298, 546	131, 813, 822	3, 581, 530, 274	644, 196, 490	4	405, 789
		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5			11, 088	24, 679, 409		86, 921, 718		27, 695
774		担据置のもの	5	7	0	45, 509	41, 338, 861	2, 429, 567, 109	1, 633, 104, 625		81, 484
⇒ 1.		以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5	8	0	53, 575	10, 611, 778	1, 348, 034, 933	287, 862, 235		66, 533
計	負担	水準0.2未満	5	9	0	1	1	1	0		1
		計	6	0	0	408, 719	208, 443, 871	7, 483, 314, 555	2, 652, 085, 068		581, 502

地 1	方公	共区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの) (平成28年度分)

都道府県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

						(1)		(2)			(3)			(4)			(5))
	区	分	行	番	号	納税義務者数		地積			定価		課程		準額		筆	数
	本則	負担水準1.0以上	9	1	0	12 (人)	24	(m²) 3	9	(†	円)	54		(千円)	69		(筆)80
1 t		負担水準0.95以上1.0未満			0								1					
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満			0													
_	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0								Î					
_	負担調登率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0								1			İ		
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満			0													
	貝担調金平1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0													
		負担水準0.65以上0.7未満			0													
般		負担水準0.6以上0.65未満			0													
		負担水準0.55以上0.6未満			0													
田		負担水準0.5以上0.55未満			0													
		負担水準0.45以上0.5未満			0													
市	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満			0													
) (1—10·11—1	負担水準0.35以上0.4未満			0				4									
		負担水準0.3以上0.35未満			0				4							_		
		負担水準0.25以上0.3未満			0				4							_		
独		負担水準0.2以上0.25未満			0				_									
街		負担水準0.15以上0.2未満			0								 			-		
		負担水準0.1以上0.15未満 <u> </u>			0								 			-		
		負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満			0				+							-		
		計			0	0			0			()		()		C
化	本則	負担水準1.0以上			0	V										<u> </u>		
1 t		負担水準0.95以上1.0未満			0											1		
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満			0													
	A.知動表1.05	負担水準0.85以上0.9未満			0													
区	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0													
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0								Î					
	貝担調登率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0													
		負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0													
域		負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0													
750		負担水準0.55以上0.6未満			0													
畑		負担水準0.5以上0.55未満			0													
ΛЩ		負担水準0.45以上0.5未満			0													
	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満			0				4									
農) (1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	負担水準0.35以上0.4未満			0				_				ļ					
		負担水準0.3以上0.35未満			0				_				ļ					
		負担水準0.25以上0.3未満			0											<u> </u>		
		負担水準0.2以上0.25未満			0				+							1-		
地		負担水準0.15以上0.2未満			0				+							1-		
		負担水準0.1以上0.15未満			0				4				1			-		
		負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満			0				+				 			-		
		負担水準0.05木満 計			0	0			Λ			(()		

地 1	方公	:共区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成28年度分)

都道府県名	名	兵庫県
市町村名	名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)80
	本則	負担水準1.0以上	4 5 0			0	0	
_	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	貝担 調金平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
般	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
州又	只远阴走十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
-	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	V
市	7(12W)3E 11 0 0	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	V
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0		
街		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満	5 4 0	0	0	0	0	0
化言	+	負担水準0.45以上0.5未満	5 5 0 5 6 0	0	0	0	0	·
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	·	
区	負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
域		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
1 -2		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
農		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
辰		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
Lila		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
地		負担水準0.05未満	6 5 0		0	0	0	
		<u> </u>	6 6 0	0	0	0	0	0

地 1	方公	共国]体:	-	ド	表都 7	₽号 8
2	8	1	0	0	0	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成28年度分)

都道府県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

		——			(1)	(2)	(3)	(4)	((5)
		区	分	行番号料	内税義務者数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 69	数 (筆) ₈₀
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0	V •/	/	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1		\—/ O0
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
		貝担嗣金平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
		AI型刷正十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
		> 1,-#-1,	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
^			負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	0 8 0						
介			負担水準0.55以上0.6未満	0 9 0						
			負担水準0.5以上0.5末満 負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
	田		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0						
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0						
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
在			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
			負担水準0.05未満	2 1 0						
		1.00	#	2 2 0	0	0	0	0		(
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0						
			負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
農		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	2 6 0 2 7 0						
辰			負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
	Len		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
地		貝担調登平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
	1		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0						
	1		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0						
	1		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				ļ		
	1		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0				ļ		
			負担水準0.05未満	4 3 0	0	^				
			計	4 4 0	0	0	0	0		

地 1	方公	共区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの) (平成28年度分)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)80
	本則	負担水準1.0以上	4 5 0		0	0	0	0
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	貝坦阿金平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
介	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
וכ	貝匹剛走平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	只远阴歪平1.010	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	v
在		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	Ů
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	V	·
言	+	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	'	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
農	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
辰	X12#4E 1:10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	V	·
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	·
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	ů	v
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	ů	
地		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	
		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	ů	· ·
		計	6 6 0	0	0	0	0	0

地	表	₽号					
1	7	8					
2	8	1	0	0	0	4	9

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成28年度分)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
				9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	(筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0	7, 621	42, 371, 914	5, 999, 816		44, 452
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	176	148, 765	22, 299	22, 294	368
		人1二向社 1. 000	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	15	22, 118	2,604	2, 513	29
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	1	274	41	39	1
		ノバコWit 上 1 1 0 0	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		> 1,1—19:11 - 1 - 1 - 1	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
_			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
			負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	1 6 0					
般			2 11 11 2 - 11 11 1	1 7 0					
月又			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
			負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	2 0 0 2 1 0	1	1	0	0	1
			計	2 2 0	7, 814	42, 543, 072	6, 024, 760	V	44, 851
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0	3,660	4, 825, 124	337, 786		8, 327
			負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	92	19, 823	1, 421	1, 419	160
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	26	7, 629	547	511	31
		// 10 = m = k = 1 0 =	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	2	49		3	2
農		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	_				
,,,,		A 10 3 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
地		貝担們電平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
			負担水準0.05未満	4 3 0					
		<u> </u>	計	4 4 0	3, 780	4, 852, 625	339, 758	339, 719	8, 520

地 1	方公	洪区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	4	9

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの) (平成28年度分)

都道府県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

_					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
				9	(人)				69 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	,	47, 197, 038			
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0		,			
		只远侧歪十1.020	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0				3, 024	
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	3	323	45	42	3
		貝匹明正平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
		貝坦明宣平1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
般			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
/2/			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	ᆔ		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
農		貝担測登半1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
프			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05未満	6 5 0	1	1	0	0	1
			≒ -	6 6 0	11, 594	47, 395, 697	6, 364, 518	6, 364, 381	53, 371

地 1	方公	共区]体:	-	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成28年度分)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		<u> </u>					(1)		(2)		(3)	(4)	(5)	
		区	分	行	番 号		納税義務者数		地 積	決	定価格	課 税 標 準 額	筆	数
				9	ш		12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54 (千円) 6	9	(筆)80
		本則	負担水準1.0以上		1 (7, 621		42, 371, 914		5, 999, 816	5, 999, 816		44, 452
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	_	2 (_	176		148, 765		22, 299	22, 294		368
		ス1二時配 1: 000	負担水準0.9以上0.95未満	_	3 (_	15	-	22, 118		2, 604	2, 513		29
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満		4 (1		274		41			1
		7(12)(4)(12) 11 (0)	負担水準0.8以上0.85未満		5 (0	_	0		0			0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	_	6 (0		0		0	•		0
		7(12)(4)1E 11 01 0	負担水準0.7以上0.75未満		7 (0		0		0	V		0
			負担水準0.65以上0.7未満	_	8 (0		0		0			0
			負担水準0.6以上0.65未満	_	9 (0		0		0	· ·		0
			負担水準0.55以上0.6未満		0 (_	0		0		0			0
	田		負担水準0.5以上0.55未満		1 (0		0		0			0
			負担水準0.45以上0.5未満	_	2 (_	0		0		0			0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満		3 (_	0		0		0			0
\wedge			負担水準0.35以上0.4未満 免担水準0.35以上0.35大港		4 (0		0		0			0
合			負担水準0.3以上0.35未満 免担水準0.35以上0.35未満	_	5 (_	0		0		0			0
			負担水準0.25以上0.3未満 免担水準0.25以上0.35未満		6 (0		0		0			0
			負担水準0.2以上0.25未満 		7 (0		0		0			0
			負担水準0.15以上0.2未満 免担水準0.15以上0.15末港		8 (_	0	_	0		0			0
			負担水準0.1以上0.15未満 免担水準0.05以上0.15未満		9 (_	0		0		0			0
			負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満		0 0	_	1		1		0			1
			■ 計		2 0		7,814	1	42, 543, 072		6, 024, 760	V		44, 851
		本則	負担水準1.0以上	_	3 (3,660	_	4, 825, 124		337, 786	337, 786		8, 327
			負担水準0.95以上1.0未満	_	4 (92	_	19, 823		1, 421	1, 419		160
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	_	5 (_	26		7, 629		547	511		31
		to the second to the second	負担水準0.85以上0.9未満		6 (2		49		4			2
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満		7 (0		0		0			0
		# 10 30 ±6 ±6	負担水準0.75以上0.8未満		8 (0		0		0			0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満		9 (0		0		0			0
計			負担水準0.65以上0.7未満	_	0 (0		0		0	0		0
			負担水準0.6以上0.65未満	3	1 ()	0		0		0	0		0
			負担水準0.55以上0.6未満	3	2 ()	0		0		0	0		0
	.l/m		負担水準0.5以上0.55未満	3	3 ()	0		0		0	0		0
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3	4 ()	0		0		0	0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3	5 ()	0		0		0	0		0
		貝担調登平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3	6 ()	0		0		0	0		0
			負担水準0.3以上0.35未満	3	7 ()	0		0		0	0		0
			負担水準0.25以上0.3未満	3	8 ()	0		0		0	0		0
			負担水準0.2以上0.25未満	3	9 ()	0		0		0	0		0
			負担水準0.15以上0.2未満	4	0 ()	0		0		0			0
			負担水準0.1以上0.15未満	4	1 ()	0		0		0	0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	4	2 ()	0		0		0	0		0
			負担水準0.05未満		3 (_	0		0		0	•		0
			計	4	4 ()	3, 780		4, 852, 625		339, 758	339, 719		8, 520

地 1	方公	:共区]体:	-	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成28年度分)

都道府県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

_						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		X	分	行 番	号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
			2,5	9 11 🖽	,,	(人)	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5	0		47, 197, 038	6, 337, 602			52, 779
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6		268	168, 588	23, 720			528
		只远阴正平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	4 7		41	29, 747	3, 151	3, 024		60
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8		3	323	45	42		3
		只远阴走平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9		0	0	0	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0	0	0	0	0	0		0
合		只远阴歪平1.010	負担水準0.7以上0.75未満		0	0	0	0	0		0
´□`			負担水準0.65以上0.7未満	5 2		0	0	0	0		0
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3		0	0	0	0		0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4	0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5		0	0	0	0		0
	н		負担水準0.45以上0.5未満	5 6		0	0	0	0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7		0	0	0	0		0
		人口则正十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8		0	0	0	0		0
計			負担水準0.3以上0.35未満	5 9		0	0	0	0		0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0		0	0	0	· ·		0
			負担水準0.2以上0.25未満		0	0	0	0	· ·		0
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2		0	0	0	0		0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3		0	0	0	0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4		0	0	0	0		0
			負担水準0.05未満	6 5		1	1	0	0		1
			計	6 6	0	11, 594	47, 395, 697	6, 364, 518	6, 364, 381		53, 371

地1	方公	ド	表番号 7 8				
2	8	1	0	0	0	1	3

第13表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

——		→					(1)	(2)		(3)	(4)	(;	5)
		区	分	行	番	모	納税義務者数	地	積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
			93	9	田	ク	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 8
	本則によ	(価格の3分の1)課	見税がなされたもの	0	1	0	942	8	365, 421	12, 741, 281	4, 247, 093		2, 34
	負担水準	≤0.95以上1.0未満		0	2	0							
	負担水準	≝0.9以上0.95未満		0	3	0	11		5,005	94, 425	30, 846		1
	負担水準	≝0.85以上0.9未満		0	4	0	10		5, 554	81, 595	25, 156		1
	負担水準	≝0.8以上0.85未満		0	5	0	1		13	80	24		
•	負担水準	纟0.75以上0.8未満		0	6	0	15		10,820	129, 928	35, 078		2
	負担水準	≝0.7以上0.75未満		0	7	0	6		2,610	47, 545	12, 280		1
	負担水準	≝0.65以上0.7未満		0	8	0	32		13,666	235, 887	57,615		4
	負担水準	≝0.6以上0.65未満		0	9	0	10		4,851	64, 984	14,777		1
	負担水準	≝0.55以上0.6未満		1	0	0	1		165	3, 242	674		
	負担水準	≤0.5以上0.55未満		1	1	0	1		182	9, 095	1,799		
	負担水準	≝0.45以上0.5未満		1	2	0							
•	負担水準	≝0.4以上0.45未満		1	3	0							
		≝0.35以上0.4未満		1	4	0							
·	負担水準	≤0.3以上0.35未満		1	5	0							
	負担水準	≤0.25以上0.3未満		1	6	0							
	負担水準	≝0.2以上0.25未満		1	7	0	1		220	10, 520	975		
:	負担水準	≤0.15以上0.2未満		1	8	0				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	負担水準	≝0.1以上0.15未満		1	9	0							
	負担水準	≝0.05以上0.1未満		2	0	0							
	負担水準	≝0.05未満		2	1	0							
			計	2	2	0	1,030	Ç	908, 507	13, 418, 582	4, 426, 317		2, 47
	本則によ	((価格の3分の1) 課	・ 税がなされたもの	2	3	0	578	1	189, 150	4, 967, 114	1, 655, 705		85
		≤0.95以上1.0未満		2	4	0	2		901	62, 812	20, 938		
	負担水準	≤0.9以上0.95未満		2	5	0	10		3,647	178, 340	58, 344		
	負担水準	≝0.85以上0.9未満		2	6	0	9		614	11, 442	3, 548		
i	負担水準	≤0.8以上0.85未満		2	7	0							
	負担水準	≝0.75以上0.8未満		2	8	0	3		109	1, 383	378		
•		≤0.7以上0.75未満		2	9	0	2		128	1, 417	375		
:	負担水準	≝0.65以上0.7未満		3	0	0				•			
		≝0.6以上0.65未満		3	1	0	3		1,314	17, 595	4,003		
	負担水準	≤0.55以上0.6未満			2		1		33	576			
Ler	鱼 担 水 淮	€0.5以上0.55未満			3								
畑	負担水準	€0.45以上0.5未満		3	4	0							
		€0.4以上0.45未満		3	5	0							
	負担水準	些 0.35以上0.4未満		3	6	0							
	負担水準	≤0.3以上0.35未満		3	7	0							
		≝0.25以上0.3未満				0							
		€0. 2以上0. 25未満			9								
		■ 15以上0.2未満			0	•							
		≤ 0. 1以上0. 15未満			1								
		■0. 05以上0. 1未満			2								
		≝0.05未満			3								
	スコニハハゴ		=1-	Т	U		608				1, 743, 414		89

地1	方公	:共区]体:	コー	ド	表都 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	3

第13表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	묽	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	
			9	ш	,	12 (人)	24 (n	(千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	1,520	1, 054, 5	71 17, 708, 39	5, 902, 798		3, 206
24		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	2	9	62, 81	20, 938		3
以		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	21	8, 6	52 272, 76	5 89, 190		24
前の		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	19	6, 1	93, 03	7 28, 704		21
課		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	1		13 8	0 24		1
税		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	18	10, 9	29 131, 31	35, 456		33
分		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	8	2, 7	48, 96	2 12, 655		12
から		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	32	13, 6	235, 88	7 57, 615		43
新		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	13	6, 1	82, 57	9 18, 780		16
た		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	2	1	3, 81	8 797		2
に 市	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	1	1	9, 09	5 1,799		1
街	計	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0		0	0		0
化		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0		0	0		0
区		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0		0	0		0
域農		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0		0	0		0
地		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0		0	0		0
논		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	1	2	20 10, 52	975		1
なっ		負担水準0.15以上0.2未満		2		0		0	0		0
た		負担水準0.1以上0.15未満		3		0		0	0		0
4		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0		0	0		0
の		負担水準0.05未満		5		0		0	0		0
		計	6	6	0	1,638	1, 104, 4	18, 659, 26	6, 169, 731		3, 363

地	方公	表都 7	香号 8				
2	8	1	0	0	0	1	4

第14表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		区 分	1 1 金 方	12 (人)				69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0	1	1,744	48, 426		2
平		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	1	1, 051	29, 233	7, 795	3
25		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0				.,,	
\mathcal{O}		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
課		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
税		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
,	Ш	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
カゝ	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
Ġ		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
9		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
新		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
70/1		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
, -		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
に		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
市		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	2	2, 795	77, 659	20, 709	5
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0					
//.		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
化		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
区		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
域		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
農		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
7-4		負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満	3 1 0 3 2 0					
地		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	畑	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
と		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
١,		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
な		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
っ		負担水準0.25以上0.35未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
/=		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
₽		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
U		負担水準0.05未満	4 3 0					
\mathcal{O}		計	4 4 0	0	0	0	0	0
		HI	1,10	U	U	0	U	

地1	方公	ド	表都 7	番号			
2	8	1	0	0	0	1	4

第14表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

	区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
	Д ,	(人)	(m^2)	(千円)	(千円)	(筆)
平	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	1	1,744	48, 426	12, 914	
25	負担水準0.95以上1.0未満	1	1,051	29, 233	7, 795	3
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	(
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
か。	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
ら 新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
I만 노	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
₽	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	2	2, 795	77, 659	20, 709	

地1	方公	:共区]体:	コー	K	表番号 7 8		
2	8	1	0	0	0	1	4	

第14表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 i	道系	f 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		区 分	17 金 方	12 (人)				69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0			(, , , , ,	V. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
亚		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
26		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
1 1		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
の		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
1 1		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
課		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
T)4		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
税		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
N		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
,,		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
5		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
_		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
1-		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
に		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
市		負担水準0.05未満	6 5 0					
111		라-	6 6 0	0	0	0	0	(
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6 7 0	1	145	4, 233	847	
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0			,		
化		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
4-1		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
域		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
農		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
/IX		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
と	冮	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
2		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
.,		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
/_		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
\$		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
の		負担水準0.05未満	8 7 0					
		11 h	8 8 0	1	145	4, 233	847	1

չը 1	- 地刀ム犬凹骨							
2	8	1	0	0	0	1	4	

게바	炟 //) Tr	1	六件不
市	町	村	名	神戸市

	区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
	E	(人)	(m^2)	(千円)	(千円)	(筆)
平	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	1	145	4, 233	847	
26	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
锐	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
が た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街 司	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
(L	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
X	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
或	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
豊 地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
1E と	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
0	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
ŧ	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	≅ †	1	145	4, 233	847	

地1	地方公共団体コード						香号 8
2	8	1	0	0	0	1	5

									(2)		(3)	(4)		(5)	
		区	/\	4=	番	П	納税義務者数		地 積	決	定価格	課税机	票準額	筆	数
		<u> X</u>	分	们	番	方		24		39	(千円)			69	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課程	見がなされたもの	0	1	0	6		11, 314	00	124, 247	UT.	16, 566	00	17
平		負担水準0.95以上1.0未満			2				,						
27		負担水準0.9以上0.95未満			3										
		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0									
の		負担水準0.8以上0.85未満		0	5	0									
		負担水準0.75以上0.8未満		0	6	0									
課		負担水準0.7以上0.75未満			7										
T34		負担水準0.65以上0.7未満		0	8	0									,
税		負担水準0.6以上0.65未満		0	9	0									,
分		負担水準0.55以上0.6未満		1	0	0									
),		負担水準0.5以上0.55未満		1	1	0									,
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満		1	2	0									
		負担水準0.4以上0.45未満			3										
6		負担水準0.35以上0.4未満		1	4	0									
		負担水準0.3以上0.35未満		1	5	0									
新		負担水準0.25以上0.3未満		1	6	0									
		負担水準0.2以上0.25未満			7										
た		負担水準0.15以上0.2未満			8										
1-		負担水準0.1以上0.15未満		1	9	0									
に		負担水準0.05以上0.1未満		2	0	0									
市		負担水準0.05未満		2	1	0									
113			=+	2	2	0	6		11, 314		124, 247		16, 566		1'
街		本則による(価格の3分の1)課種	見がなされたもの		3		1		520		16, 662		2, 221		
		負担水準0.95以上1.0未満		2	4	0									,
化		負担水準0.9以上0.95未満		2	5	0									,
		負担水準0.85以上0.9未満		2	6	0									
区		負担水準0.8以上0.85未満		2	7	0									
454		負担水準0.75以上0.8未満		2	8	0									
域		負担水準0.7以上0.75未満		2	9	0									
農		負担水準0.65以上0.7未満			0										
/IX		負担水準0.6以上0.65未満		3	1	0									
地		負担水準0.55以上0.6未満		3	2	0									
	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3	3	0									
と	冮	負担水準0.45以上0.5未満		3	4	0									
		負担水準0.4以上0.45未満		3	5	0									
な		負担水準0.35以上0.4未満		3	6	0									
つ		負担水準0.3以上0.35未満			7										
		負担水準0.25以上0.3未満		3	8	0									
た		負担水準0.2以上0.25未満		3	9	0									
/_		負担水準0.15以上0.2未満		4	0	0									
₽		負担水準0.1以上0.15未満		4	1	0									
		負担水準0.05以上0.1未満		4	2	0									
の		負担水準0.05未満			3										
			計		4		1		520		16, 662		2, 221		6

地 1	方公	:共区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	1	5

		区 分	納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 (筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	7	11, 834	140, 909	18, 787	19
27		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	0
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	0
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	0
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	0
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	0
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	0
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	0
街	μl	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	0
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	0
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	0
域		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	0
農地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	0
논		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	0
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	0
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	0
£		負担水準0.05未満	0	0	0	0	0
0)		計	7	11,834	140, 909	18, 787	19

地1	地方公共団体コード						
2	8	1	0	0	0	1	5

	<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		- /\	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		区 分	付 番 芳		24 (m²)	39 (千円)		69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0		801	7,603		1
平		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0			.,	001	
28		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
の		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
課		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
~\t		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
税		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
ガ		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
/3		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
ら		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
1-		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
に		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
市		負担水準0.05未満	6 5 0					
112		計	6 6 0	1	801	7,603	507	1
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6 7 0	3	2, 561	80, 314	5, 354	5
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
化		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
域		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
现		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
農		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
120		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
と	Ж	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
,		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
つ		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
_		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
/_		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
₽		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
Ŭ		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
の		負担水準0.05未満	8 7 0					
		計	8 8 0	3	2, 561	80, 314	5, 354	5

1	ビ ノノ エ	红百 7	ff ク 8				
2	8	1	0	0	0	1	5

게바	炟 //) Tr	1	六件不
市	町	村	名	神戸市

区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
本則による(価格の3分の1)課税がなされたも	Ø 4	3, 362	87, 917	5, 861	
負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
負担水準0.5以上0.55未満計	0	0	0	0	
負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
負担水準0.05未満	0	0	0	0	
計	4	3, 362	87, 917	5, 861	

地1	方公	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	6

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区	⁄云	番号	□.	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		区 ガ	1 J 9	省 7	5	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	59	(筆)80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	950	879, 280	12, 921, 557	4, 277, 080		2, 369
		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	1	1,051	29, 233	7, 795		3
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	11	5,005	94, 425	30, 846		13
		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	10	5, 554	81, 595	25, 156		11
		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	1	13	80	24		1
		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	15	10,820	129, 928	35, 078		29
合		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	6	2,610	47, 545	12, 280		10
		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	32	13, 666	235, 887	57,615		43
		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	10	4, 851	64, 984	14,777		13
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	1	165	3, 242	674		1
	⊞	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	1	182	9, 095	1,799		1
	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.2以上0.25未満		7		1	220	10, 520	975		1
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.1以上0.15未満		9		0	0	0	0		0
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05未満		1		0	v	V	0		0
		計		2		1, 039	923, 417	13, 628, 091	4, 464, 099		2, 495
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		3		583	192, 376	5, 068, 323	1, 664, 127		865
		負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	2	901	62, 812	20, 938		3
		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	10	3, 647	178, 340	58, 344		11
		負担水準0.85以上0.9未満		6		9		11, 442	3, 548		10
		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	0	-	· ·	V		0
		負担水準0.75以上0.8未満		8		3		/	378		4
		負担水準0.7以上0.75未満		9		2	128	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	375		2
		負担水準0.65以上0.7未満		0		0		· ·	ů		0
		負担水準0.6以上0.65未満		1		3	1, 314				3
		負担水準0.55以上0.6未満		2		1	33				1
		負担水準0.5以上0.55未満	_	3		0	·	·	ů		0
	74.	負担水準0.45以上0.5未満		4		0	_	·	ů		0
		負担水準0.4以上0.45未満		5		0		-	-		0
		負担水準0.35以上0.4未満		6		0	۰	·	ů		0
		負担水準0.3以上0.35未満		7		0		·	ů		0
計		負担水準0.25以上0.3未満		8	-	0	-	· ·	ů		0
		負担水準0.2以上0.25未満 4.11人2000年10月1日		9		0					0
		負担水準0.15以上0.2未満		0		0	_	·	ů		0
		負担水準0.1以上0.15未満		1		0	-	·	ů		0
		負担水準0.05以上0.1未満		2		0		·	·		0
		負担水準0.05未満	_	3	_	0	۰	V	0		0
		計	4	4	0	613	199, 122	5, 341, 888	1, 751, 836		899

地1	方公	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	6

						(1)		(2)	(3)	(4)	((5)
		区分	斧	元 君	番 号	納税義務者数	1	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
			9	, ,		12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたも	Ø 4		5 0	1, 533		1, 071, 656	17, 989, 880	5, 941, 207		3, 234
		負担水準0.95以上1.0未満	4	(6 0	3		1,952	92, 045	28, 733		6
		負担水準0.9以上0.95未満	4		7 0	21		8,652	272, 765	89, 190		24
		負担水準0.85以上0.9未満	4		8 0	19		6, 168	93, 037	28, 704		21
合		負担水準0.8以上0.85未満	4		9 0	1		13	80	24		1
П		負担水準0.75以上0.8未満	5	(0 0	18		10, 929	131, 311	35, 456		33
		負担水準0.7以上0.75未満	5		1 0	8		2, 738	48, 962	12, 655		12
		負担水準0.65以上0.7未満	5		2 0	32		13, 666	235, 887	57, 615		43
		負担水準0.6以上0.65未満	5	;	3 0	13		6, 165	82, 579	18, 780		16
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	4 0	2		198	3, 818	797		2
	⇒ 1.	負担水準0.5以上0.55未満	5		5 0	1		182	9, 095	1, 799		1
	計	負担水準0.45以上0.5未満	5	(6 0	0		0	0	0		0
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	7 0	0		0	0	0		0
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	8 0	0		0	0	0		0
		負担水準0.3以上0.35未満	5	Ç	9 0	0		0	0	0		0
		負担水準0.25以上0.3未満	6	(0 0	0		0	0	0		0
		負担水準0.2以上0.25未満	6		1 0	1		220	10, 520	975		1
計		負担水準0.15以上0.2未満			2 0	0		0	0	0		0
		負担水準0.1以上0.15未満			3 0	0		0	0	0		0
		負担水準0.05以上0.1未満			4 0	0		0	0	0		0
		負担水準0.05未満			5 0	0		0	0	0		0
		計	6	(6 0	1,652		1, 122, 539	18, 969, 979	6, 215, 935		3, 394

地 1	方を	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	7

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行番 9	号	田 田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 第 349 条 の 3 第 10 項	評価額の1/2の額	0 1	0			567, 2		151	567, 422
(日本放送協会)	減額後の課税標準額	0 2	0			392, 8	57	107	392, 964
法 第 349 条 の 3 第 12 項	評価額の1/2の額	0 3	0						0
(登録有形文化財等の敷地)	減額後の課税標準額	0 4	0						0
法 第 349 条 の 3 第 19 項	評価額の1/4の額	0 5	0						0
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0 6	0						0
	評価額の1/3の額	0 7	0						0
法 第 349 条 の 3 第 22 項	減額後の課税標準額	0 8	0						0
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0 9	0						0
	減額後の課税標準額	1 0	0						0
法 第 349 条 の 3 第 23 項	評価額の1/2の額	1 1	0						0
(新関西国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 2	0						0
法 第 349 条 の 3 第 26 項	評価額の1/2の額	1 3	0						0
(中部国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 4	0						0
法 第 349 条 の 3 第 31 項	評価額の1/2の額	1 5	0						0
(認定生活困窮者就労訓練事業)	減額後の課税標準額	1 6	0						0
法 第 349 条 の 3 第 34 項	評価額の1/3の額	1 7	0						0
(世界遺産)	減額後の課税標準額	1 8	0						0
法 附 則 第 15 条 第 13 項	評価額の1/2の額	1 9	0						0
(並 行 在 来 線)	減額後の課税標準額	2 0	0						0

地 1	方公	ĸ	表番号				
2	8	1	0	0	0	1	7

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

				(1)	_	(2)	(3)		(4)		(5)		(6)
区分	地目	行 看 9	番 号	田 田 (千円)	23	畑 (千円)	宅 地 (千円)	山 45	林 (千円)	そ 56	の 他 (千円)	67	計 (千円)77
法 附 則 第 15 条 第 19 項	評価額の7/8の額	2	1 0										0
(成田国際空港㈱)	減額後の課税標準額	2 2	2 0										0
	評価額の1/2の額	2 ;	3 0				16, 242, 973	3					16, 242, 973
法 附 則 第 15 条 第 22 項 (外貿埠頭公社の民営化に	減額後の課税標準額	2 4	1 0				11, 370, 081						11, 370, 081
係る承継特例)	評価額の3/5の額	2 {	5 0										0
	減額後の課税標準額	2 (6 0										0
法 附 則 第 15 条 第 23 項 (日本郵政公社の民営化	評価額の4/5の額	2 7	7 0				7, 371, 368	3					7, 371, 368
に係る承継特例)	減額後の課税標準額	2 8	3 0				4, 953, 404	ī					4, 953, 404
法 附 則 第 15 条 第 26 項	評価額の1/2の額	2 9	0										0
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額	3 (0										0
法 附 則 第 15 条 第 45 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3	1 0				 						
た農地)(設定期間10年以上)	減額後の課税標準額	3 2	2 0				 						
法 附 則 第 15 条 第 45 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3 ;	3 0				 						
た農地)(設定期間15年以上)	減額後の課税標準額	3 4	1 0				 						
法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	3 {	5 0										0
(三島特例)	減額後の課税標準額	3 (6 0										0
	評価額の3/5の額	3 ′	7 0				52, 293	3					52, 293
法附則第15条の3第1項	減額後の課税標準額	3 8	3 0				36, 566	5					36, 566
	評価額の3/10の額	3 9	0										0
	減額後の課税標準額	4 () ()										0

地 1	方を	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	7

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行 和 9	番 号	田 田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
平成10年改正法附則第6条第9項 による旧法附則第15条第19項	評価額の1/2の額	4	1 0						0
(指定法人等大規模外貿埠頭)	減額後の課税標準額	4	2 0						0
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	評価額の1/6の額	4	3 0						0
(農業・食品産業技術総合研究機構)	減額後の課税標準額	4	4 0						0
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	評価額の1/6の額	4	5 0						0
(水資源開発機構)	減額後の課税標準額	4	6 0						0
平成26年改正法附則第12条第8項による旧法附則第15条第27項	評価額の1/2の額	4	7 0						0
による旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	減額後の課税標準額	4	8 0						0
平成28年改正法附則第18条第8項による法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	4	9 0						0
(三島特例)(平成28年度分)	減額後の課税標準額	5	0 0						0
平成28年改正法附則第18条第9項	評価額の3/5の額	5	1 0						0
(三島特例)(平成29-30年度分)	減額後の課税標準額	5	2 0						0
平成28年改正法附則第18条第10項による法附則第15条の3第1項	評価額の3/5の額	5	3 0						0
(旅客会社等による承継特例)	減額後の課税標準額		4 0						0
平成28年改正法附則第18条第10項 による法附則第15条の3第1項	評価額の3/10の額	5	5 0						0
(旅客会社等による承継特例)	減額後の課税標準額	5	6 0						0
合 計	評 価 額	5	7 0	0	0	24, 233, 905	0	151	24, 234, 056
П П	減額後の課税標準額	5	8 0	0	0	16, 752, 908	0	107	16, 753, 015

地 1	方グ	、共 🛚]体:	コー	ド	表都 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	1	7

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		•			(1)		(2)		(3)	(4)		(5)		(6	j)
区分	地 目	行 9	番号		田 (千円)	23	畑 (千円)	宅 34	地 (千円)	山 45	林 (千円)	そ 56	の 他 (千)	刊) 6	言· 7	十 (千円) 77
法附則第15条の8第2項	評 価 額	5	9	0					60, 273							60, 273
(新築貸家住宅敷地)	減額分に相当する 課税 標準額	6	0	0					10, 045							10, 045
法附則第29条の5第7項	市街化区域農地としての評価額	6	1	0												0
(宅地化農地・徴収猶予)	徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	6	2	0												0
法附則第29条の5第8項	市街化区域農地としての評価額	6	3	0												0
(宅地化農地・徴収猶予)	徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	6	4	0												0
法附則第29条の5第16項		6	5	0												0
(宅地化農地・減額)	減額分に相当する 課税 標準額	6	6	0												0
法附則第29条の5第17項	市街化区域農地としての評価額	6	7	0												0
(宅地化農地・減額)	減額分に相当する 課税 標準額	6	8	0												0
法 附 則 第 55 条 第 4 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額	6	9	0												0
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税 標準額	7	0	0												0
法 附 則 第 55 条 第 6 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額	7	1	0												0
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税 標準額	7	2	0												0
法 附 則 第 55 条 第 8 項	評 価 額	7	3	0												0
(課税免除区域外となった土地 及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税 標準額	7	4	0												0

地 1	地方公共団体コード												
2	8	1	0	0	0	1	7						

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行番号 9	田 田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 附 則 第 56 条 第 1 項 (東日本大震災による被災住宅	評 価 額	7 5 0						0
用地に係る特例措置)	減額後の課税標準額	7 6 0						0
法 附 則 第 56 条 第 10 項 (東日本大震災による被災代替	評 価 額	7 7 0						0
住宅用地に係る特例措置)	減額後の課税標準額	7 8 0						0
法 附 則 第 56 条 第 13 項 (居住困難区域内住宅用地に	評 価 額	7 9 0						0
係る代替住宅用地の特例措置)	減額後の課税標準額	8 0 0						0
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条		8 1 0						0
第12項(旧法附則第56条第13項)	減額後の課税標準額	8 2 0						0
改正法の規定によるもの		8 3 0						0
平成27年改正法附則第17条 第11項(旧法附則第15条の8第2項)	減額分に相当する課税標準額	8 4 0						0

地方位	地方公共団体コード											
2 8	1	0	0	0	1	8						

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)				(4)	(5)	(6)	•	(7)
						坩		遺				決	定	格	単位当力	上り価格
	区	分	行	番	号	評価総地積	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	平均価格	最高価格
			9			12 (m²)(イ)	23 (m²)	34 (m²) 45	9			12 (千円)(口)	23 (千円)	34 (千円)	(イ) (円/m²)	46 (円/m²) ₅₆
	介	在 田	0	1	0	34, 083	281	33, 802	0	1	1	614, 838	30	614, 808	18, 039	231, 084
	介	在 畑	0	2	0	68, 435	8, 565	59, 870	0	2	1	650, 698	663	650, 035	9, 508	67, 620
宅	宅 地 介 在 山 林			3	0	4, 918, 888	207, 038	4, 711, 850	0	3	1	6, 625, 873	80, 592	6, 545, 281	1, 347	71, 000
農	農地等介在山林				0		0		0	4	1		0		0	
		特 定 市 農 (平24以前参入分)	0	5	0	909, 202	695	908, 507	0	5	1	13, 424, 649	6, 067	13, 418, 582	14, 765	92, 300
市	Ħ	特 定 市 農 (平25以後参入分)	0	6	0	14, 910	0	14, 910	0	6	1	209, 509	0	209, 509	14, 052	92, 300
街	Щ	上記以外	0	7	0		0		0	7	1		0		0	
1-3		小 計	0	8	0	924, 112	695	923, 417	0	8	1	13, 634, 158	6, 067	13, 628, 091	14, 754	92, 300
化		特 定 市 農 (平24以前参入分)	0	9	0	196, 654	758	195, 896	0	9	1	5, 247, 460	6, 781	5, 240, 679	26, 684	173, 750
区	畑	特 定 市 農 (平25以後参入分)	1	0	0	3, 226	0	3, 226	1	0	1	101, 209	0	101, 209	31, 373	173, 750
	ХЩ	上記以外	1	1	0		0		1	1	1		0		0	
域		小 計	1	2	0	199, 880	758	199, 122	1	2	1	5, 348, 669	6, 781	5, 341, 888	26, 759	173, 750
##		特 定 市 農 (平24以前参入分)	1	3	0	1, 105, 856	1, 453	1, 104, 403	1	3	1	18, 672, 109	12, 848	18, 659, 261	16, 885	173, 750
農	計	特 定 市 農 (平25以後参入分)	1	4	0	18, 136	0	18, 136	1	4	1	310, 718	0	310, 718	17, 133	173, 750
地	pΙ	上記以外	1	5	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	
		計	1	6	0	1, 123, 992	1, 453	1, 122, 539	1	6	1	18, 982, 827	12, 848	18, 969, 979	16, 889	173, 750

地 1	地方公共団体コード												
2	8	1	0	0	0	1	8						

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
							課		準 額	筆	医类	数
	区	Ś	分	行	番	号	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点以上のもの	総数 (筆)	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの ^(筆) 71
	介	在	田	9	1	2	414, 530		34 (千円) 414, 500	45 (事) 145	54 (車)	63 (単) 71 143
	介 在 畑			0	2	2	451, 207	649	450, 558	218	12	206
宅	宅 地 介 在 山 林			0	3	2	4, 524, 015	55, 129	4, 468, 886	5, 296	717	4, 579
農	農地等介在山林				4	2		0			0	
		特 定 (平24以	市 農 前参入分)	0	5	2	4, 428, 337	2, 020	4, 426, 317	2, 494	22	2, 472
市	Ħ	特 定 (平25以	市 農 後参入分)	0	6	2	37, 782	0	37, 782	23	0	23
街	ш	上記	以 外	0	7	2		0			0	
		小	計	0	8	2	4, 466, 119	2, 020	4, 464, 099	2, 517	22	2, 495
化		(平24以	市 農 前参入分)	0	9	2	1, 745, 665	2, 251	1, 743, 414	922	31	891
区	畑	特 定 (平25以	市 農 後参入分)	1	0	2	8, 422	0	8, 422	8	0	8
1	ДД	上記	以外	1	1	2		0			0	
域		小	計	1	2	2	1, 754, 087	2, 251	1, 751, 836	930	31	899
#		(平24以	市 農 前参入分)	1	3	2	6, 174, 002	4, 271	6, 169, 731	3, 416	53	3, 363
農	計	特 定 (平25以	市 農 後参入分)	1	4	2	46, 204	0	46, 204	31	0	31
地	ΒI	上記	以 外	1	5	2	0	0	0	0	0	0
			計	1	6	2	6, 220, 206	4, 271	6, 215, 935	3, 447	53	3, 394

地	方公	F	表都 7	香号 8			
2	8	1	0	0	0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		—				(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)		
						納	税	義	務	者	数		
				_	_	各	区 分	別	市街化区域農地に係	る実数(法定免税点未	満のものを含む。)		
	区	分	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	田 • 畑 別	適用区分別	全 体		
			9			12 (人)	21 (人)	30 (人)	39 (人)	48 (人)	57 (人) 66		
	介	在 田	0	1	3	112	2	110					
	介	在 畑	0	2	3	173	12	161					
宅	地	介 在 山 林	0	3	3	2, 433	582	1,851					
農	以 地等介在山林 0 ·				3		0						
		特 定 市 農 (平24以前参入分)	0	5	3	999	22	977					
市	田	特 定 市 農 (平25以後参入分)	0	6	3	9	0	9					
街	Щ	上記以外	0	7	3		0						
1-3			0	8	3				1, 003				
化		特 定 市 農 (平24以前参入分)	0	9	3	629	28	601					
区	畑	特 定 市 農 (平25以後参入分)	1	0	3	5	0	5					
	ДЩ	上記以外	1	1	3		0						
域			1	2	3				634				
###		特 定 市 農 (平24以前参入分)	1	3	3					1, 381			
農	計	特 定 市 農 (平25以後参入分)	1	4	3					14			
地	БI	上記以外	1	5	3								
			1	6	3						1, 388		

(注) 17~19列の各欄の数値は、14列の数値の単純合計数値ではない。

地方4 1	地方公共団体コード										
2 8	1	0	0	0	1	9					

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

_			-			(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	区分		行 9	番	号	評価総地積	決 定 個 総 額	法定免税点	千 円) 法定免税点 以上のもの 57 ^(二) 71		番	号	軽 減 課税標準の 特例によるも の (ホ)	額 (千 負担調整措 置によるもの (へ)	域農地に係る	軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) (チ)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 72 80	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評	一 般	田	0	1	0	43, 748, 042	6, 189, 477	164, 717	6, 024, 760	0	1	1	0	98		164, 815	141, 427	141
点	一般	畑	0	2	0	5, 254, 655	367, 666	27, 908	339, 758	0	2	1	0	39		27, 947	69, 974	70
式評	宅 地 (宅地A・Bを	。 除く)	0	3	0	99, 149, 437	7, 244, 069, 061	6, 388, 908	7, 237, 680, 153	0	3	1	3, 955, 478, 023	796, 836, 020		4, 758, 702, 951	73, 105	73, 062
価	一般山	林	0	4	0	81, 762, 519	1, 269, 637	145, 421	1, 124, 216	0	4	1	0	0		145, 421	15, 528	16
法	小 計		0	5	0	229, 914, 653	7, 251, 895, 841	6, 726, 954	7, 245, 168, 887	0	5	1	3, 955, 478, 023	796, 836, 157		4, 759, 041, 134		31, 542
	宅地A(農業用 用地・農地+造 費)	5成	0	6	0	597, 461	1, 874, 218	6, 775	1, 867, 443	0	6	1	0	683, 169		689, 944		3, 137
そ	宅地B(生産緑 区内の宅地・農 +造成費)		0	7	0	3, 678	16, 511	0	16, 511	0	7	1	0	5, 960		5, 960		4, 489
の	一般市街化区域	遠農地	0	8	0			0		0	8	1				0		0
他	上記以外 地目の		0	9	0	38, 745, 333	262, 062, 893	466, 682	261, 596, 211	0	9	1	16, 961	78, 261, 328	12, 702, 070	91, 447, 041		6, 764
	小 計		1	0	0	39, 346, 472	263, 953, 622	473, 457	263, 480, 165	1	0	1	16, 961	78, 950, 457	12, 702, 070	92, 142, 945		6, 708
	合計		1	1			7,515,849,463									4, 851, 184, 079		27, 913

⁽注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

	地 1	方公	、共区	団体:	コー	ド	表都 7	番号 8
I	2	8	1	0	0	0	2	0

第20表 平成29年度に新たに法定免税点以上 になる見込みの土地に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

-						→																						
_						(1)			(2)			((3)			(4)												
	行	釆	무		地	積	平	成 2	9 年 度	ま 分	(イ)	に係	る平成28年 税 標 準 額	. 上	1	美	欲 ⇒	· 淅	1	人	当	た	り	課	税	標	準	額
	.1.1	Ħ	7		걔ഥ	//貝	課	税	標準	額	度り	分 課 :	税標準額	/hr:	1 176	找	155 13	女人			(イ)					(口)		
9				12		(m^2)	24		(千円)((イ)	37		(千円)(口)	50		(人	.)(ハ) 57			(八)	(円) (二)		_	(N)	(円])(ホ)
	0	1	0			1, 576				2, 490			2, 34	l				8				311	, 250				29:	2, 625

地1	方公	大人]]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	9	2

第92表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの) (平成27年度分)

		——				(1)		(2)	(3)	(4)	(5))
		区 分	行	番	号	納税義務者数	坩	也 積	決 定 価 格	課税標準額	筆	数
	•		9			12 (人)	24	(m^2)			69	(筆)8
	住	負担水準0.7超		1		6, 276		1, 953, 513	57, 943, 489	40, 560, 439		9, 37
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	_	2		20, 143		5, 083, 667	410, 826, 647	282, 954, 848		29, 52
		負担水準0.6以上0.65未満	_	3		4, 777		1, 112, 037	111, 698, 214	70, 294, 780		6, 33
	用	負担水準0.55以上0.6未満		4	•	606		114, 900	19, 346, 414	11, 607, 848		82
	地	負担水準0.5以上0.55未満	_	5	•	33		7, 492	618, 804	363, 319		38
	以	負担水準0.45以上0.5未満		6	•	14		5, 672	268, 737	139, 871		20
	外	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	10		1, 275	52, 544	24, 605		1
	D	負担水準0.35以上0.4未満		8		3		523	15, 653	6, 534		
		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0							
	宅	負担水準0.25以上0.3未満		0								
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0							
ь	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0							
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0							
	,	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0							
	人	負担水準0.05未満	1	5	0							
		計	1	6	0	31, 862		8, 279, 079	600, 770, 502	405, 952, 244		46, 13
	住	負担水準0.7超	1	7	0	1,678		4, 181, 636	141, 911, 255	98, 188, 295		4, 20
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	8, 506		19, 603, 239	1, 210, 099, 826	824, 179, 797		19, 30
	_	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	1, 415		1, 412, 452	272, 223, 635	168, 757, 450		2,82
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	237		721, 067	118, 428, 223	71, 056, 934		433
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	18		25, 759	4, 938, 473	2, 857, 654		2:
Let.	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	5		1, 495	96, 906	49, 698		
地	外	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	7		8, 815	562, 752	266, 547		10
	(n)	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	2		340	11, 042	4, 783		
		負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0							
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0							
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0							
	_	負担水準0.15以上0.2未満	_	8								
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0							
	,	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0							
	人	負担水準0.05未満	3	1	0							
		計	_	2		11,868		25, 954, 803	1, 748, 272, 112	1, 165, 361, 158		26, 81
	160行及で	び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)		3	•							

地1	方グ	大人	団体:	ュー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	9	2

第92表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの) (平成27年度分)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	TH 7	12 (人)	24 (m²)			(筆)80
	住	負担水準0.70	3	4 0	6, 877	2, 124, 778	124, 818, 245	87, 372, 768	10,660
宅	宅	負担水準0.69以上0.70未満		5 0	6, 280	1, 608, 655	127, 909, 524	89, 054, 942	9, 283
地	用	負担水準0.68以上0.69未満	3	6 0	2, 681	526, 377	55, 830, 906	38, 274, 128	3, 693
715	地	負担水準0.67以上0.68未満		7 0	1,960	401, 469	46, 950, 243		2,712
	以	負担水準0.66以上0.67未満		8 0	1, 347	241, 667	30, 536, 543	20, 316, 865	1,829
_	外	負担水準0.65以上0.66未満		9 0	998	180, 721	24, 781, 186		1, 347
負	0)	負担水準0.64以上0.65未満	4	0 0	1, 137	256, 719	29, 572, 675	19, 061, 516	1, 503
担	宅	負担水準0.63以上0.64未満		1 0	1, 134	224, 364	29, 051, 475		1, 484
15	地	負担水準0.62以上0.63未満	4	2 0	799	131, 607	22, 582, 182	14, 123, 497	1,021
水	$\overline{}$	負担水準0.61以上0.62未満	4	3 0	1, 381	442, 553	18, 211, 444	11, 210, 239	1,871
	個	負担水準0.60超0.61未満	4	4 0	326	56, 794	12, 280, 438	7, 440, 162	453
準	人	負担水準0.60		5 0	0	0	0	0	0
0)	計		6 0	24, 920	6, 195, 704	522, 524, 861	353, 249, 628	35, 856
U	住	負担水準0.70		7 0	2, 997	11, 236, 976	478, 022, 190	324, 153, 705	7, 299
	宅	負担水準0.69以上0.70未満		8 0	2, 477	5, 469, 576	347, 198, 002	241, 543, 489	5, 486
	用	負担水準0.68以上0.69未満		9 0	1, 108		137, 637, 050		2, 451
6	地	負担水準0.67以上0.68未満		0 0	843	868, 876	110, 783, 911	74, 526, 416	1, 719
(以	負担水準0.66以上0.67未満		1 0	662	641, 965	83, 076, 421	55, 258, 948	1,514
ĺ	外	負担水準0.65以上0.66未満		2 0	419	334, 524	53, 382, 252	34, 972, 210	834
0	0)	負担水準0.64以上0.65未満	_	3 0	429	359, 587	64, 926, 262	40, 871, 018	856
	宅	負担水準0.63以上0.64未満		4 0	360	342, 317	42, 226, 101	26, 807, 047	639
•	地	負担水準0.62以上0.63未満	5	5 0	261	164, 487	39, 198, 987	24, 497, 164	526
7		負担水準0.61以上0.62未満		6 0	219	345, 345	51, 368, 989		539
'	法	負担水準0.60超0.61未満	5	7 0	146	200, 716	74, 503, 296	44, 932, 075	269
$\overline{}$	人	負担水準0.60		8 0	0	0	0	0	0
	_	計	5	9 0	9, 921	21, 015, 691	1, 482, 323, 461	992, 937, 247	22, 132

第92表340行から第92表590行は、第92表020行から第92表030行及び第92表180行から第92表190行の内数として記載すること。

地1	方公	共区]]体:	コー	ド	表都 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	9	3

第93表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの) (平成27年度分)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	本則	負担水準1.0以上	9 0 1 0	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					i
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	在和那款 求1 0 □	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
-	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	貝坦剛金平1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
般		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					<u> </u>
田田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					-
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					1
打	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					L
) (1—W1111 1 = 1 = 1	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満 計	2 1 0 2 2 0	0	0	0	0	
Ł —	本則	■	2 3 0	U	0	0	V	
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					<u>. </u>
	for the second of	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					<u>. </u>
₹.	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
_	A 10 3m +/2	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
戉		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
又		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
.l-m		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
長	貝坦剛金平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
也		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
-		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					<u> </u>
		負担水準0.05未満	4 3 0					
	1	計	4 4 0	0	0	0	0	

地 1	方公	:共区]体:	-	ド	表都 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	9	3

第93表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成27年度分)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)80
	本則	負担水準1.0以上	4 5 0		0	0	0	0
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	貝担嗣登举1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
ńл	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
般	貝担嗣至至1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
市	真追嗣昰平1.073	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0		0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
街		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0		0	0	0	0
化	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0		0	0	0	0
10	F1	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0		0	0	0	0
L-2	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
区	兵區剛歪中1,10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0		0	0	0	0
域		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0		0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0		0	0	0	0
農		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
/		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
地		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0		0	0	0	0
쁘		負担水準0.05未満	6 5 0		0	0	0	0
	l I	計	6 6 0	0	0	0	0	0

地 1	方公	共区]体:	-	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	9	4

第94表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成27年度分)

都 道 府 県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

_					(1)	(2)	(3)	(4)	(!	5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 (千円)	筆	数 (筆) ₈₀
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0	()()	24 (111)	39 (111)	04 (111)	09	(事/ 80
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
		貝担調金半1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
		貝坦明金平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
		只远侧走平1.010	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
,			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0						
介			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0						
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0						
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
			負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	1 2 0 1 3 0						
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
在			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
1			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
			負担水準0.05未満	2 1 0						
		11		2 2 0	0	0	0	0		(
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0						
			負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
##		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0						
農			負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満	2 8 0 2 9 0						
			負担水準0.65以上0.75未満	3 0 0						
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
		在和課 數式1 10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
地		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0						
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0						
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
			負担水準0.05未満	4 3 0				0		
			<u>計</u>	4 4 0	0	0	0	0		

地	方公	共区]体:	-	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	9	4

第94表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成27年度分)

都道府県名	名	兵庫県
市町村名	名	神戸市

	•			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)80
	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	0		0	0	
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	貝坦剛歪平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
介	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
21	兵追嗣走平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	兵追嗣走平1.010	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	· ·
在		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	· ·
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	·	
計	<u>-</u>	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
農	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
辰) (1—1/1-1 1 - 1 - 1	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	v	v
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	Ů	
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	· ·
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0		
地		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0 6 5 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	6 6 0	0	0	0	v	Ů
				0	0	0	0	0

地 1	方公	共区]]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	9	5

第95表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成27年度分)

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

	<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号 納	税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	本則	負担水準1.0以上	9 12	(人) 24 7,556	(m²) 41, 545, 266	39 (千円) 5, 884, 111	54 (千円) 6 5,884,111	9 (筆); 43, 19
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	402	534, 692	77, 481	77, 049	1, 06
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	36	26, 042	3, 178	3,009	5
	2 lp =m =14 -++ 0 =	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	1	158	24	22	
	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	1	274	41	37	
	△扫那款 录1 075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
-		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
	貝担剛霍平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
般		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0	1	1	0	0	
		計	2 2 0	7, 997	42, 106, 433	5, 964, 835	5, 964, 228	44, 3
	本則	負担水準1.0以上	2 3 0	3, 480	4, 665, 867	326, 478	326, 478	7, 8
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	323	117, 776	8, 445	8, 428	4
	> 1,1—19,1 III 1 - 1 - 1 - 1	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	19	3, 699	265	254	
atta	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	21	8, 190	587	532	
農		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	1	33	2	2	
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満	3 2 0					
畑			3 3 0					
		負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	3 4 0					
地	負担調整率1.10	213-31-1-1-23-1-1-1-1-1	3 5 0					
TE		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	3 7 0					
		負担水準0.2以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 0 0					
	ĺ							
		負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	4 2 0 4 3 0					

地 1	方公	共区]体:	1 —	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	9	5

第95表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成27年度分)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		X	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		Line	To the same and	9	(人)			54 (千円)	69 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0					
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0		,	85, 926		1, 560
		只5师主十1.020	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0		,	3, 443		84
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	22	8, 348	611	554	32
_		貝担剛罡华1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	2	307	43	39	2
		△ 4月無敵☆1 075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
般			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0		0	0	0	0
/IJX			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0		0	0	0	0
	⇒ 1		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0		0	0	0	0
	計		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0		0	0	0	0
		// Ln =m =k =k = 1 0	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
農		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0		0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0		0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0		0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0		0	0	0	0
Lula			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0		0	0	0	
地			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0		0	0	0	
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0		0	0	0	
			負担水準0.05未満	6 5 0		1	0	0	1
			計·	6 6 0		46, 901, 998	6, 300, 612	6, 299, 922	52, 745

地 1	方公	洪区]]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	9	6

第96表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成27年度分)

都道府県名	5	兵庫県
市町村名		申戸市

		——					(1)		(2)		(3)	(4)	(5))
		X	分	行	番号	号	納税義務者数		地 積 (m²)	決	: 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆	数 (筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	0	1	0	7, 556	-	41, 545, 266	39	5, 884, 111	5, 884, 111	9	43, 192
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	402	2	534, 692		77, 481	77, 049		1,069
		貝担调登半1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	36	5	26, 042		3, 178	3,009		59
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	1		158		24	22		1
		貝担酬金平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	1		274		41	37		1
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	0)	0		0	0		0
		貝坦剛罡平1.073	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	0)	0		0	0		0
			負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	0		0		0			0
			負担水準0.6以上0.65未満		9		0		0		0			0
			負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	0		0		0			0
	田		負担水準0.5以上0.55未満		1	-	0		0		0	•		0
	ш		負担水準0.45以上0.5未満		2		0		0		0			0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満		3		0		0		0	ů		0
		天J立胸正十1.10	負担水準0.35以上0.4未満		4		0		0		0			0
合			負担水準0.3以上0.35未満		5		0		0		0	ů		0
			負担水準0.25以上0.3未満		6		0		0		0			0
			負担水準0.2以上0.25未満		7		0		0		0			0
			負担水準0.15以上0.2未満		8		0		0		0			0
			負担水準0.1以上0.15未満		9		0		0		0			0
			負担水準0.05以上0.1未満		0		0)	0		0			0
			負担水準0.05未満		1	-	1		1		0	U		1
		-La Del	計 17.40 1884 1984		2		7, 997	_	42, 106, 433		5, 964, 835	5, 964, 228		44, 323
		本則	負担水準1.0以上		3		3, 480		4, 665, 867		326, 478	326, 478		7, 874
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満		4		323		117, 776		8, 445	8, 428		491
			負担水準0.9以上0.95未満		5		19		3, 699		265	254		25
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満		6		21		8, 190		587	532		31
			負担水準0.8以上0.85未満		7		1		33	-		2		1
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満		8		0		0		0			0
計			負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満		9		0		0	-	0			0
口			負担水準0.6以上0.65未満				0		0		0			0
			負担水準0.55以上0.6未満		1 2		0		0		0			0
			負担水準0.5以上0.55未満		3		0		0		0			0
	畑		負担水準0.45以上0.5未満		4		0		0		0	•		0
			負担水準0.4以上0.45未満		5		0		0	-	0	•		0
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満		6		0		0		0			0
			負担水準0.3以上0.35未満		7		0		0		0			0
	1		負担水準0.25以上0.35米満		8	-	0		0		0			0
			負担水準0.2以上0.25未満		9		0		0		0	ů		0
			負担水準0.15以上0.2未満		0		0		0		0			0
			負担水準0.1以上0.15未満		1		0		0		0	•		0
	1		負担水準0.05以上0.1未満		2		0		0		0	ů		0
	1		負担水準0.05未満		3		0		0		0	0		0
			計		4		3,844		4, 795, 565		335, 777	335, 694		8, 422

地 1	方公	:共区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	9	6

第96表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)(平成27年度分)

都道府県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

_					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
				9	(人)			54 (千円)	69 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0					
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0			85, 926	,	1, 560
		貝里剛走平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0		,	3, 443		84
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	22	8, 348	611	554	32
		貝坦桐金平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	2	307	43	39	2
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
_		貝担調金年1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
合			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	司		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
		A 和 細 軟 志 1 10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
計			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
РΙ			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0		0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05未満	6 5 0		1	0	0	1
			計	6 6 0	11, 841	46, 901, 998	6, 300, 612	6, 299, 922	52, 745

Ⅱ 家屋に関する概要調書

地	ド	表番号					
2	8	1	0	0	0	2	1

第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)
個人・法人の別			総数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)		
個	人	9	1	0	12	468, 049	8, 285	459, 764
法	人	0	2	0		20, 041	245	19, 796
計		0	3	0		488, 090	8, 530	479, 560

地	方公	:共5	団体	コー	・ド	表都	番号
12	8	1	0	0	0	72	28

第22表 総 括 表

都 道 府 県 名 兵庫県 — — — 市 町 村 名 神戸市

				<u> </u>	(1)	(2)	(3)	
2	☑ 分	行	番	号	棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当たり価格 (円)
木	総数	90	1	0	12 7 252, 225	²⁰ [±] 25, 672, 267	³¹ *637, 097, 208	24, 817
	法定免税点未満のもの	0	2	0	9, 466	[*] 432, 303	⁷ 771, 309	1, 784
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	[†] 242, 759	[†] 25, 239, 964	^т 636, 325, 899	25, 211
木	総数	0	4	0	152, 108	[×] 64, 903, 014	⁹ 3, 475, 535, 675	53, 550
造 以	法定免税点未満のもの	0	5	0	⁺ 954	23, 761	⁺ 102, 270	4, 304
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	⁵ 151, 154	64, 879, 253	^y 3, 475, 433, 405	53, 568
	総数	0	7	0	404, 333	90, 575, 281	4, 112, 632, 883	45, 406
計	法定免税点未満のもの	0	8	0	10, 420	456, 064	873, 579	1, 915
	法定免税点以上のもの	0	9	0	393, 913	90, 119, 217	⁷ 4, 111, 759, 304	45, 626
非書	果 税 家 屋	1	0	0	16, 372	9, 065, 704		

(参考)

実際免税点の額 200,000円

地	方公	:共区	引体	コー	- ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	72	3

第23表 所有者区分による家屋に関する調

			(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	-
	- 0	/ I	個り	が原	有 有	す る :	家 屋	法人が所る	する家屋	
⊵	分	行番号	棟 数	床面積(㎡)	決 定 価 格 ^(千円)	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	
木	総数	⁹ 0 1 0	245, 045	²⁰ 24, 823, 684	³⁰ 616, 666, 863	616, 659, 241	24, 842	⁵⁴ 7, 180	848, 583	
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0 2 0	9, 297	424, 858	754, 431	754, 431	1, 776	169	7, 445	1
造	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0 3 0	235, 748	24, 398, 826	615, 912, 432	615, 904, 810	25, 244	7, 011	841, 138	
木	総数	0 4 0	122, 315	31, 388, 586	1, 577, 591, 310	1, 577, 591, 310	50, 260	29, 793	33, 514, 428	
造以	法定免税点未満のもの	0 5 0	853	20, 263	91, 296	91, 296	4, 506	101	3, 498	
外	法定免税点以上のもの	0 6 0	121, 462	31, 368, 323	1, 577, 500, 014	1, 577, 500, 014	50, 290	29, 692	33, 510, 930	
	総数	0 7 0	367, 360	56, 212, 270	2, 194, 258, 173	2, 194, 250, 551	39, 035	36, 973	34, 363, 011	
計	法定免税点法満のもの	0 8 0	10, 150	445, 121	845, 727	845, 727	1, 900	270	10, 943	
	法 定 免 税 点以 上 の も の	0 9 0	357, 210	55, 767, 149	2, 193, 412, 446	2, 193, 404, 824	39, 332	36, 703	34, 352, 068	
			(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
			法人が	所有す	る家屋		合		計	
∑	分	行番号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	⁹ 0 1 1	¹² 20, 430, 345	20, 410, 623	24, 076	³⁶ 252, 225	⁴⁴ 25, 672, 267	⁵⁴ 637, 097, 208	637, 069, 864	24, 817
	法定免税点未満のもの	0 2 1	16, 878	16, 878	2, 267	9, 466	432, 303	771, 309	771, 309	1, 784
造	法定免税点以上のもの	0 3 1	20, 413, 467	20, 393, 745	24, 269	242, 759	25, 239, 964	636, 325, 899	636, 298, 555	25, 211
木	総 数	0 4 1	1, 897, 944, 365	1, 884, 840, 803	56, 631	152, 108	64, 903, 014	3, 475, 535, 675	3, 462, 432, 113	53, 550
造以	法定免税点未満のもの	0 5 1	10, 974	10, 974	3, 137	954	23, 761	102, 270	102, 270	4, 304
外	法定免税点以上のもの	0 6 1	1, 897, 933, 391	1, 884, 829, 829	56, 636	151, 154	64, 879, 253	3, 475, 433, 405	3, 462, 329, 843	53, 568
	総 数	0 7 1	1, 918, 374, 710	1, 905, 251, 426	55, 827	404, 333	90, 575, 281	4, 112, 632, 883	4, 099, 501, 977	45, 406
計	法定免税点未満のもの	0 8 1	27, 852	27, 852	2, 545	10, 420	456, 064	873, 579	873, 579	1, 915
	法定免税点以上のもの	0 9 1	1, 918, 346, 858	1, 905, 223, 574	55, 844	393, 913	90, 119, 217	4, 111, 759, 304	¹ 4, 098, 628, 398	45, 626

地	表看	昏号					
12	8	1	0	0	0	7	4

第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

				(1)	(2)	(3)		
区分				棟 数				
家屋の種類	行	行番号		総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの		
専 用 住 宅	9()	1	0	220, 195	5, 096	215, 099		
共同住宅·寄宿舎	0	2	0	6, 478	22	6, 456		
併 住宅部分1	0	3	0	2, 986	310	2, 676		
用 その他の用の部分2	0	4	0	2, 986	310	2, 676		
宅 計(棟数については1の数値を記入	0	5	0	2, 986	310	2, 676		
旅館・料亭・ホテル	0	6	0	278	0	278		
事務所・銀行・店舗	0	7	0	2, 778	183	2, 595		
劇場・病院	0	8	0	204	1	203		
工場・倉庫	0	9	0	2, 508	218	2, 290		
土 蔵	1	0	0	2, 650	336	2, 314		
附 属 家	1	1	0	14, 148	3, 300	10,848		
合 計	1	2	0	7 252, 225	9, 466	[†] 242, 759		

地	表看	昏号					
¹ 2	8	1	0	0	0	72	4

第24表 木造家屋に関する調(その2)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(4)			4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
			□	^					床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
家。	屋の	種	類 類	分 人	行	番	号	総 (㎡)	数 (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点未満のもの(千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (<)	(二) (子) (五) (五)	(ホ) (ロ) (円) (チ)	(へ) (ハ) (田) (リ)
草	享 月]	住	Ē	90	1	1		051, 689		³⁴ 22, 748, 060	4E		⁶⁷ 594, 816, 982			26, 148
共	同 住	宅・	寄宿	舎	0	2	1	b 1,	125, 107	2, 651	1, 122, 456	28, 198, 049	6, 096	28, 191, 953	25, 063	2, 300	25, 116
併	住	宅	部 分	1	0	3	1		192, 303	11, 615	180, 688	1, 790, 506	28, 373	1, 762, 133	9, 311	2, 443	9, 752
用住	その	他の	用の部	分 2	0	4	1		94, 716	5, 721	88, 995	881, 891	13, 975	867, 916	9, 311	2, 443	9, 752
宅	(1	+	2)	計	0	5	1	С	287, 019	17, 336	269, 683	2, 672, 397	42, 348	2, 630, 049	9, 311	2, 443	9, 752
旅負	官 ・ 米	斗 亭	・ホラ	テル	0	6	1	d	57, 747	38	57, 709	874, 817	81	874, 736	15, 149	2, 132	15, 158
事系	务所 •	銀	行・尼	店 舗	0	7	1	е	234, 614	6, 119	228, 495	5, 313, 804	19, 969	5, 293, 835	22, 649	3, 263	23, 168
劇	場	•	病	院	0	8	1	f	29, 389	50	29, 339	858, 357	69	858, 288	29, 207	1, 380	29, 254
工	場	•	倉	庫	0	9	1	g	188, 755	9, 127	179, 628	1, 376, 740	17, 192	1, 359, 548	7, 294	1, 884	7, 569
	土		蔵		1	0	1	h	94, 839	11, 286	83, 553	195, 817	11, 789	184, 028	2, 065	1, 045	2, 203
	附	属	家		1	1	1	i	603, 108	82, 067	521, 041	2, 204, 496	88, 016	2, 116, 480	3, 655	1, 072	4, 062
	合		計		1	2	1	25,	672, 267	432, 303	[†] 25, 239, 964	* 637, 097, 208	771, 309	⁵ 636, 325, 899	24, 817	1, 784	25, 211

地	方公	· ド	表看	昏号			
¹ 2	8	1	0	0	0	72	5

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店

			>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					杉			数	
	行	行番号		総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	,,	н	.5	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	433	19	0	33 0	433	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	2, 480		3	0	2, 477	
鉄 骨 造	0	3	0	6, 364		11	0	6, 353	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	1, 692		27	0	1, 665	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	149		2	0	147	
そ の 他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	11, 118	0	43	0	11, 075	0

			-	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)													
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格										
体 造 別	行	行番号		行番号		行番号		行番号		行番号		行番号		総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (ニ)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	法定免税点以上のもの(千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (上)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	(へ) (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	¹² 7 2, 972, 915	23 0	³⁴ 2, 972, 915	⁴⁵ 251, 009, 192	56 0	67 251, 009, 192	84, 432	0	84, 432										
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2, 515, 342	95	2, 515, 247	154, 282, 342	194	154, 282, 148	61, 337	2, 042	61, 339										
鉄 骨 造	0	3	1	[†] 5, 360, 217	587	5, 359, 630	391, 035, 187	2, 492	391, 032, 695	72, 951	4, 245	72, 959										
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	188, 479	611	187, 868	4, 683, 578	4, 070	4, 679, 508	24, 849	6, 661	24, 908										
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	1	[†] 10, 695	27	10, 668	172, 293	234	172, 059	16, 110	8, 667	16, 129										
その他	0	6	1	カ	0			0		0	0	0										
計	0	7	1	11, 047, 648	1,320	11, 046, 328	801, 182, 592	6, 990	801, 175, 602	72, 521	5, 295	72, 529										

地	方公	· ド	表看	昏号			
12	8	1	0	0	0	72	6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				
区分					村			数					
	行	行 釆 县		行 釆 早		行番号		総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1.1	ш	7,5	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数				
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	0	944	19	26	33 0	944	47 53				
鉄筋コンクリート造	0	2	0	25, 255		110	0	25, 145					
鉄 骨 造	0	3	0	17, 140		60	0	17, 080					
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	46, 593		54	0	46, 539					
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	1, 304		10	0	1, 294					
そ の 他	0	6	0			0	0						
計	0	7	0	91, 236	0	234	0	91, 002	0				

			>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)																	
				床	面	積	決	定価	格	単 位	当たり	価 格														
区 分 構造別	行	行番号		行番号		行番号		行番号		行番号		行番号		行番号		行番号		総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	和 領	法定免税点未満のもの	以上のもの	(-) (-) (-)	(ホ) (ロ)	<u>(へ)</u> (ハ)
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)														
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	6, 247, 105	60	6, 247, 045	⁴⁵ 387, 843, 773	1, 892	⁶⁷ 387, 841, 881	62, 084	31, 533	62, 084														
鉄筋コンクリート造	0	2	1	⁷ 21, 628, 630	242	21, 628, 388	1, 275, 623, 365	4, 536	1, 275, 618, 829	58, 978	18, 744	58, 979														
鉄 骨 造	0	3	1	⁷ 3, 502, 146	2, 945	3, 499, 201	158, 640, 395	5, 287	158, 635, 108	45, 298	1, 795	45, 335														
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	6, 077, 772	1, 075	6, 076, 697	160, 144, 874	6, 580	160, 138, 294	26, 349	6, 121	26, 353														
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	⁺ 75, 095	179	74, 916	1, 040, 889	1, 110	1, 039, 779	13, 861	6, 201	13, 879														
その他	0	6	1	シ	0			0		0	0	0														
計	0	7	1	37, 530, 748	4, 501	37, 526, 247	1, 983, 293, 296	19, 405	1, 983, 273, 891	52, 844	4, 311	52, 850														

地	方公	:共区	引体	コー	· ド	表看	昏号
¹ 2	8	1	0	0	0	72	78

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

		>	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					柯			数	
	行	番	号	総	総数		未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	13	#	.5	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	12 55	19	26 0	33 0	55	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	526		0	0	526	
鉄 骨 造	0	3	0	321		0	0	321	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	58		0	0	58	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	18		0	0	18	
そ の 他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	978	0	0	0	978	0

		→	•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
横造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	(<u>=</u>) (<u>1</u>)	<u>(</u>) (口)	<u>(へ)</u> (ハ)
				(m²) (≺)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	^{12 ×} 727, 188	23	727, 188	61, 235, 147	56	61, 235, 147	84, 208	0	84, 208
鉄筋コンクリート造	0	2	1	1, 123, 079	0	1, 123, 079	91, 060, 212	0	91, 060, 212	81, 081	0	81, 081
鉄 骨 造	0	3	1	461, 261	0	461, 261	39, 897, 574	0	39, 897, 574	86, 497	0	86, 497
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	⁹ 10, 338	0	10, 338	350, 341	0	350, 341	33, 889	0	33, 889
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	1,066	0	1, 066	23, 629	0	23, 629	22, 166	0	22, 166
その他	0	6	1		0			0		0	0	0
計	0	7	1	2, 322, 932	0	2, 322, 932	192, 566, 903	0	192, 566, 903	82, 898	0	82, 898

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	72	8

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					柜			数	
区分	行	行番号-		総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	-			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	114	19	26	33 0	113	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	17, 124		94	0	17, 030	
鉄 骨 造	0	3	0	9, 359		91	0	9, 268	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	3, 138		112	0	3, 026	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	3,000		96	0	2, 904	
そ の 他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	32, 735	0	394	0	32, 341	0

		-		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総 数 (m³) (イ)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ)	総 額 (千円)(二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	法定免税点以上のもの(千円)(へ)	(二) (イ) (円) (H)	<u>(</u> ホ <u>)</u> (ロ) (円) (チ)	(へ) (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	910, 318	²³ 15	910, 303	⁴⁵ 49, 149, 768	⁵⁶ 63	49, 149, 705	53, 992	4, 200	53, 993
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2, 877, 456	1, 571	2, 875, 885	86, 897, 051	15, 102	86, 881, 949	30, 199	9, 613	30, 211
鉄 骨 造	0	3	1	8, 814, 508	4, 853	8, 809, 655	321, 643, 368	9, 417	321, 633, 951	36, 490	1, 940	36, 509
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	309, 890	3, 989	305, 901	2, 608, 813	14, 361	2, 594, 452	8, 419	3,600	8, 481
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	80, 612	1,682	78, 930	847, 797	11, 585	836, 212	10, 517	6, 888	10, 594
その他	0	6	1	ネ	0			0		0	0	0
計	0	7	1	12, 992, 784	12, 110	12, 980, 674	461, 146, 797	50, 528	461, 096, 269	35, 493	4, 172	35, 522

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	72	9

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

構造別	数 法定免税点	ロトのもの
構造別 (大番号) 株 数 主たる用途 以外の棟数 棟数 主たる用途 以外の棟数 以外の棟数 (以外の棟数) (以外の棟数) (以外の棟数) (以外の棟数) (以外の棟数) (日本) (日本)	法定免税点	ロトのもの
構造別 棟数 主たる用途以外の棟数 棟数 主たる用途以外の棟数 鉄骨鉄筋コンクリート造 0 2 0 1 0 12 18 19 26 0 33 0 0 5 0 5 0 5 0 0 5 0 0 5 0 0 5 0	1	
鉄骨鉄筋コンクリート造 0 1 0 1 0 5 18 5 0 1 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	棟 数	主たる用途 以外の棟数
	18	47 53
	7, 242	
鉄 骨 造 ┃0 3 0 2,099 13 0	2, 086	
軽量鉄骨造 0 4 0 3,644 183 0	3, 461	
れ ん が 造 0 5 0 3,013 62 0	2, 951	
その他 0 6 0		
計 0 7 0 16,041 0 283 0	15, 758	0

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの		法定免税点未満のもの	以上のもの	(<u>-</u>) (<u>1</u>)	<u>(</u>) (口)	<u>(^)</u> (/)
				(m²) (≺)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	61,004	23	61, 004	4, 040, 673	56	4, 040, 6 ⁷⁷	66, 236	0	66, 236
鉄筋コンクリート造	0	2	1	281, 698	394	281, 304	11, 682, 409	3, 656	11, 678, 753	41, 471	9, 279	41, 516
鉄 骨 造	0	3	1	482, 619	605	482, 014	19, 975, 760	1, 083	19, 974, 677	41, 390	1, 790	41, 440
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	130, 957	3, 976	126, 981	932, 158	15, 913	916, 245	7, 118	4, 002	7, 216
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	52, 624	855	51, 769	715, 087	4, 695	710, 392	13, 589	5, 491	13, 722
その他	0	6	1	ホ	0			0		0	0	0
計	0	7	1	1, 008, 902	5, 830	1, 003, 072	37, 346, 087	25, 347	37, 320, 740	37, 017	4, 348	37, 206

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	73	8

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

		-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
					植			数			
区分	行	行番号		総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの		
構造別	11	11 街 夕		11 1 7		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	1, 564	19 0	26	33 0	1, 563	47 53 ()		
鉄筋コンクリート造	0	2	0	52, 652	0	232	0	52, 420	0		
鉄 骨 造	0	3	0	35, 283	0	175	0	35, 108	0		
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	55, 125	0	376	0	54, 749	0		
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	7, 484	0	170	0	7, 314	0		
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0		
計	0	7	0	152, 108	0	^サ 954	0	⁵ 151, 154	0		

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	和 領	法定免税点未満のもの	以上のもの	(-) (1)	<u>(</u> (<u></u>	(\(\sigma\)
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円)(ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	10, 918, 530	75	10, 918, 455	⁴⁵ 753, 278, 553	1, 955	⁶⁷ 753, 276, 598	68, 991	26, 067	68, 991
鉄筋コンクリート造	0	2	1	28, 426, 205	2, 302	28, 423, 903	1, 619, 545, 379	23, 488	1, 619, 521, 891	56, 974	10, 203	56, 977
鉄 骨 造	0	3	1	18, 620, 751	8, 990	18, 611, 761	931, 192, 284	18, 279	931, 174, 005	50, 008	2, 033	50, 031
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	6, 717, 436	9, 651	6, 707, 785	a 168, 719, 764	40, 924	168, 678, 840	25, 117	4, 240	25, 147
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	220, 092	2,743	217, 349	b 2, 799, 695	17, 624	2, 782, 071	12, 721	6, 425	12, 800
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	64, 903, 014	23, 761	64, 879, 253	⁹ 3, 475, 535, 675	f 102, 270	^y 3, 475, 433, 405	53, 550	4, 304	53, 568

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	73	18

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	区分				棟	数	床	面 積	再建築	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	屋の種類	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	(口) (イ)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	専 用 住 宅	90	1	0	¹² 2, 613	18 23	²⁴ a 285, 403	³³ 617	⁴¹ 25, 675, 042	47, 450	⁶⁰ 21, 567, 035	⁷⁰ 39, 858	89, 961	75, 567
	共同住宅・寄宿舎	0	2	0	105	1	b 26, 843	24	2, 612, 095	2, 743	2, 194, 160	2, 304	97, 310	81, 740
新	併 用 住 宅	0	3	0	1		c 152		13, 132		11, 031		86, 395	72, 572
	旅館・料亭・ホテル	0	4	0	1		^d 93		17, 065		14, 335		183, 495	154, 140
増	事務所・銀行・店舗	0	5	0	25	4	e 2,705	97	222, 721	5, 649	187, 086	4, 745	82, 337	69, 163
	劇場・病院	0	6	0	4		f 785		65, 400		54, 936		83, 312	69, 982
分	工場・倉庫	0	7	0	7	1	^g 485	67	21, 011	3, 705	17, 649	3, 112	43, 322	36, 390
	土 蔵	0	8	0			h						0	0
	附 属 家	0	9	0	18	1	i 566	11	27, 017	369	22, 694	310	47, 733	40, 095
	合 計	1	0	0	^j 2,774	^k 30	317, 032	816	28, 653, 483	59, 916	24, 068, 926	⁵ 50, 329	90, 380	75, 920

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	73	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		─ 区 分	-		_	棟	数	床	積	再建築	費評点数	決定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価 格
家屋の)種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	(丘) (イ) (点)	(<u>/)</u> (<u>/)</u> (円)
	事	鉄骨鉄筋コンクリート造	в	1	0	12	18	24 ア	33	41	51	60	70 79	0	0
	務所	鉄筋コンクリート造	0	2	0	6	1	ر 4, 036	2, 530	521, 304	338, 780	561, 966	365, 205	129, 164	139, 238
	•	鉄 骨 造	0	3	0	73	6	[†] 52, 006	632	4, 908, 665	57, 087	5, 291, 541	61, 540	94, 387	101, 749
	店舗	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	14	1	2, 840	17	178, 855	398	188, 871	420	62, 977	66, 504
新	•	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0			オ						0	0
17/1	百貨	その他	0	6	0			カ						0	0
	店	計	0	7	0	93	8	58, 882	3, 179	5, 608, 824	396, 265	6, 042, 378	427, 165	95, 255	102, 618
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0			+						0	0
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	107		⁷ 325, 329		42, 362, 990		37, 279, 431		130, 216	114, 590
		鉄 骨 造	1	0	0	104	1	⁵ 37, 995	51	4, 247, 931	7, 034	3, 738, 179	6, 190	111, 802	98, 386
増	ア	軽 量 鉄 骨 造	1	1	0	569	9	79, 838	50	7, 531, 914	3, 139	6, 628, 084	2, 762	94, 340	83, 019
	パ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0			V						0	0
	1	その他	1	3	0			<i>シ</i>						0	0
	١	計	1	4	0	780	10	443, 162	101	54, 142, 835	10, 173	^d 47, 645, 694	8, 952	122, 174	107, 513
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0			ス						0	0
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0	5		22, 626		2, 863, 546		3, 086, 903		126, 560	136, 432
	150	鉄 骨 造	1	7	0	5		^y 12, 952		1, 731, 712		1, 866, 785		133, 702	144, 131
	,	軽 量 鉄 骨 造	1	8	0	1		⁹ 357		32, 814		34, 652		91, 916	97, 064
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0			<i></i>						0	0
		その他	2	0	0			ツ						0	0
	ル	計	2	1	0	11	0	35, 935	0	4, 628, 072	0	4, 988, 340	0	128, 790	138, 816

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	73	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	/ 区分				棟	数	床	面 積	再建築費	費評点数	決 定	価 格	単位当たり	単位当たり価
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (<u>口)</u> (イ) (点)	(25)
	エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	9 2	2	0	12 2	18	22, 620	33	⁴¹ 2, 277, 852	51	⁶⁰ 2, 455, 524	70 79	100, 701	108, 555
	場	鉄筋コンクリート造	2	3	0	17		573		28, 752		30, 995		50, 178	54, 092
	•	鉄 骨 造	2	4	0	69	5	⁺ 245, 942	920	18, 189, 395	66, 083	19, 408, 084	70, 511	73, 958	78, 913
新	倉庫	軽 量 鉄 骨 造	2	5	0	25		⁼ 1, 735		89, 719		93, 756		51, 711	54, 038
	•	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0	3		31		2, 578		2, 779		83, 161	89, 645
	市	その他	2	7	0			ネ						0	0
増	場	計	2	8	0	116	5	270, 901	920	20, 588, 296	66, 083	21, 991, 138	70, 511	75, 999	81, 178
78		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0)						0	0
	そ	鉄筋コンクリート造	3	0	0	38		1, 045		52, 765		56, 300		50, 493	53, 876
		鉄 骨 造	3	1	0	17		1, 213		153, 372		163, 648		126, 440	134, 912
分	の	軽 量 鉄 骨 造	3	2	0	39		783		27, 135		28, 356		34, 655	36, 215
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0	3		^ 30		1, 526		1, 628		50, 867	54, 267
	他	その他	3	4	0									0	0
		計	3	5	0	97	0	3, 071	0	234, 798	0	249, 932	0	76, 457	81, 385
		合 計	3	6	0	e 1,097	g 23	811, 951	4, 200	85, 202, 825	472, 521	80, 917, 482	506, 628	104, 936	99, 658

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
1 2	8	1	0	0	0	73	3

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		(1)			(2)	(3)	
区分	公 巫 □	棟	数	床	面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総	数	総	数 (m²) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	<u>(口)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	9 1 0	12	1, 338	19	125, 602	28	
共 同 住 宅 · 寄 宿 舎		38	80	45	13, 420	⁵⁴ 168, 316	12, 542
併 用 住 宅	0 3 0	12	43	19	3, 770	28 27, 484	7, 290
旅館・料亭・ホテル		38	9	45	1, 472	⁶³ 16, 617	11, 289
事務所・銀行・店舗	0 5 0	12	52	19	3, 869	²⁸ 70, 331	18, 178
劇 場・ 病 院		38	3	45	180	54 1, 592	8, 844
工場・倉庫	0 7 0	12	39	19	2, 834	15, 901	5, 611
土 蔵		38	11	45	448	54 63 501	1, 118
附 属 家	0 9 0	12	173	19	4, 990	10,775	2, 159
合 計		38	1, 748	45	156, 585	1, 971, 194	

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	73	4

第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			(1)		(2)	(3)	
区分	行番号	棟	数	床	面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総	数	総	数 (m²) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	(口) (イ) (円)
事務所・店舗・百貨店	90 1 0	12	129	19	77, 589	4, 965, 074	63, 992
住宅・アパート		38	480	45	79, 078	2, 114, 3 ⁶³	26, 737
病院・ホテル	0 3 0	12	16	19	21, 701	1, 356, 495	62, 508
工場・倉庫・市場		38	242	45	50, 517	⁵⁴ 832, 108	16, 472
そ の 他	0 5 0	12	107	19	3, 420	²⁸ 37, 172	10, 869
合 計		38	974	45	232, 305	9, 305, 163	40, 056

地方公	共団体	コード	表番号
2 8	1 0	0 0	⁷ 3 5 5

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

(1)

接 12 11 12 12 11 13 12 15 15 15 15 15 15 15		区 分	特例率 行番号 法定免税点以上のも	
括 第11項 (日本原子力研究開発機構)				
規 に第 第19項 (日本原子)が氏側を検索) 1/2 3 5 0 2 220,727 3 5 1				56 33
様 に第 第12項 (登録有形文化財等) 1/2 0 5 5 0 7 220,727 27 8 16 項 (宇宙航空研究開発機構) 1/3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	注	第11項(日本原子力研究開系機構)		
# 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	114) = 64			33
標	祝に穿	第 12 項 (登録有形文化財等)		27
標	=	第 16 項 (宇宙航空研究開発機構)		33
# 17項 (海洋研究開発機構)	橝			
準 九 第18項 (水資源機構) 1/2 23 3	よ四	第17項(海洋研究開発機構)		33
# 7.				33
2	準 カ	第18項(水資源機構)	-, -	
の 第 21 項 (科学技術提與機構)		第19項(特定地方交通線)		33
特 も 三 第23項 (新聞西国際空港株式会社) 第24項 (信用區間組合等) 3/5 1 5 0 12 4,260,730 第24項 (信用區間組合等) 1/2 23 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	る 第			
等 5	1 - 1	第99項(新閱冊国際先洪姓式会社)		33
第29項(家庭的保育事業)	0	第24項(信用協同組合等)	3/5 1 5 0 12 4, 260, 73	30
第28項(家庭的保育事業)	特 4、=	第26項(中部国際空港)		33
例		第 28 項(家庭的保育事業)		40
2000	Ital O		-/ -	33
だ 第33項(量子科学技術研究開発機構) 1/3 2 1 1 0 12 第34項(世界遺産) 1/3 2 3 0 12 よ 第1項(総合効率化に貸する倉庫等) 1/2 23 第4項(心身障害者多数雇用事業所) 5/6 2 5 0 0 12 第13項(並行在来線の譲受資産) 1/2 23 第 18項(都市利便施設(都市再生緊急整備地域)) - 2 7 0 0 12 第 19項(成田国際空港株式会社) - 2 9 0 0 12 第 20項(PFI国立大学の校舎) 1/2 3 1 1 0 12 第 21項(都市鉄道利便増進施設) 2/3 23 188,293 3 第 22項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例) 1/2 3 1 1 0 12 434,056 第 23項(日本郵政公社の民営化に係る承継特例) 4/5 3 5 0 12 1,914,484 定 第 23項(公益法人の所有する能楽堂) 1/2 3 7 0 12 3 7 0 12 な 第 24項(鉄道事業再構築事業) 1/2 3 7 0 12 2 3 9 0 12 な 第 28項(原職略港湾等の荷さばき施設等(国際拠点港湾)) 1/2 3 7 0 12 2 3 9 0 12 な 第 30項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) - 2/3 4 1 0 10 12 3 3 7 0 12 な 第 36項(備蓄倉庫) - 2/3 4 1 0 10 12 3 3 7 0 12 な 第 36項(備蓄倉庫) - 2/3 4 1 1 0 12 3 3 7 0		第30項(事業所内保育事業)		
京 34 項 (世界遺産)	の規	<u>第31項(認定生活困窮者就労訓練事業)</u>		33
第34項 (世界遺産)	یر ای	第33項(量子科学技術研究開発機構)		- 01
法 第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	还			33
新4項 (心身障害者多数雇用事業所)	,)			33
第13項(並行在来線の譲受資産)	7			- 50
り 期 第17項(PFIによる公共施設等の整備等) 1/2 2 7 0 12 第 第18項 (都市利便施設(都市再生緊急整備地域)) - 23 3 第 第19項(成田国際空港株式会社) 7/8 23 3 五 第20項 (PFI国立大学の校舎) 1/2 3 1 1 0 12 1/2 3 1 1 0 12 第21項 (都市鉄道利便増進施設) 2/3 23 188,293 3 条 第22項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例) 1/2 3 3 3 0 12 434,056 の 第23項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例) 4/5 3 5 0 12 1,914,484 定 第24項 (鉄道事業再構築事業) 1/4 23 3 定 第26項 (公益法人の所有する能楽堂) 1/2 3 7 0 12 1/2 3 7 0 12 な 第28項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾)) 1/2 3 7 0 12 23 3 な 第30項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設) - 23 3 る 第32項 (駅のパリアフリー化施設) 2/3 4 1 0 12 3 3 9 0 12 第36項 (備蓄倉庫) - 23 3 </td <td>附</td> <td></td> <td></td> <td>33</td>	附			33
第 18 項 (都市利便施設(都市再生緊急整備地域))	りり		,	
第18項		(教末利便旋訟(教末再先緊負敷備地域))		33
五 第20項 (PFI国立大学の校舎) 1/2 3 1 1 0 12 第21項 (都市鉄道利便増進施設) 2/3 23 188,293 3 第22項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例) 1/2 3 3 3 0 12 434,056 第23項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例) 4/5 3 5 0 12 1,914,484 第24項 (鉄道事業再構築事業) 1/4 23 3 第26項 (公益法人の所有する能楽堂) 1/2 3 7 0 12 第28項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等 (国際戦略港湾)) 1/2 23 3 第30項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設) 2/3 3 9 0 12 第30項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設) 2/3 4 1 0 12 第36項 (備蓄倉庫) 2/3 4 1 0 12 第37項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設) 2/3 4 3 0 12	স স	^{第 18 項} (- 2 9 0 12	
額 条 第21項(都市鉄道利便増進施設) 2/3 23 188,293 3 6 第22項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例) 1/2 3:3:0 12 434,056 7 第23項(日本郵政公社の民営化に係る承継特例) 4/5 3:5:0 12 1,914,484 第24項(鉄道事業再構築事業) 1/4 23 3 第26項(公益法人の所有する能楽堂) 1/2 3:7:0 12 第28項(国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾)) 1/2 23 3 第30項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) 2/3 3:9:0 12 23 第30項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) 2/3 4:1:0 12 23 第33項(開蓄倉庫) 2/3 4:1:0 12 23 第36項(備蓄倉庫) 2/3 4:1:0 12 23 第37項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設) 2/3 4:1:0 12 23	減一	第19項(成田国際空港株式会社)	7/8 23	33
第 22 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	五			
第 22 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	妬 冬	第21項(都市鉄道利便増進施設)		
第23項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	THE THE	第22項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)		56
第24項(鉄道事業再構築事業) 1/4 23 第26項(公益法人の所有する能楽堂) 1/2 3 7 0 12 な に 第28項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾)) 1/2 23 第30項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) 2/3 3 9 0 12 第30項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) - 23 第32項(駅のバリアフリー化施設) 2/3 4 1 0 12 第36項(備蓄倉庫) - 2/3 4 1 0 12 第37項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設) 2/3 4 3 0 12				33
定 第26項(公益法人の所有する能楽堂) 1/2 3:7:0 12 な に 第28項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾)) 1/2 23 3 よ 第30項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) 2/3 3:9:0 12 ま 第32項(駅のバリアフリー化施設) 2/3 4:1:0 12 第36項(備蓄倉庫) 2/3 4:1:0 12 第37項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設) 2/3 4:3:0 12	に規			84
な (I国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾)) 1/2 23 第28項 (I国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾)) 2/3 3 9 0 12 第30項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) - 23 3 第32項(駅のバリアフリー化施設) 2/3 4 1 0 12 第36項(備蓄倉庫) - 23 第37項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設) 2/3 4 3 0 12	定			33
************************************		(同欧温吹黒添なの共を送れた)(同欧温吹黒流))		33
よ 第30項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) - 23 3 る 第32項(駅のバリアフリー化施設) 2/3 4 1 0 12 第36項(備蓄倉庫) - 23 23 第37項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設) 2/3 4 3 0 12	なしに			
る 第32項(駅のバリアフリー化施設) 2/3 4 1 0 12 第36項(備蓄倉庫) - 23 3 第37項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設) 2/3 4 3 0 12	よ			33
第36項(備蓄倉庫) - 23 第37項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設) 2/3 4 3 0 12	るる			
⑤ 第37項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設) 2/3 4 3 0 12		第36項(備蓄倉庫)		33
額 の 第42項 (認定誘道事業) - 23 - 3	1 b	第37項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	2/3 4 3 0 12	
15 ク 対もなくmixにが守す木/ 	額の	第42項(認定誘導事業)		33

地:	方公	表看	昏号				
12	8	1	0	0	0	3	6

第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

_	•	→				(1)
		区		特例率	行番号	法定免税点以上のもの
⇒m	法附則第一五条の二		(JR北海道・四国に係る特例)※法附則第15条の3の適用のないもの	1/9	90 1 0	(千円)
課		第1項	(旧国鉄承継特例)	3/5	90 1 0	23 267 33
	法附則第一五条の三	"	(")法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10	0 3 0	12
	昭四七年附則第八条昭六二年附則第三条	第3項 第10項	(地下道等)	1/2	0:5:0	23 155, 251 33
税	平成三年附則第二条	第3項	(特定地方交通線) (都市基盤整備公団)	1/4	0 5 0	23 33
		第3項	(都市基盤整備公団)	1/3	0 7 0	12
		第5項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3 1/6		23 33 12
標	b	11	(日本電気計器検定所)	1/6	0 9 0	23 33
	平成七年附則第六条	11	(日本消防検定協会)	1/6	1 1 0	12
		"	(小型船舶検査機構)	1/6	1 2 0	23 36, 179 33
準		第8項	(軽自動車検査協会) (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/6	1 3 0	23 33
4-	平成十年附則第六条	第5項	(都市基盤整備公団)	1/2	1 5 0	12
		第9項	(指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2		23 33
	平成十三年附則第八条	第8項	(高圧ガス保安協会) (日本電気計器検定所)	1/6	1 : 7 : 0	12
0		カラ気	(日本消防検定協会)	1/3	1 9 0	12
	平成十五年附則第十一条	11	(小型船舶検査機構)	1/3		23 33
		第11百	(軽自動車検査協会)	1/3	2 : 1 : 0	12 35, 805 23 33
特		第11項 第9項	(高圧ガス保安協会) (社会保険診療報酬支払基金)	1/3	2 3 0	
	平成十七年附則第七条	第10項	(自動車安全運転センター)	1/6		23 33
	平成十八年附則第十三条	第8項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	2/3	2 5 0	12
例	平成十九年附則第六条	第2項	(高圧ガス保安協会) (国立大学法人等との共同研究施設)	1/2 3/4	2:7:0	23 33
ניער		第4項	(日本電気計器検定所)	1/2	2 1 0	23 33
	平成二十年附則第十条	11	(日本消防検定協会)	1/2	2 9 0	12
	一	"	(小型船舶検査機構)	1/2	2 1 0	23 33
に		第16項	(軽目動車検査協会) (利用者利便の向上に資する停車場等)	1/2 3/4	3 1 0	12 23 33
	平成二十二年附則第十一条	第19項	(PFI公共荷さばき施設等)	1/2	3 3 0	12
		第20項	(PFI一般廃棄物処理施設)	1/2		23 33
ょ		第2項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2/3 4/5	3 5 0	12
		Anter or will		1/3	3 7 0	12
		第 3 埧	(農業・食品産業技術総合研究機構)	2/3		23 33
10		第6項	(社会保険診療報酬支払基金)	1/3	3 9 0	12
ŋ		第7項第8項	(自動車安全運転センター) (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/3	4:1:0	23 33
	平成二十三年附則第七条			1/2	1 1 0	23 33
			(倉庫等)	7/8	4 3 0	12
減		第13項 第17項	(心身障害者多数雇用事業所)	5/6	1 5 0	23 33
		第20項	(中核的地方卸売市場構築事業) (鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事)	2/3 2/3	4 5 0	23 33
		第23項	(都市利便施設)	1/2	4 7 0	12
額		第25項	(スーパー中枢港湾)	1/2		23 33
щĸ	平成二十四年附則第八条	第10項	(JR貨物の基盤整備事業) (")法附則第15条の2第2項の適用のあるもの		4 9 0	12 23 33
	平成二十五年附則第十一条	第2項	(鉄道駅総合改善事業)	3/4	5 1 0	12
	平成二十六年附則第十二条	第7項	(スーパー中枢港湾)	1/2		23 33
に	120100000000000000000000000000000000000	第8項	(指定会社等の特定用途港湾施設)	1/2 3/5	5 3 0	12
	平成二十七年附則第十七条	第5項	(都市利便施設(都市再生緊急整備地域)) (" (特定都市再生緊急整備地域))	1/2	5 : 5 : 0	12
	1 704 - 1 - 1 10 70 70 1 - 210	第6項	(津波防災地域づくり法の協定避難施設)	1/2		23 33
な		第3項	(倉庫等)	1/2	5 7 0	5, 422, 918
		第 7 項 第 8 項	(認定誘導事業により取得した公共施設等) (JR三島特例:平成28年度分)	1/2	5 9 0	12 33
	平成二十八年度附則第十八条	第9項	(JR三島特例: 干成28年度分) (JR三島特例: 平成29、30年度分)	3/5	0 0	23 33
7		第10項	(旧国鉄承継特例)	3/5	6 1 0	12
る		JJ	(") 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10		23 33
		第17項	(東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋)	1/4	6 3 0	12
			計 (B)			23 13, 130, 906 33
額			課 税 標 準 額 (A)-(B)		6 5 0	12 h 4, 098, 628, 398

地	方公	·共区	引体	コー	- F	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	7

第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調 (その1)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	<u> </u>							((1) ※	(2)	(3)
	区	分		減額 割合	行	番	号	個	数	床面積	軽減税額
法附則第15条の6	第1項 新築住宅			1/2	90	1	0	12	7, 002	649, 160	31 39 333, 118
	第2項 新築住宅(中	『高層耐火建築	连物)	1/2	0	2	0		20, 344	1, 462, 251	1, 007, 644
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良			1/2	0		0		4, 771	537, 802	274, 479
区间积3010米07	第2項 認定長期優良	k住宅(中高層	層耐火建築物)	1/2	0				289	32, 648	16, 181
	第1項 特定市街化区	区域農地の貸家	定住宅	$\frac{1/2}{2/3}$		5 6					
		第1種	(住宅 (居住部分)	2/3	0		0		12	1, 587	1,632
		第1種	住宅(非居住部分)	1/4	0		0				
	第3項 市街地再開発	第1種		1/4	0	9	-		4	1, 544	660
法附則第15条の8	710 X 11 12 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	弗 2 種	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2/3	1	0	0				
12 111 X1 X1 20 X1 12 0		第2種	THE O () 1 THE 1 THE 1	1/3	1	1	0				
	late a met al. and a l. l. l.		住宅以外	1/3	1		0		2	5, 637	1, 943
	第4項 サービス付き				1	ŭ			143	6, 846	6, 087
	然 F 1五 叶 (() 4:17 南 田		(居住部分)	2/3	1		0				
	第5項 防災街区整備		(非居住部分)	1/3			0				
	第1項 耐震改修(住	住宅以 注名	<i>እ</i> / ን ト	$\frac{1/3}{1/2}$	1	6 7	0		85	7,922	875
				1/3	1	_	0		0.0	1, 322	010
法附則第15条の9	/14 - / 1 / 1	-改修(区分)		1/3	1	9	0				
M M M M 10 W 60 0	21.	(区分所有以外		1/3	2		0		100	7, 695	1,013
		(区分所有)	17	1/3	2		0		100	.,	1, 010
法附則第15条の10		宅以外)		1/2	2	_	0				
	第29項 特定市街化区	「域農地の貸る	家住宅	2/3	2	3	0				
平成21年附則第8条	第13項 特定市街化区			1/3	2	4	0				
	英00項 士华地市町水	(中光		1/3	2	5	0		1	4,830	1,502
平成23年附則第7条	第29項 市街地再開発	争来		2/3	2	6	0				
	第30項 高齢者向け優	長賃貸住宅		2/3	2	7	0		82	3, 289	2, 516
平成24年附則第8条	第11項 特定市街化区	区域農地の	第1種中高層耐火建築物	2/3	2	8	0				
十成24年前則第6末	^{第11년} 貸家住宅		第2種中高層耐火建築物	1/2	2	9	0				
	第10項 特定市街化区	「城豊地の貸っ	7任宅	1/2	3	0	0				
平成27年附則第17条				2/3	3		0				
	第12項 サービス付き			2/3	3				1,050	39, 116	34, 146
平成28年附則第18条	第11項 バリアフリー		所有以外)	1/3	3				61	5, 847	689
1 1117/17/14 10 216	第12項 バリアフリー	-改修(区分页	竹有)	1/3		4			00 0:-	0.500	
_	a 1	r	> .1. Int 1		3				33, 946	2, 766, 174	1, 682, 485
合	計		う ち 個 人		3		0		26, 716	2, 420, 501	1, 444, 024
			うち法人		3	7	0		7, 230	345, 673	238, 461

地	方公	共同	団体	コー	- <u>F</u>	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	7 8

第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調 (その2)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

	——						(4	1)		(5)		(6)	(7)		(8)		(9)
			減額				平成 28	年度に	新たり	こ軽減対象	東とな	よったもの	平成 28	8年度~	で軽減	期間の	終了了	するもの
	区	分	割合	行	行番号		個	数	床	面積(㎡)		減税額	個	数	床	面積(㎡)	軽	減 税 額 ^(千円)
法附則第15条の6	第1項 新築住宅		1/2	9	1	1	12 7	2, 135	21 イ	195, 387	31 ウ	103, 965	40	2, 506	49	234, 600	59	67 113, 029
	第2項 新築住宅(中高層而	付火建築物)	1/2		2		I.	4, 542	オ	327, 283		244, 034		4, 059	4	252, 864		153, 299
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅		1/2	_	3			973		108, 655		60, 713		948	4	107, 821		49, 140
	第2項 認定長期優良住宅	(中局曽町火建染物)	1/2		4 5			47		5, 032		2, 740		10		1, 174		475
	第1項 特定市街化区域農地	也の貸家住宅	$\frac{1/2}{2/3}$		6													
		第1種 住宅(居住部分)	$\frac{2}{3}$	_	7													
		第1種 住宅(非居住部分)	1/4		8	_												
I	然 。	第1種 住宅以外	1/4		9													
进 [4] [第3項 市街地再開発事業	第2種 住宅(居住部分)	2/3	1	0	1												
法附則第15条の8		第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1	1	1												
		第2種 住宅以外	1/3		2													
	第4項 サービス付き高齢者		-	1	3	1		143		6,846		6, 087						
	Mr = 7T	住宅(居住部分)	2/3	_	4	_												
第5項 防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3	_	5														
		住宅以外	1/3	_	6	_		0.5		7.000	ļ	075		0.5		7 000		075
	第1項 耐震改修(住宅)	(区八部去四角)	1/2		7			85		7, 922		875		85		7, 922		875
法附則第15条の9		(区分所有以外) (区分所有)	1/3		8 9				_									
伝門則第10米の9		(区分別有) 「有以外)	1/3		0			100		7, 695		1,013		100		7, 695		1,013
	第10項 省工ネ改修(区分所		1/3	_	1			100		1,000		1,013		100		1,000		1,010
法附則第15条の10	第1項 耐震改修(住宅以外	1 147	1/2		2													
10 - 114 > 14 > 1	第29項 特定市街化区域農地		2/3		3													
	第13項 特定市街化区域農地		1/3		4													
	第29項 市街地再開発事業		1/3	2	5	1		_						1		4,830		1, 502
平成23年附則第7条	第29項 川街地丹開宪事業		2/3	2	6	1												
	第30項 高齢者向け優良賃貸		2/3		7									82		3, 289		2, 516
平成24年附則第8条	第11項 特定市街化区域農地		2/3		8													
1 % O I K I M I I I I M K I	^{弗11 頃} 貸家住宅	第2種中高層耐火建築物	1/2		9													
T-107 F.W. 101 Mr. = 4	第10項 特定市街化区域農地	也の貸家住宅	1/2	_	0	_					<u> </u>							
平成27年附則第17条			2/3		1			105		C 040	 	C 007						
	第12項 サービス付き高齢者 第11項 バリアフリー改修	盲问け任毛 (区分所有以外)	2/3		2			185 61		6, 846 5, 847	1	6, 087 689		61		5, 847	1	689
平成28年附則第18条		(区分所有以外) (区分所有)	1/3		4			01		υ, ο47	\vdash	089		01	1	5, 647		089
	771478/17/77 以形	(EADIT)	1/0	_	5			8, 271		671, 513		426, 203		7,852		626, 042		322, 538
合	計	うち個人		_	6			5, 593		504, 918		305, 687		6, 233		567, 850		289, 531
н	HI	うち法人			7			2, 678		166, 595		120, 516		1, 619		58, 192		33, 007

地	方公	:共区	団体	コー	·	表看	番号
12	8	1	0	0	0	73	8

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				木 造	家 屋	木造以外	トの家屋	į	+	単 位	当 た り	価 格
建 築 年 次	行	番号	录	床 面 積 (㎡)(イ)	決 定 価 格 (千円) (ロ)	床 面 積 (㎡)(ハ)	決 定 価 格 (千円) (二)	床 面 積 (㎡)(ホ)	決 定 価 格 (千円) (〜)	<u>(口)</u> (イ) (円)	<u>(二)</u> (ハ) (円)	(<u>^)</u> (ホ) (円)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	¹² 3, 139, 008	²³ 12, 060, 065		⁴⁵ 21, 023, 364	⁵⁶ 4, 837, 286	⁶⁷ 33, 083, 4 ⁷ 29	3, 842	12, 379	6, 839
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0	579, 111	5, 202, 316	850, 883	13, 844, 619	1, 429, 994	19, 046, 935	8, 983	16, 271	13, 320
41年1月2日~44年1月1日	0	3	0	785, 389	8, 712, 804	1, 877, 706	32, 715, 276	2, 663, 095	41, 428, 080	11,094	17, 423	15, 556
44年1月2日~47年1月1日	0	4	0	1, 064, 601	14, 320, 981	2, 777, 632	59, 995, 115	3, 842, 233	74, 316, 096	13, 452	21, 599	19, 342
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	1, 063, 455	16, 501, 601	3, 518, 467	97, 030, 288	4, 581, 922	113, 531, 889	15, 517	27, 577	24, 778
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	1, 142, 595	18, 413, 629	2, 362, 121	74, 493, 019	3, 504, 716	92, 906, 648	16, 116	31, 536	26, 509
53年1月2日~56年1月1日	0	7	0	1, 482, 225	24, 391, 848	2, 782, 177	92, 922, 304	4, 264, 402	117, 314, 152	16, 456	33, 399	27, 510
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	1, 336, 501	21, 966, 795	3, 224, 762	129, 566, 763	4, 561, 263	151, 533, 558	16, 436	40, 179	33, 222
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	1, 239, 957	20, 189, 474	3, 309, 616	147, 358, 535	4, 549, 573	167, 548, 009	16, 282	44, 524	36, 827
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	1, 712, 751	27, 444, 642	4, 905, 029	231, 831, 996	6, 617, 780	259, 276, 638	16, 024	47, 264	39, 179
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	1, 290, 594	20, 694, 876	5, 995, 787	332, 483, 334	7, 286, 381	353, 178, 210	16, 035	55, 453	48, 471
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	1, 464, 456	28, 700, 385	4, 612, 125	258, 981, 272	6, 076, 581	287, 681, 657	19, 598	56, 152	47, 343
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	2, 580, 637	71, 711, 407	7, 576, 377	457, 172, 876	10, 157, 014	528, 884, 283	27, 788	60, 342	52, 071
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	1, 447, 894	49, 529, 507	4, 822, 974	346, 793, 680	6, 270, 868	396, 323, 187	34, 208	71, 905	63, 201
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	1, 318, 776	56, 611, 900	3, 418, 340	245, 959, 102	4, 737, 116	302, 571, 002	42, 928	71, 953	63, 872
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0	1, 270, 241	63, 659, 075	4, 129, 672	302, 288, 012	5, 399, 913	365, 947, 087	50, 116	73, 199	67, 769
平成20年1月2日~平成23年1月1日	1	7	0	1, 014, 260	56, 805, 507	3, 291, 644	268, 972, 338	4, 305, 904	325, 777, 845	56, 007	81, 714	75, 658
平成23年1月2日~平成26年1月1日	1	8	0	1, 076, 639	70, 085, 413	2, 303, 613	214, 971, 456	3, 380, 252	285, 056, 869	65, 096	93, 319	84, 330
平成26年1月2日~平成27年1月1日	1	9	0	346, 145	26, 026, 057	633, 860	66, 214, 844	980, 005	92, 240, 901	75, 188	104, 463	94, 123
平成27年1月2日~平成28年1月1日 (新増分)	2	0	0	317, 032	³ 24, 068, 926	811, 951	80, 917, 482	1, 128, 983	104, 986, 408	75, 920	99, 658	92, 992
合計(平成28年度総評価額等)	2	1	0	[±] 25, 672, 267	[*] 637, 097, 208	[×] 64, 903, 014	9 3, 475, 535, 675	90, 575, 281	4, 112, 632, 883	24, 817	53, 550	45, 406

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷ 3	9

第39表 家屋の変動に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	>			(1)	(2)	(3)	(4)
				木 造	家 屋	木 造 以 ź	外の家屋
摘 要	行	番	号	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)
平成27年度の概要調書(修正前) (1)	90	1	0	¹² 25, 500, 953	613, 844, 725	64, 236, 135	3, 394, 711, ⁵⁵ ₂₄₉
27 26. 1. 1以前の減少分、 (2) 年 そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2	0	5, 091	37, 331	8,065	309, 041
_度 26. 1. 1以前の新築分及び 概 増 築 分 の 捕 捉 漏 れ (3)	0	3	0	5, 307	66, 850	14, 233	422, 563
要 26. 1. 2 ~ 27. 1. 1 の (4) 調 減 少 分 の 捕 捉 誤 り	0	4	0	14, 165	168, 317	25, 535	834, 825
書 26. 1. 2 ~ 27. 1. 1 の 改築分、その他の捕捉誤り (5)	0	5	0	4, 191	△ 29, 515	△ 7,400	△ 896, 064
修 正 26. 1. 2 ~ 27. 1. 1 の 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0	6	0	23, 477	1, 346, 782	185, 377	16, 038, 953
平成27年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6) (7)	0	7	0	25, 514, 672	615, 023, 194	64, 394, 745	3, 409, 132, 835
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0	156, 585	1, 971, 194	232, 305	9, 305, 163
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0				
不均衡是正による増減額等 (10)	1	0	0	(
改 築 分 等 家 屋 (11)	1	1	0		7, 870		2, 685
課税·非課税変更分家屋 (12)	1	2	0	△ 2,852			△ 5, 212, 164
在 来 分 家 屋 (13)	1	3	0	(7) – (8) + (12) 25, 355, 235	(7)-(8)+(10)+(11)+(12) 613, 028, 282	(7) - (8) + (12) 64, 091, 063	(7)-(8)+(10)+(11)+(12) 3, 394, 618, 193
新 築 分 家 屋 (14)	1	4	0	316, 216	24, 018, 597	807, 751	80, 410, 854
增 築 分 家 屋 (15)	1	5	0	816	50, 329	4, 200	506, 628
平成28年度の決定価格等 (16) (13) + (14) + (15)	1	6	0	± 25, 672, 267	[‡] 637, 097, 208	64, 903, 014	3, 475, 535, 675

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 4	08

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 に関する調(平成28年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		>					(1)		(2)	(3)	(4	4)		(5)	(6)		(7)		(8)		(9)
							1		個	= 7	i	た	-	ŋ		床	₹	[面		積	į	
Z	分	í	亍 看	番 -	号	50 (貸家	㎡ の用に供	人 上 される	: 100 場合は40 m	㎡ 以 下 f以上100㎡以下)	100	m²	超	120 m²	以了	下	120	m²	超	140	m²	以	下
						個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減 税	. 額 (手円)	個	数 (個)	床	面積	(m²)	軽 減	税 額 (手円)
第1項	・3年間適用	9 0)	1	0	12	1, 075	17	80, 272	43, 355	33	807	38	84, 755	46 45	5, 007	54	158	59	19, 1	165	67	9, 624
第2項	・5年間適用	0) ;	2	0		3, 809		249, 001	188, 341		523		53, 082	37	7, 466		162		19, 6	530		14, 271
É	計	C) ;	3	0		4, 884		329, 273	231, 696		1, 330		137, 837	82	2, 473		320		38,	795		23, 895
	+	>					(10)		(11)	(12)		3)		(14)	(15)		(10			(17)			18)
							1		個	<u> </u>	<u> </u>	た	_	Ŋ		床	ŧ	Ī	面		積	į	
Þ	分	í	亍 耆	番 -	号	14	0 m²	超	160 m	å 以 下	160	m²	超	200 m ²			200	m²	超	240	m²	以	下
						個	数 (個)		面積(㎡)	軽減税額		数 _(個)	床	(m²)	軽 減 税	. 額 _(千円)	個	数 (個)	床	面積	(m²)	軽 減	税 額 (FR)
第1項	・3年間適用	9 0)	1	1	12	43	17	6, 045	²⁵ 2, 640	33	35	38	5, 955	46 2	2, 193	54	14	59	2, 9	927	7	9 ⁷⁴
第2項	・5年間適用	0) ;	2	1		29		4,061	2, 398		9		1, 529		573		7		1, 4	151		612
台	計	C) ;	3	1		72		10, 106	5, 038		44		7, 484	2	2, 766		21		4, 3	378		1, 586
	•	>					(19)		(20)	(21)	(2	2)		(23)	(24)								
						1	個 当	iた	. 9 E	末 面 積													
Þ	分	ĺ	亍 看	番 -	号	24	0 m²	超	280 m	ů 以 下			_	計									
						個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減 税	. 額 (千円)							
第1項	• 3年間適用	9 ()	1	2	12	3	17	789	172	33 T	2, 135	38	199, 908	46 ウ 103	3, 965							
第2項	• 5年間適用	0) :	2	2		3		825	373	工	4, 542		329, 579	[±] 244	4, 034							
É	計	C) ;	3	2		6		1, 614	545		6, 677		529, 487	347	7, 999							

地	方公	:共区	団体	コー	. <u>k</u>	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷ 4	18

第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅 の個数に関する調(平成28年度に新たに課税の対象となったものについて)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

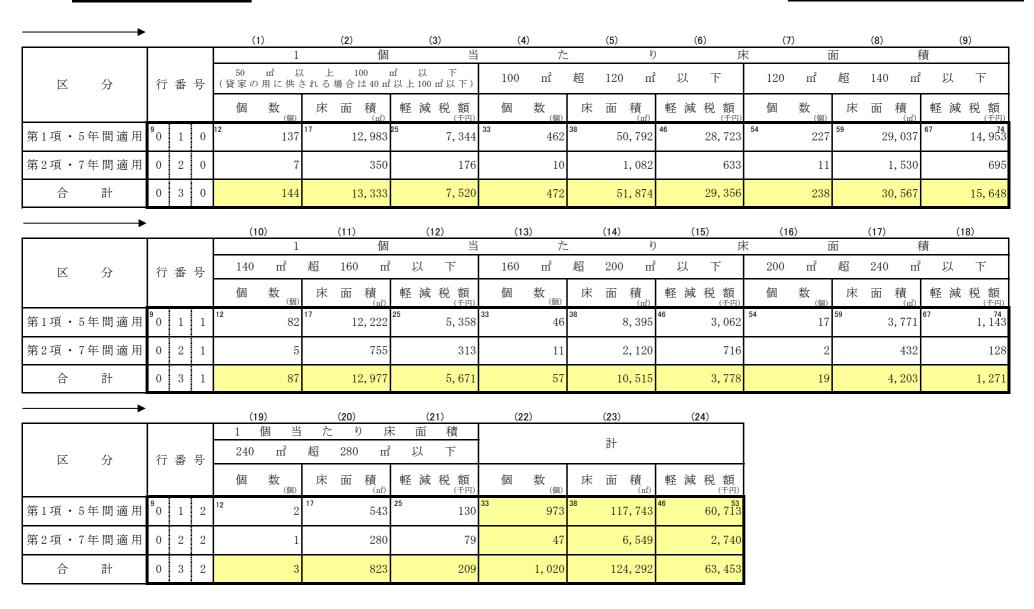
_							• (1)		(2)			(3)			(4)			(5)	
							A	床	面	積	要	件	を	満	た	さ	な	٧١	住	宅
	区		分	行	番	号	50 m² (場合 未	貸家の 40㎡) 満 _(個)	280 300	m² m² U	超下(個)	300 320		超 下 (個)	320) m²	超 (個)		計	(個)
	第	1	項	9 0	1	0	12	1, 747	17		4	22		2	27		5	32		1,758
	第	2	項	0	2	0		1, 528												1, 528
	合		計	0	3	0		3, 275			4			2			5			3, 286

						>	(6)			(7)		(8	3)		(9)			(10)		(11	1)	(12)		(13)	
							В	居	住	割	合	が	1/2	未	満	の	併	用	住	宅	等	A・Bの 額の適)要件を満 用 を 受 l	たさな ナなか	いために った 住	減宅
区		分	行	番	号		計	(個)	50 m² (1 40 m²)		、 場合 (個)	床 面 280 ㎡ 以	積 2 300 ㎡ 下(個)		件 ? ㎡超3 以	を 満 320 ㎡ 下 _(個)		m² j	を超の個別	い 住 小	宅 計 (個)	個	数	床	面積	0.
第	1	項	90	1	1	12		3	17			22	V III-11,	27		\ H-12	32			37	3	42	1, 758	47	134, 3	54
第	2	項	0	2	1			9			9										9		1, 528		18, 5	52
合		計	0	3	1			12			12		0			0			0		12		3, 286		152, 9	28

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 4	2 2

第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 に関する調(平成28年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市



地	方公	:共区	引体	コー	- ド	表都	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 4	3

第43表 新築住宅に関する調

		•						(1)		(2)			(3)		(4)		
						п		1-1- 1/1			Net		r z 锤	洲	☆ /	床面積	決定価格
		区 分		行	番	号		棟 数	住	居	数		床面積	決	定価格	住居数	床面積(円)
木	一戸	専 用 住 宅	(1)	9 ()	1	0	12	2, 577	18		2,602	24	282, 724	32	21, 376, 045	109	75, 607
造	建	併 用 住 宅	(2)	_	_		42	1	48		1	54	61	62	4, 412	61	72, 328
家		共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	(3)	0	3	0	12	111			752	24	26, 926	32	2, 185, 433	36	81, 164
屋	Ē	計 (1) + (2) + (3)	(4)	9	_	_	42	2, 689	48		3, 355	54	309, 711	62	23, 565, 890	92	76, 090
		鉄骨鉄筋コンクリート造	(5)	0	5	0	12		18			24 a		32 b		0	0
木		鉄筋コンクリート造	(6)	9	_		42	13	48		15		2, 760	62	321,739	184	116, 572
	戸	鉄 骨 造	(7)	0	7	0	12	33			38	24	5, 641	32	501, 387	148	88, 883
造	建	軽 量 鉄 骨 造	(8)	9	_		42	487	48		494	54	59, 322	62	4, 894, 485	120	82, 507
但	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(9)	0	9	0	12		18			24		32		0	0
以	它	そ の 他	(10)	9	_		42	1	48		1	54	335	62	20, 772	335	62, 006
	-L	小計 (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)	(11)	1	1	0	12	534	18		548	24	68, 058	32	5, 738, 383	124	84, 316
ы		鉄骨鉄筋コンクリート造	(12)	9	_		42		48			54		62	71	0	0
外	共	鉄筋コンクリート造	(13)	1	3	0	12	35	18		4, 601	24	304, 215	32	34, 969, 775	66	114, 951
Ø	同	鉄 骨 造	(14)	9	_		42	58			493	54	21, 032	62	2, 143, 825	43	101, 932
0)		軽 量 鉄 骨 造	(15)	1	5	0	12	63			397	24	19, 698	32	1, 671, 813	50	84, 872
家	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(16)	9	_		42		48			54		62	71	0	0
*	宅	そ の 他	(17)	1	7	0	12	8			8	24	1, 704	32	140, 908	213	82, 692
		小計 (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)	(18)	9	_		42	164	48		5, 499	54	346, 649	62	38, 926, 321	63	112, 293
屋		寄 宿 舎	(19)	1	9	0	12	12	18	_	521	24	20, 100	32	2, 029, 434	39	100, 967
	1	÷ (11) + (18) + (19)	(20)	9		_	42	710	48		6, 568	54	434, 807	62	46, 694, 138	66	107, 390
	合	計 (4) + (20)	(21)	2	1	0	12	3, 399	18		9, 923	24	744, 518	32	70, 260, 028	75	94, 370

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷	4

第44表 法附則第56条等の規定による軽減税額等に関する調(その1)

	——							(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
									総		数	平成28年度に新	断たに軽減の対象	東となったもの
	区	分			行	番	号	個 数		床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (m³)	軽減税額(千円)
		法附則第15条の6等の適	i用のあるもの	1/2		1	0	12	19		28	37	44	53 6
	東日本大震災			1/3	0	2	0							
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適	i H o tall to	1/2	0	3	0							
	1 4 14 19 19 29 322)	佐門則第10米·00等/0個	一角のないもの	1/3	0	4	0							
法附則第56条		合	計		0	5	0		0	0	0	0	0	(
		法附則第15条の6等の適	:田のよフょの	1/2	0	6	0							
	東日本大震災	佐門則第15年の6寺の適	用いめるもの	1/3	0	7	0							
	第14項 (居住困難区域内家	法附則第15条の6等の適	: H D 20 1 2 D	1/2	0	8	0							
	屋の代替取得家屋)	法刑則第15条の6等の適	1用のないもの	1/3	0	9	0							
		合	計		1	0	0		0	0	0	0	0	(
		法附則第15条の6等の適	i用のあるもの		1	1	0							
平成22年附則第11条	第23項 阪神・淡路大震災	法附則第15条の6等の適	i用のないもの		1	2	0	4	2	3, 035	1, 273			
		合	計		1	3	0	4	2	3, 035	1, 273			
		THE PURPLE AS A COMMON TO	· III n + 7 1 n	1/2	1	4	0							
	東日本大震災	法附則第15条の6等の適	1用のめるもの	1/3	1	5	0							
平成24年附則第8条	第13項 (警戒区域内家屋の	注 17.1.01/201.1.7.2.1.7.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	:	1/2	1	6	0							
	代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適	1用のないもの	1/3	1	7	0							
		合	計		1	8	0		0	0	0	0	0	(
		法附則第15条の6等の適	i用のあるもの		1	9	0							
	第4項 三宅島火山災害	法附則第15条の6等の適	i用のないもの		2	0	0							
平成25年附則第11条		合	計		2	1	0		0	0	0			
十八人20十四川另11余		法附則第15条の6等の適	i用のあるもの		2	2	0							
	第6項 H19新潟県中越沖地震	送法附則第15条の6等の適	i用のないもの		2	3	0							
		合	計		2	4	0		0	0	0			
	<u></u>	計			2	5	0	4	2	3, 035	1, 273	0	0	(

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷	4

第44表 法附則第56条等の規定による軽減税額等に関する調(その2)

								(7)			(8)	(9)		(10)		(1			12)
								平成28年度	で第15	条の6等	のみ軽減期	間の終了す	るもの	平成28年	度で	軽減其	期間の	終了す	るもの
	区	分			行	番	号	個	数	床	面 積 (m²)	軽減	说 額 (千円)	個数	Ź	床面	面 積 (m²)		. 税 額 (千円)
		法附則第15条の6等の適月	用のあるもの	1/2	9			12		19		28		37	44	1		53	61
	東日本大震災			1/3	0	2	1												
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適月	用のないもの	\vdash	0				<u> </u>										
				1/3	0										_				
法附則第56条		合	計		— į	5			0		0		0		0		0		0
		法附則第15条の6等の適用	目のあるもの	1/2	0								_						
	東日本大震災			1/3	0				_										
	第14項 (居住困難区域内家 屋の代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用	用のないもの	1/2	0				_		_		_					_	
			計	1/0		0			0		0		0		0		0		0
		法附則第15条の6等の適月			- i	1													
平成22年附則第11条	第23項 阪神・淡路大震災	法附則第15条の6等の適用	用のないもの		1	2	1			_					42		3, 035		1, 273
		合	計		1	3	1		0		0		0		42		3, 035		1, 273
		法附則第15条の6等の適月	日のなるもの	1/2	1	4	1												
	東日本大震災	公門則第10米の0等の過产	100000000	1/3	1	5	1												
平成24年附則第8条	第13項 (警戒区域内家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適月	目のないもの	-	1								_						
	(有以付外座)			1/3	1														
		合	計			8			0		0		0		0		0		0
		法附則第15条の6等の適用		_	1	-	-												
	第4項 三宅島火山災害	法附則第15条の6等の適用				0													
平成25年附則第11条		合	計			1			0		0		0		0		0		0
		法附則第15条の6等の適月				2													
	第6項 H19新潟県中越沖地震				;	3													
		合	計			4			0		0		0		0		0		0
	合	計			2	5	1		0		0		0		42		3, 035		1, 273

地	地方公共団体コード表番号												
1	8	1	0	0	0	⁷	8 5						

第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

	———					(1)	(2)	(3)
						ή	総	数
	区	分	行	番	号	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	9	1	0	12	19	28 36
	第4項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	2	0			
		合 計	0	3	0	C	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	4	0			
法附則第55条		法附則第15条の6等の適用のないもの	0	5	0			
		合 計	0	6	0	C	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	7	0			
	第8項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	8	0			
		合 計	0	9	0	C	0	0
	合	計	1	0	0	C	0	0

地	方グ	ド	表番号				
2	8	1	0	0	0	7 9	8

第98表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (家屋)(法附則第15条関係(再掲))

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
						決定価格	条例で		課税標準(税)額	課税標準(棿額) の特例により減額	決定価格	参酌	基 準 (B)	課税標準(税)額
	区	分	行	番	号	(固定資産税額)	る害	引合 (C)	$(A) \times (B) (D)$	になる額	(固定資産税額)		(C)	(A) \times (B) (D)
						(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)		(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
Ý	去附則第15条第18項	(都市利便施設(都市再生 緊急整備地域))	9	1	0	12	25	28	0	0	57	70	73 5	76 88 O
污	去附則第15条第18項	(都市利便施設(特定都市 再生緊急整備地域))	0	2	0				0	0	0	1	2	0
污	去附則第15条第30項	(津波防災地域づくり法 の協定避難施設)	0	3	0				0	0	0	1	2	0
污	长附則第15条第36項	(備蓄倉庫)	0	4	0				0	0	0	2	3	0
污	长附則第15条第42項	(認定誘導事業により取得した公共施設等)	0	5	0				0	0	0	4	5	0
污	上附則第15条の8第4項	(サービス付き高齢者向 け住宅)	0	6	0				0	0	0	2	3	0

Ⅲ 都市計画税に関する概要調書

地	方公	表番号					
1 2	8	1	0	0	0	⁷ 5	8 1

平成28年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		(4)	(0)	(0)	(4)	(5)
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区 分	行番号	市町村の面積(千㎡)	市街化区域(千㎡) A	市街化調整区域(千㎡) _B	その他(千㎡) _C	\Rightarrow (A+B+C) (\neq m ²)
課税区域の面積	90 1 0	12	²³ 104, 553	33 1	43 ウ	53 ± 62 104, 553
都市計画区域の面積	0 2 0	557, 020	203, 640	353, 630	+	557, 270
		(6)	(7) (8)	(9)		
区分	行番号	都市計画区域の 市街信指 定の 有 無 設定	と区域等の都市計画形の有無 課税の有	名の 都市計画事業の 無 認 可 の 有 無		

区 分	行番号	都市計画区域の 指 定 の 有 無	市街化区域等の 設 定 の 有 無		都市計画事業の 認 可 の 有 無
課税区域の面積	90 1 1	12	13	14	15 16
都市計画区域の面積	0 2 1	⁷ 1	³ 1	[#] 1	^Z 1
		指定有「1」	設定有「1」 設定無「2」	課税無「2」	認可有「1」 認可無「2」

地	方公	:共日	団体:	コー	F	表看	番号
1 2	8	1	0	0	0	⁷ 5	28

第52表 納税義務者数に関する調

							(1)			(2)	(3)
Þ	<u>S</u> 5	रे	行	番	号	総数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個	人	90	1	0	12		2	274, 201	6,066	³² 268, 135
土 地	法	人	0	2	0				15, 017	535	14, 482
	計	<u> </u>	0	3	0			2	289, 218	6, 601	282, 617
	個	人	0	4	0			4	158, 688	8, 119	450, 569
家 屋	法	人	0	5	0				19, 640	240	19, 400
	計	-	0	6	0			4	178, 328	8, 359	469, 969
	個	人	0	7	0			5	526, 356	10, 188	516, 168
実 数	法	人	0	8	0				24, 890	556	24, 334
	前日	<u>-</u>	0	9	0			5	551, 246	10, 744	540, 502

	地	表看	番号					
1	2	8	1	0	0	0	⁷ 5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

							(1)			_		(2)					(3)			(4)
	区	分	行	番	号	市 街	化	区	域	市街	化	調整	区 :	域		そ	Ø	他		計
土	宅	宅 地	90	1	0	12			89, 953	24					34					⁴⁵ 89, 953
地	地	その他	0	2	0				11, 938											11, 938
の	等	小 計	0	3	0			-	101,891					0					0	10 [†] , 891
地	農	- 地	0	4	0				2, 137											Ź, 137
積 (千㎡)		計	0	5	0			-	104,028					^ツ 0					テ0	104, 028
家床	木	造家屋	0	6	0			23, 2	227, 156											23, 227, 156
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0			62, 9	978, 405											62, 978, 405
の積 (㎡)		計	0	8	0			86, 2	205, 561					=0					₃ 0	86, 205, 561
土	宅	宅 地	0	9	0			2	468, 309											46 [*] , 309
地	地	その他	1	0	0				20, 467											20, 467
の	等	小 計	1	1	0			2	488, 776					0					0	488, 776
筆	農	農 地	1	2	0				5, 332											⁷ 5, 332
数 (筆)		計	1	3	0			4	494, 108					市0					0	494, 108
家屋	木	造家屋	1	4	0			4	226, 056											226, 056
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0				140, 766											140, 766
数 (棟)		計	1	6	0				366, 822					ے 0					, 0	366, 822

¹ 2 8 1 0 0 0 ⁷ 5 4 ⁸	地	方公	、共 🛚	団体:	コー	ド	表看	番号
	12	8	1	0	0	0	⁷ 5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	是	決	定	価	格
),		.11	#	7	市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小規用	個人	9 0	1		3, 836, 487, 068	24	34	3, 836, 487, 068
		宅	模地	法人	0	2	0	571, 053, 433			571, 053 [†] , 433
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	0	301, 354, 687			301, 354, 687
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	25, 314, 125			25, 314, 125
	地	非用住	個 人 住宅」	非用地	0	5	0	589, 760, 454			589, 760, 454
		宅地	法 人住宅	非 用 地	0	6	0	1, 786, 430, 247			1, 786, 430, 247
地		小	計		0	7	0	7, 110, 400, 014		0	.,,,
		農	地		0	8	0	19, 101, $5\overline{5}2$			19, 101, 552
	7	÷ 0) 他	ı	0	9	0	195, 546, 644			195, 546, 644
		言	†		1	0	0	7, 325, 048, 210	0	0	7, 325, 048, 210
家	木	造	家	量	1	1	0	603, 728, 242			603, 728, 242
屋	木造	造 以 外	トの家	屋	1	2	0	3, 411, 220, 167			3, 411, 220, 167
产		計	ŀ		1	3	0	4, 014, 948, 409			4, 014, 948, 409
	合		計		1	4	0	11,339,996,619	⁷ 0	a 0	11, 339, 996, 619

地	方グ	〉共 🛚]]体:	コー	ド	表看	番号
¹ 2	8	1	0	0	0	⁷ 5	48

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

								(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	모	課	税	票	準	額	実 定 税 率	調定見込額
),		.11	Ħ	J	市街化区域(千円)	市街化調整区域 (千円)	その	他 (千円)	計 (千円) _A	В	M た 光 と 領 A×B (千円)
		住	小規	個人	90	1	1	1, 277, 389, 215	25	35		1, 277, 389, 215		69 79/
		宅	規 用 地	法人	0	2	1	190, 130, 165				190, 130, 165		
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	1	200, 624, 562				200, 624, 562		
土		地	用 般 地	法人		4	1	16, 798, 297				16, 798, 297		
	地	非 用住	個 人住宅月			5	1	398, 268, 738				398, 268, 738		
		宅地	法 人住宅月	非用地	0	6	1	1, 191, 706, 554				1, 191, 706, 554		
地		小	計		0	7	1	3, 274, 917, 531	0		0	$3,274,917,\overset{2}{5}31$		
		農	地		0	8	1	12, 563, $\overset{\circ}{4}$ 44				12, 563, 444		
	7	E 0.	他	ı	0	9	1	131, 713, 906				131, 713, 906		
		割	ŀ		1	0	1	3, 419, 194, 881	0		0	3, 419, 194, 881		
家	木	造	家	屋	1	1	1	603, 708, 677				603, 708, 677		
屋	木造	告 以 外	の 家	屋	1	2	1	3, 398, 141, 563				3, 398, 141, 563		
庄		計	<u> </u>		1	3	1	4, 001, 850, 240			0	4, 001, 850, 240		/
	合		計		1	4	1	7, 421, 045, ^{i†} 121	٥		р 0	7, 421, 045, 121	%	0

坩	也方々	〉共 🖔	団体:	コー	ド	表都	番号
1 2	8	1	0	0	0	7 5	8 5

第55表 平成29年度に新たに法定免税点以上になる 見込みの土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道	首 府	f 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

_				(1))	(2)	(3)	(4)		
	区	分	行番号	地	積 (m²)	平 成 29 年 度 分 課 税 標 進 額	左に係る平成28年度 分課税標準額	納税義務者数(人)	1人当たり	課税標準額
						(千円) A	(千円) B	С	<u>A</u> C(円)	B C (円)
沒	:定免税点以上に	なる見込みの土地	9 1 0	12	1, 576	3, 373	3, 222	50 57 8	421, 625	402, 750

地	力が	〉共区	団体:	ュー	ド	表都	子号
2	8	1	0	0	0	⁷ 5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	行	番	무	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		1.1	H	7.5	(人)	(千㎡)			(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0	1	0	1, 520	1, 054	³⁹ 17, 708, 393	⁵⁴ 11, 805, 596	⁶⁹ 3, 206
平の			<u> </u>	1					0, 200
	[負担水準0.95以上1.0木個		2		2	1			3
特成	負担水準0.9以上0.95未満		3		21	Ĝ			24
一市	<u> </u>		4		19		,		21
=	英型水平0:0次上0:00水闸		5		1	С			1
	負担水準0.75以上0.8未満		6		18		,		33
十街			7		8	3			12
定	負担水準0.65以上0.7未満		8		32	14			43
四化	負担水準0.6以上0.65未満		9		13	6			16
	英国水平0:00公里0:0水闸		0		2	C	/		2
年	負担水準0.5以上0.55未満		1		1	C	9, 095	3, 597	1
市一座区	- 負担水準0.45以上0.5未満		2				<u> </u>		
	負担水準0.4以上0.45未満		3						
	負担水準0.35以上0.4未満		4						
以域			5						
	負担水準0.25以上0.3未満		6		-		10 500	1 050	1
街前農	負担水準0.2以上0.25未満		7		1	C	10, 520	1, 950	1
辰	負担水準0.15以上0.2未満		8						
参	負担水準0.1以上0.15未満		9						
_ 地	負担水準0.05以上0.1未満		0						
入	負担水準0.05未満		1		1 400	1 10	10 050 000	10,000,401	0.000
化	計 	2		0	1, 638	1, 104	, ,		3, 363
-	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの		3		13	17			28
平の	負担水準0.95以上1.0未満		4		1	1	29, 234	15, 591	3
_ 成	712/1-0:05/120:00/NIM		5						
	負担水準0.85以上0.9末満		6						
	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0					
	負担水準0.75以上0.8未満		8						
十街	負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満		9						
	会担小海。 cp. 1 o cc+油		1						
域 五	貝担小牛0.0以上0.03小個 台口水准0.5501 L0.6土港		2						
域 五 化	· 負担水準0.55以上0.6未満 - 負担水準0.5以上0.55未満		3						
年	負担水準0.45以上0.55未満		4						
区			5						
農	負担水準0.35以上0.4未満		6						
,	各 4 大 淮 0 2 1 1 L 0 2 5 土 洪		7				1		
以域	負担水準0.25以上0.3未満		8						
100			9						
後 地 後	負担水準0.15以上0.2未満		0					 	
	負担水準0.1以上0.15未満		1						
参	負担水準0.05以上0.1未満		2						
地	負担水準0.05未満		3						
	計		4		14	18	310, 718	92, 409	31
	н		: *		95	10	010, 110	02, 100	- 01

地	方グ	〉共区]体:	ュー	7,	表都	番号
2	8	1	0	0	0	⁷ 5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	/=	番	П	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	Δ	11	甾	75	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5	0	1, 533	1, 071	³⁹ 17, 989, 877	⁵⁴ 11, 882, 414	⁶⁹ 3, 234
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	3				
	負担水準0.9以上0.95未満		7		21		272, 765	178, 379	
	負担水準0.85以上0.9未満		8		19	(,		21
	負担水準0.8以上0.85未満		9		1	(1
	負担水準0.75以上0.8未満		0		18				33
合	負担水準0.7以上0.75未満		1		8		,	25, 311	12
	負担水準0.65以上0.7未満		2		32		,	,	43
	負担水準0.6以上0.65未満		3		13		,		16
	負担水準0.55以上0.6未満		4		2		-,	,	2
	負担水準0.5以上0.55未満		5		1	(-,		1
	負担水準0.45以上0.5未満		6		0	(0	0
	負担水準0.4以上0.45未満		7		0	(0	Ÿ
	負担水準0.35以上0.4未満		8		0	(-	V	V
計	負担水準0.3以上0.35未満		9		0	`		0	0
н	負担水準0.25以上0.3未満		0		0	(_	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満		1		1	(,	1, 950	1
	負担水準0.15以上0.2未満		2		0	(0	0
	負担水準0.1以上0.15未満		3		0	(Ü	Ÿ
	負担水準0.05以上0.1未満		4		0	(0	0
	負担水準0.05未満	Ю	5	U	0	١	0	U	0
	計	6	6	0	1, 652	1, 122	18, 969, 978	12, 431, 870	3, 394
第 62	表のうち生産緑地に係るもの	6	7	0	580	^ج 1, 015	i ^t 131, 574	⁵ 131, 574	1, 938

地	方グ	〉共 🖯	団体:	コー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8 7
-							

第57表 課税標準の特例に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)	(:	3)	(4	1)	(5	j)
	_		目 等	特			宅	地	等	農	地	土均	也計	家	屋
-	^			例	行	番 号	宅 地	そ	の他	辰	地	A	r 11	*	庄
区	分			率			(千円		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)
課法		做10項(日本化学协入)	評 価 額	1/2	9	1 0	¹² 567, 27	22	15	32 1		42	567, 422	52	61
~ 笠	法	第10項(日本放送協会)	課税標準額	1/2		2 0	391, 98		78				392, 060		454, 656
税第			評価額	1 /0	-	3 0									
標 7 標 0	第	第11項(日本原子力研究開発機構)	課税標準額	1/3	0	4 0									
	ΝJ	第11項(日本原丁//加九開光機構/	評価額	2/3	0	5 0									
2 進	_		課税標準額	2/0		6 0									
华 条	7	第12項(登録有形文化財等)	評 価 額	1/2		7 0							0		
			課税標準額			8 0							0		220, 727
の第	0		評価額	1/3		9 0							0		
At-ta-		第22項 (農業・食品産業技術総合研究機 構)	課税標準額 評 価 額			0 0							0		
特 2	2	1137	課税標準額	1/6		1 0 2 0							0		
例項			評価額			3 0							0		
77.垻	条	第23項(新関西国際空港㈱)	課税標準額	1/2		4 0							0		
にか			評価額			5 0									
,	第	第24項(信用協同組合等)	課税標準額	3/5	1	6 0								4	1, 260, 730
ょっ	>14	第26項(中部国際空港㈱)	評 価 額	1/2	1	7 0							0		
	0	第20項(中部国际至伦州)	課税標準額	1/2	1	8 0							0		
n =	2	第28項 (家庭的保育事業)	評価額	1/2	-	9 0									
*	_	3720·英(矛座FJM 日 尹来)	課税標準額	1/2	-	0 0									7, 540
書	項	第29項(居宅訪問型保育事業)	評価額	1/2	-	1 0									
の			課税標準額			2 0									
額	カュ	第30項(事業所内保育事業)	評 価 額課税標準額	1/2	-	3 0									
規			評 価 額			4 0 5 0							0	_	
と	つ	第31項(認定生活困窮者就労訓練事業)	課税標準額	1/2		6 0		+		1			0		
定			評価額			7 0									
なに	Į (課税標準額	1/3		8 0									
(-	J	第33項(量子科学技術研究開発機構)	評価額	- /-		9 0									
るよ	*		課税標準額	2/3		0 0									
	書	第34項(世界遺産)	評価額	1/3	3	1 0							0		
額る		労びで、(世介恩性) -	課税標準額	1/3	3	2 0							0		

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 7 \\ 5 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 7 \\ \end{bmatrix}$	地	方グ	〉共 🖯	団体:	コー	ド	表都	番号
	2	8	1	0	0	0	7 5	8 7

第57表 課税標準の特例に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)			(2)	((3)		(4)		(5))
	_		等	特			宅	地		等	農	地	土	地 計	_	家	屋
区	分			例率	行者	番 号	宅 地		そ	の他	/ACC					<i>≫</i>	
	23	,		'	0			千円)	20	(千円)	20	(千円)	40	F)	F円)		(千円)
規法附則		第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額	1/2	3	3 0	12		²²		32		42		102		01
に第	法		課税標準額		3	4 0											
<u>ኔ</u> 1		第13項 (並行在来線に係る譲受固定資	評価額	1/2	3	5 0									0		
5 る条、		^{第13년} 産)	課税標準額	1/2	3	6 0									0		
課	附	第17項 (PFI公共施設)	評価額	1/2		7 0											
税法附		ATT A (ITTAIN/NEW)	課税標準額	1/2		8 0											
標則	則	(都市利便施設)都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	-		9 0											
準第	/,,	第18項 適用分)	課税標準額			0 0											
Ø 5		(都市利便施設)特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	_	4												
特条	第	適用分)	課税標準額			2 0											
例 ₂		第19項 (成田国際空港㈱)	評価額	7/8	⊢ ∔	3 0									0		
に支	1		課税標準額		, i	4 0									0		
よは法	1	第20項 (国立大学校舎)	評価額	1/2		5 0		_									
おとり			課税標準額		-	6 0		_							_		
減則額第	5	第21項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額 課税標準額	2/3		7 0 8 0		_									100,000
			評価額		-	9 0	16. 949	0.72						16 949	072	_	188, 293
と ₅ な条	H	(周次地頭八九の日登40~15~	課税標準額	1/2		0 0	16, 242 11, 370							16, 242, 11, 370,	_		434, 056
T)	条	第22項 (外資埠頭公社の民営化に係る 承継特例)	評価額			1 0	11, 370	, 001						11, 570,	001		454, 050
る ₃ 額の		I I	課税標準額	3/5		2 0									0		

1	7	_
2 8 1 0 0 0	5	8 7

第57表 課税標準の特例に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

									(1)			(2)		(3)		(4)		(5)
	_		地	事 等	特				宅	爿	Ł	等		農	地	土	地	計	家	屋
×	5 分	—			例率	行	番 -	号	宅 :	地	そ	の化		120			~		<i>3</i> ,	
例法	- // 	, 		$\overline{}$		9			12	(千円)	22	(=	千円)	32	(千円)	42		(千円)	52	(千円)
附		第23項 (日本郵便㈱)		評価額	4/5	5	3	0		42, 842				-			1,84	12,842	"	
則第	法	Nas X (P. P. A. W.III)		課税標準額	4 '	5	4	0	1, 2	31, 024							1, 23	31, 024		1, 914, 484
に 1	14	第24項 (鉄道再構築事業)		評価額	1/4	5	5	0												
5		第24項(欽坦丹博案事業)		課税標準額	1/4	5	6	0												
条、	附	第26項 (公益法人が所有する	能楽堂)	評価額	1/2		7											0		
よ附		7/10 X (Дши) (1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/	/110/(-11/	課税標準額	1, -		8	_										0		
りが則				評価額	1/2		9	_												
第	則	第28項 (国際戦略港湾等の福 設等)	けさばき施	課税標準額		-	0	-												
1 9 5		以守/		評 価 額 課税標準額	2/3		1 2			_			_							
条	Anh-			評 価 額			3						_							
の 2	第	第32項 (駅のバリアフリー化	(施設)	課税標準額	2/3		4					_	_					_		
減又		(備蓄倉庫)		評価額		_	5	_					_				_			
は法	1	第36項 (地域決定型地方税制特例措置 適用分)	(わがまち特例)	課税標準額	-		6	_		_			_				_	_		
附		────────────────────────────────────	港湾施	評価額	0./0	6	7	0		_								_		
額第		第37項 設)		課税標準額	2/3	6	8	0												
1	5	(認定誘導事業) 第42項 (地域決定型地方税制特例措置	(たがずを除傷)	評価額		6	9	0												
5 条		適用分)	(わかまり付例)	課税標準額			0													
との		(農地中間管理機構に		評価額	1/2		1													
3 0	条	設定した農地) (設定期 第45項		課税標準額			2													
規		(農地中間管理機構に 設定した農地) (設定期	- 賃借権を _{間15年以上)}	評 価 額 課税標準額	1/2	_	3	_												
な定に	条第法	L		評 価 額			4 5											0		
ょ	の 1 附	第2項 (三島特例) (法附貝 3の適用のあるものを	川第15条の →除く)	課税標準額	1/2		6											0		
る課	25則	(旅客会社等に係る承継		評価額		-	7	_		34, 862							9	34, 862		
る税	附	第1項 (法附則第15条の2第2項		課税標準額	3/5		8			24, 377								24, 377		267
標準	の則第	に係るものを除く) (旅客会社等に係る承継	 				-			44, 311								4, 311		207
の	1	第1項 (法附則第15条の2第2項		評価額	3/10	H	9	_										0		
額特	3 5	に係るものに限る)		課税標準額		8	0	0										0		

地	方グ	〉共区	団体:	コー	ド	表都	番号
1 2	8	1	0	0	0	7 5	8 7

第57表 課税標準の特例に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

								(1)	(2)		(3)		(4)	(5)	
区分		地「	等	特例率	行	番号	号	宅 ± 宅 地 (千円)	也 そ	等 の 他 (千円)	農	地 (千円)	土地計	家 屋 (千円)	
平改 成正	第2項	旧法附則第15条第1項 (倉庫)	評価額課税標準額	1/2	9 8		0	12	22		32		42	5, 422, 918	
2 8 法 年の	第3項	旧法附則第15条第42項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	評 価 額課税標準額	4/5	8	3 4	0								
改規正定	第4項	法附則第15条の2第2項 ((三島特例) (法附則第15条の3の適用のある ものを除く) (H28年度分)	評 価 額 課税標準額	1/2	┝	5 6								0	
法 附 ^に	第5項	法附則第15条の2第2項 ((三島特例) (法附則第15条の3の適用のある ものを除く)) (H29、30年度分)	評 価 額 課税標準額	3/5	8	- :	0								
則よ 第る	第6項	法附則第15条の3 ((旅客会社等に係る承維特例)(法附則第15条 の2第2項の三島特例に係るものを除く))	評価額 課税標準額	3/5	┝	9	_							0	
2 7 も 条の	第6項	法附則第15条の3 ((旅客会社等に係る承維特例)(法附則第15条 の2第2項の三島特例に係るものに限る))	評価額課税標準額	3/10		1 2	0							0	

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	7 5	8 8

第58表 課税標準の特例に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(1)	(1) (2) (3)					3)	(4)				(5)		
地 目 等			特				宅	ţ	也	等		農	地	土	地	計	家	屋			
区 分	}			例率	行	番	号	宅	地	そ		他	Æ			20		*			
					9	:		12	(千円)	22	((千円)	32	(千円)	42		(千円)	52	(千円)		
型 リ第27年改正法附 27年改正法附 23条		旧法附則第15条第16項 ((都市利便施設)都市再生緊 急整備地域)	評価額	領 3/5		1	0														
第年もの	第5項		課税標準額		0	2	0														
3 正 の規 冬法 平 定		旧法附則第15条第16項 ((都市利便施設)特定都市再	評 価 額	1/2	0	3	0														
が成成に		生緊急整備地域)	課税標準額	1/2	0	4	0														
則2よ改 6る正	第2項	旧法附則第15条第20項	評価額	1/2	0	5	0														
罗年 、法	第4項	(スーパー中枢港湾)	課税標準額	1/2	0	6	0														
7 正の規	total or and	旧法附則第15条第27項	評 価 額	1/2	0	7	0										0				
・ 法平定 条附成に	第 3 垻	(指定会社等の特定用途港湾施 設)	課税標準額		_	8	-										0				
則2よ改			評 価 額																		
4 a a b a c b a	旧法附則第15条の3第2項	旧法附則第15条の3第2項			0	9	0			_/						/					
1 改りの担	第3項			1/					_			$\overline{}$					$\overline{}$				
1 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		*/	課税標準額	/	1	0	0			_	/				_	/					
条附成に 平改			評価額	_	1	1	0										_	_			
成正		旧法第349条の3第23項	課税標準額	1/3		2						_					_				
	第2項	(農業・食品産業技術総合研究 機構)	評価額		-	3	_										_				
2 3 法		()戏(再)	課税標準額	2/3		4											_				
年の			評価額			5	_					_					_				
改規	第4項	旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/3	-	6						_					_				
正定	第5項	旧法第349条の3第32項	評価額	1 /0	1	7	0														
	第 0 垻	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/3	1	8	0														
法 に 附	第6項	旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理 機構)	評 価 額	1/2	1	9	0														
よ	377 U T		課税標準額	1/2	2	0	0														
則 _第 る			評価額	1/2	_	1	_														
免	第7項	旧法附則第15条第1項	課税標準額	1/2	_	2	_														
9 t		(倉庫)	評価額	7/8		3															
条の			課税標準額		2	4	0														

地	方公	、共区	団体:	コー	ド	表看	番号
1 2	8	1	0	0	0	7 5	8

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

			(1) (2)				(3)	(4)		(5)									
		地	目 等	特			L	宅	<u> </u>	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例 率	行	番号		宅	地 (千円)	そ	の	他 (千円)		(千円			(千円)	~,	(千円)
則の改 平正		旧法附則第15条第26項	評 価 額		9 2	5 0		2	(111)	22		(113)	32		42		(111)	52	(111)
一成法 第2の	第8項	(高齢者・障害者等の移動円滑化停 車場建物等)	課税標準額	2/3	\vdash	6 0	_												
3 規	笠 0 西	旧法附則第15条第31項	評価額	1/2	-	7 0					_	_				_			
年定 9 改に	第9項	(認定都市再生事業)	課税標準額	1/2	2	8 0)												
正よ 法る	第10項	旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾施	評価額	1/2	⊢÷	9 0	_												
条附も法も改		設)	課税標準額		-	0 0	-		_										
殿の正	第3項	旧法附則第15条第28項 (大規模改良停車場建物等)	評価額	3/4		1 0	_				_			_		_			
平法則成の			課税標準額 評 価 額			2 03 0	_							_					
第2規	第4項	旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	課税標準額	1/2	H	4 0	_					_			 		_		
72定 1年に		旧法附則第15条第37項	評価額		3		_												
⁴ 改よ 条正る	第5項	(PFI一般廃棄物処理施設)	課税標準額	1/2	3		-					_							
法成改		旧法第349条の3第25項	評価額	1/2	3	7 0)												
正附2法		(日本電気計器検定所)	課税標準額	1/2	3	8 0)												
則の規		旧法第349条の3第26項	評価額	1/2		9 0	_												
定 第年に	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額			0 0	_								_				
よ		旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評 価 額課税標準額	1/2	H	1 0	-												
1 改る 6 改も		旧法第349条の3第28項	評 価 額		:	3 0	_							_					
の 条正平		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/2	-	4 0	_												

地	方グ	、共区]体:	1 —	ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8 8
							$\overline{}$

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)			(2)		3)		(4)		(5)
区	分		地目等	特例率	行	番号	宅	地	也 そ	等 の 他	農	地	土	地計	家	屋
改る改正も正法の法	ζ Ξ	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価	_	9	5 0	12	(千円)	22	(千円)	32	(千円)	42	(f F	52	(千円)
条 削 乗 則 成 規 第 1 定) 1	旧法第349条の3第40項	課税標準 評 価	領	4	6 0 7 0										
17に 0年よ 年改	第5項	(自動車安全運転センター)	課税標準	_	4	8 0 9 0										
改法の正		旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	課税標準	1/3	5	0 0										
規定に対け	第 0 1万	旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	課税標準	1/3		1 0 2 0						_				
り 第の	第3項	旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評 価 課税標準	1/3	-	3 0 4 0										
1 1 8 1		旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評価	1/3	5	5 0										25,005
第改	の定改		課税標準 評 価		-	6 0 7 0									0	35, 805
3 法	成よ法 1るの 0も規	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	課税標準	1/2		8 0									0	

地	方公	、共 🖯	団体:	コー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8
							$\overline{}$

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

									(1	1)		(2)		(3)		(4)		(5	5)
	_		地	目 等	特				宅	i t	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
X	分				例 率	行	番	号	宅	地 (千円)	そ	の 他 (千	-円)	反	(千円)	1	16	(千円)	水	生 (千円)
平改				評 価 額	1/3	9 5	9	0	12		22			32		42			52	
成正		旧法第349条(の3第27項 7系特定産業事業研究機	課税標準額	1/3		0	•					7							
7 法		構)	7.7.7.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	評 価 額	1/6	6	1	0												
年の改				課税標準額	1/0	6	2	0												
正規		旧法第349条		評 価 額	1/6	6	3	0												
法定	第3項	(日本電気計	├器検定所) 	課税標準額	1/0	6	4	0												
附に		旧法第349条		評 価 額	1/6		5													
則よ		(日本消防検	(正協会) 	課税標準額			6	•												
第る		旧法第349条(小型船舶検	の3第32項	評 価 額	1/6		7	:					$ \bot $							
1		(小空炉加快	《鱼饯佛》	課税標準額			8						$ \bot \!\!\! \downarrow$							36, 179
2 t		旧法第349条(軽自動車機		評 価 額	1/6		9	1					_							
条の		(#2 12 30 4-1)	KEWA)	課税標準額	_		0	•					. = .							
		合	計	評価額	/		1	:		8, 687, 948			151		0			88, 099		0.075 055
	第条第	室 注	市街化区域農地としての記	課税標準額	Υ		2	•	13	3, 017, 464			78		0		13, 0	17, 542	12	2, 975, 655
	7 O	2 附	徴収猶予分に相当する課利		/			1					_					0		
	項 5		市街化区域農地としての記		$\overline{}$		4 5	•										0		
	8 Ø	2 附	徴収猶予分に相当する課		/	_	6	•										0		
	項 5 第条	9 <u>則</u> :第法	市街化区域農地としての記				7	•										0		
	項1の		減額分に相当する課税標準				8	:					+					0		
	第条	:第法	市街化区域農地としての記				9											0		
	項1の 75	2 附 9 則	減額分に相当する課税標準	生額			0											0		

地	方公	、共 🛚	団体:	1 —	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8
							_

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)			(3)			(4)		(5)
	地 目 等	特					宅 力	也	等			農	地	土	地	計	家	屋
区 分		例率	行	番	号	宅	地	そ	の	他		辰	_		ΣĽ		*	
関けて1.14 オガルのタ外						12	(千円)	22		(千円)	32		(千円)			(千円)	52	(千円)
置に土城(る及と税条法) 係地な税等財 る及と免免第財 る及びなの除区項 特びなつ除区 例家室たと域 関係を 増屋と区 推屋た区	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	1	0	12		22			32			42		0	52	01
置特屋地な域税65法 に及び外免項5附 例係びたか外除(条則 者る家土と区課第第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	2	0											0		
置特屋地な域税85法 の例係びた外への 指る家土と区課第第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	3	0											0		
置る用被災日15法) 特地災に本項6附 例に住よ大(条則 措係宅る震東第第	減額分に相当する課税標準額		8	4	0											0		
措係宅災に本項第第	減額分に相当する課税標準額		8	5	0											0		
置係代に日15法 る替よ本16附 特家る大項2	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	6	0				/		_							
特家る大項条則 例屋被震へ 措に災災東第第		1/3 減額	8	7	0													

地	方公	、共 🖯	団体:	1 —	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)		(2)			(3)		(4)		(5	5)
	地 目 等	特例				宅 力	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
区分			行	番号	钅	E 地 (千円)	そ		他 (千円)	戾	(千円)	<u>ا</u>		千円)	*) (千円)
特住に内住 1 5 法 例宅係住困 3 6 附 措用る宅難項 (置地代用区属 置地代用域居第第	減額分に相当する課税標準額		9	8 0	12		22			32		42		0	52	
置のる内住 1 5 法 特替屋 難項 条 則	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	9 0												
措屋係域居第第	DOUBLE THE TO SERVICE THE	1/3 減額	9	0 0		/										
第1法第則年の定改 36附2第改平に正 項条則(1) 2第日条附5も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9	1 0				/					/			
15法第則年の定改 36附4第改正正 項条則 (4法2るの 第第旧条附4も規	減額分に相当する課税標準額		9	2 0										0		
15法第則年の定改 46附5第改平に正 項 (全) 乗 (14法2るの	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3	H	3 04 0	_						<u>/</u>	_		//		
第第旧条附4も規 第1法第則年の定改		1/3 減額 1/2		4 05 0												
16附7第改平に正 0条則 (4法2るの 項の) 2第旧条附2も規	減額分に相当する課税標準額	減額 1/3 減額	H	6 0												90, 937

地	方公	表番号					
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	98

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道	府県	名	兵庫県
市	丁 村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	(千円)	筆 数 (筆)
	小	負担水準1.0以上		1	•	213, 067	40, 607	³⁹ 2, 869, 423, 116	⁵⁴ 956, 474, 293	261, 030
		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	32, 476		719, 351, 486	239, 783, 817	39, 080
	規	負担水準0.9以上0.95未満		3		7, 546	1, 295	231, 362, 716	76, 188, 321	9, 368
		負担水準0.85以上0.9未満		4		752	105	11, 698, 834	3, 627, 108	889
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	286	35	3, 341, 987	977, 187	327
		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	49		588, 269	162, 329	59
	住	負担水準0.7以上0.75未満		7		32	5	379, 478	98, 544	38
		負担水準0.65以上0.7未満		8		21		149, 219	36, 425	32
	宅	負担水準0.6以上0.65未満		9		16	2	110, 039	24, 613	17
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	6	1	62, 248	12, 921	7
	用	負担水準0.5以上0.55未満		1		2	0	8, 172	1,601	2
	/13	負担水準0.45以上0.5未満		2		2	0	11, 504	2,056	2
	地	負担水準0.4以上0.45未満		3						
	200	負担水準0.35以上0.4未満		4						
宅	_	負担水準0.3以上0.35未満		5						
		負担水準0.25以上0.3未満		6						
	個	負担水準0.2以上0.25未満		7						
	III	負担水準0.15以上0.2未満		8						
	,	負担水準0.1以上0.15未満		9						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		0						
	\smile	負担水準0.05未満	2	1	-					
		計	2	•	0	254, 255			⁷ 1, 277, 389, 215	310, 851
	١.	負担水準1.0以上		3		5, 855		431, 552, 707	143, 850, 897	13, 243
	小	負担水準0.95以上1.0未満		4		1, 267			36, 562, 564	2, 379
		負担水準0.9以上0.95未満		5		321		25, 401, 049		501
	規	負担水準0.85以上0.9未満		6		37		4, 010, 072		59
	445	負担水準0.8以上0.85未満		7		8		135, 352	39, 881	10
	快	負担水準0.75以上0.8未満		8		3				3
地	<i>I</i>	負担水準0.7以上0.75未満		9		1	2		7, 345	I
TIE.		負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	3	0	0	2		81, 439		5
		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0	2	0	8, 776	2,018	3
	-	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満		4						
	/11	負担水準0.4以上0.45未満		5						
	地	負担水準0.35以上0.4未満		6						
	200	負担水準0.3以上0.35未満		7						
	I _	負担水準0.25以上0.35未満		8				+		
		負担水準0.2以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満		9						
	法	負担水準0.15以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満		0				+		
	1	負担水準0.1以上0.15未満		1						
	人	負担水準0.05以上0.13木綱 負担水準0.05以上0.1未満		2						
	1 ()	負担水準0.05未満	4	3	0		1	 		
	$\overline{}$					_	_	٧ ح	た	
		# 1	4	4	0	7, 496	6, 227	571, 053, 433	^{ts} 190, 130, 165	16, 204
			_			107	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

地	方公	表番号					
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	98

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行	番	号	納税義務者 (人)	地 積 (千㎡	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
	_	負担水準1.0以上	94	5	0	53, 412	3, 84	2 ³⁹ 218, 731, 125	⁵⁴ 145, 820, 730	63, 490
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	5, 768	44	2 58, 943, 396	39, 295, 595	6,854
	ńЛ	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	1, 053	12			1, 436
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	65		573, 912	356, 934	91
		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	23		4 376, 679	218, 080	30
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	8		2 118, 769	64, 265	11
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	6		1 55, 400	29, 091	10
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	1		1, 155	577	1
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	5		14, 607	6, 501	(
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0					
	,	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0					
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0					
	TIE.	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0					
		負担水準0.35以上0.4未満		8						
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	_	9						
		負担水準0.25以上0.3未満	_	0						
	個	負担水準0.2以上0.25未満	_	1						
		負担水準0.15以上0.2未満		2						
	人	負担水準0.1以上0.15未満		3						
		負担水準0.05以上0.1未満		4	_					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		5	_					
		計		6		60, 341	4, 41	1 1		71, 929
		負担水準1.0以上	_	7		774	24	,,		1, 745
	_	負担水準0.95以上1.0未満		8		129	6	, ,		264
		負担水準0.9以上0.95未満		9		44		9 1, 778, 385		69
	般	負担水準0.85以上0.9未満		0		5		180, 548	/	(
		負担水準0.8以上0.85未満		1		2		14, 145	/	2
	住	負担水準0.75以上0.8未満		2		1		9, 383		
Lile	,	負担水準0.7以上0.75未満		3		1	2	4 311, 395	160, 422	
地	字	負担水準0.65以上0.7未満		4	_			10.000	0.071	
		負担水準0.60以上0.65未満		5	•	1		13, 909	6, 371	
	用	負担水準0.55以上0.6未満		6						
	/13	負担水準0.5以上0.55未満 <u> </u>	_	7						
	地	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満		8						
	ΣE	負担水準0.35以上0.4未満		-	-					
		負担水準0.3以上0.35未満 1		0	_	+			+	
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.35水阀 負担水準0.25以上0.3未満	_	2						
	N.L.	負担水準0.2以上0.25未満		3						
	法	負担水準0.15以上0.2未満	_	4					 	
		負担水準0.1以上0.15未満		5						
	人		_							
		11日 40 水 (色) 1151/1 上大 (南	×	- h						
		負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満		6 7						
	_	負担水準0.05以上0.1木両 負担水準0.05未満 計	8	7	0	957	33	9 ^{‡2} 25, 314, 125	⁰ 16, 798, 297	2,090

地	地方公共団体コード								
12	8	1	0	0	0	⁷ 6	08		

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	뭉	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
					_	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	商	負担水準0.7超	90	1	0	4, 700	1, 297	³⁹ 62, 917, 895	⁵⁴ 44, 042, 524	69 6, 595
	業	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	18, 036	4, 428	394, 891, 344	271, 777, 169	27, 595
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	4, 062	785	118, 163, 258	74, 190, 166	5, 517
	等	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	469	80	13, 444, 820	8, 066, 892	590
		負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	12	5	289, 481	165, 602	19
	非	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	8	0	21, 849	11,681	14
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	3	0	31, 807	14, 704	3
	住	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0					
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0					
	用	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0					
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0					
	70	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0					
	•	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0					
	個	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0					
	人	負担水準0.05未満	1	5	0					
)	計	1	6	0	27, 290	6, 595	^{lt} 589, 760, 454	^{T)} 398, 268, 738	40, 333
	商	負担水準0.7超	1	7	0	2,000	6, 758	271, 827, 467	185, 767, 057	4, 367
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	7, 326	16, 189	1, 100, 887, 859	751, 558, 702	19, 013
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	1, 382	1,654	319, 454, 911	197, 916, 771	3, 075
		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	214	465	93, 061, 085	55, 836, 651	426
	等	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	5	1	96, 906	54, 543	7
		負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	7	16	1, 091, 059	567, 499	12
地	非	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	2	0	10, 960	5, 331	2
	住	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0					
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0					
	用	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0					
		負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0					
	地	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0					
	•	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0					
	法	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0					
	人	負担水準0.05未満	3	1	0					
	\mathcal{C}	計	3	2	0	10, 936	25, 083	⁵ 1, 786, 430, 247	¹ , 191, 706, 554	26, 902
	160行	・ 及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3	0					
	100117	くのののロップング、約1月以上で40月は1月上本本本ンガンドップロにいて40です。今日日7月11日	J	J	V					



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行	番	문	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	11	Ή.	7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宅	•	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	93	4	0	¹² 273, 108	49, 957	³⁹ ₃ , 535, 530, 020	⁵⁴ ₁ , 256, 694, 636	339, 508
		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	3	5	0	6, 700	8, 055			10, 962
掛	Į	税負担据置のもの	3	6	0	30, 806	23, 056	1, 933, 397, 372		55, 200
	•	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	3	7	0	50, 661	8, 885	1, 306, 727, 260	492, 970, 506	62, 639
計	_	負担水準0.2未満	3	8	0	0	0	0	0	0
рі		計	3	9	0	361, 275	[‡] 89, 953	⁷ 7, 110, 400, 014	[‡] 3, 274, 917, 531	468, 309
	宅	負担水準0.7超	4	0	0	2, 584	1,917	12, 313, 905		5, 312
	_	負担水準0.65以上0.7以下	4	1	0	2, 687	1,506	24, 255, 313		4, 500
	地	負担水準0.6以上0.65未満	4	2	0	464	281	3, 507, 134	2, 190, 090	648
そ		負担水準0.55以上0.6未満	4	3	0	71	55	328, 694	197, 216	123
		負担水準0.5以上0.55未満	4	4	0	20	14	38, 602	22, 158	34
	淮	負担水準0.45以上0.5未満	4	5	0	9	4	127, 794	65, 852	17
		負担水準0.4以上0.45未満	4	6	0	8	3	42, 494	19, 953	9
		負担水準0.35以上0.4未満	4	7	0	4	8	137, 063	56, 628	10
の	地	負担水準0.3以上0.35未満	4	8	0	6	1	9, 856	3, 815	7
	ഥ	負担水準0.25以上0.3未満	4	9	0	1	0	260	80	1
		負担水準0.2以上0.25未満	5	0	0	3	2	26, 788	6, 698	3
	/	負担水準0.15以上0.2未満	5	1	0					
他		負担水準0.1以上0.15未満	5	2	0					
1	Į.	負担水準0.05以上0.1未満	5	3	0					
		負担水準0.05未満	5	4	0					
		計·	5	5	0	5, 857	3, 791	40, 787, 903	27, 969, 975	10, 664

地	地方公共団体コード									
12	8	1	0	0	0	⁷ 6	18			

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)		(2)	(3)	(4)	((5)
		区	分子	番	무	納税義務者	坩	也 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		K N	11	笛	b	(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
		負担水準0.7超	9 ()	1	0	12 644	24	3, 541	³⁹ 31, 164, 801	⁵⁴ 21, 815, 360	69	3, 527
	宅			•	1							3, 321
	地	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	661		3, 632	74, 701, 728			4, 653
		負担水準0.6以上0.65未満		3		136		816	46, 814, 027			1, 428
	比	負担水準0.55以上0.6未満		4		41		127	1, 713, 463	1, 028, 078		84
	進	負担水準0.5以上0.55未満		5		8		8	160, 561	93, 377		24
	l :	負担水準0.45以上0.5未満		6		3		2	28, 297	15, 204		5
	土	負担水準0.4以上0.45未満		7		2		3	111, 813			3
そ	地	負担水準0.35以上0.4未満		8		5		4	12, 561	5, 307		
~	70	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満		9		1		0	4, 350 24, 625	1, 630 8, 186		1
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満		1		1		1	24, 020	0, 100		1
	法	負担水準0.15以上0.2未満		2								
	14	負担水準0.1以上0.15未満		3								
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4			Ì					
		負担水準0.05未満		5		1		0	0	0		1
		計		6		1,503		8, 134	154, 736, 226	103, 723, 686		9, 732
		負担水準1.0以上		7		47		12	15, 178	15, 177		62
		負担水準0.95以上1.0未満		8					·			
の	字	負担水準0.9以上0.95未満	1	9	0							-
	^L 以	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 毎担水準0.9以上0.95未満	2	0	0							
		貝里小平0.0以上0.00不個		1								
	地	負担水準0.75以上0.8未満	2	2	0	4		1	3, 055	2, 494		4
	- 41	負担水準0.7以上0.75未満		3		1		0				1
	21	負担水準0.65以上0.7未満		4		1		0	13			1
	比	負担水準0.6以上0.65未満		5		2		0	2, 450	1, 702		2
	ᄮ	負担水準0.55以上0.6未満		6			-					
	の	負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満		7 8								
他	WH:	負担水準0.4以上0.45未満		9		1		0	1, 755	812		1
TE	準	負担水準0.35以上0.4未満		0		1		0	1, 100	012		1
		負担水準0.3以上0.35未満	3	1	0							
	二二	負担水準0.25以上0.3未満	3	2	0							
	土	負担水準0.2以上0.25未満	3	3	0							
		負担水準0.15以上0.2未満		4								
	地地		3	5	0							
	地	負担水準0.05以上0.1未満	3	6	0							
		負担水準0.05未満		7								
		計		8		56		13	22, 515	20, 245		71
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)		9		273, 155			3, 535, 545, 198			339, 570
<u></u>	<u> </u>	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		0		9, 928		13, 513	378, 224, 068	260, 244, 674		19, 801
	1	税負担据置のもの		1		34, 754		29, 291				66, 429
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		2		50, 853		9, 118	1, 309, 501, 818			62, 975
計	+	負担水準0.2未満	4	3	0	1		0	0	0		1

計	4 4 0	368, 691	101, 891	7, 305, 946, 658	3, 406, 631, 437	* 488, 776

$\frac{1}{2}$ 8 1 0 0 0 $\frac{7}{6}$ 2	地	方公	〉共 🖯	団体:	コー	ド	表看	番号
	1 2	8	1	0	0	0	⁷ 6	28

第62表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)		(3)		(4)		(5)
		区	分	⁄字	番	口.	納税義務者		地 積	決	定価格	\$	課税標準額	筆	数
			カ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 J	畄	75	(人)		(←m²)		(千円	3)	(千円)		(筆)
_	本則	による (価格の3分の2)	課税がなされたもの	90	1	0		24		39		ţ	54	69	80
般	1	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0									
	1	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0									
市	1	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	0	4	0									
街	上		負担水準0.6以上0.7未満	0	5	0									
IIz	記		負担水準0.5以上0.6未満	0	6	0									
化	以		負担水準0.4以上0.5未満	0	7	0									
区	外 1		負担水準0.3以上0.4未満	0	8	0									
域			負担水準0.2以上0.3未満	0	9	0									
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0									
農			負担水準0.1未満	1	1	0									
地			計	1	2	0	<i>ф</i> 0	ょ	0	6		0	0	る	0
	本則	による課税がなされたもの		1	3	0									
_			負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0									
介			負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0									
			負担水準0.7以上0.8未満	1	6	0									
在	記		負担水準0.6以上0.7未満	1	7	0									
	н		負担水準0.5以上0.6未満	1	8	0									
-++-	DI		負担水準0.4以上0.5未満	1	9	0									
農	以」		負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0							•		
	ы		負担水準0.2以上0.3未満	2	1	0							·		
地	外		負担水準0.1以上0.2未満	2	2	0									
			負担水準0.1未満	2	3	0									
			計	2	4	0	0		0			0	0		0

地	方公	〉共 🖔]体:	コー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	⁷ 6	28

第62表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

							(1)	(2)	(3)	(4)	((5)
		区	分	行	番	무	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
			Д	.11	Ħ	Ø	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)		(筆)
	本則による課税がなされたもの					0	578	1, 015	³⁹ 131, 554	⁵⁴ 131, 554	69	1, 934
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	2	6	0	2	0	20	20		4
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2	7	0						
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	2	8	0						
般	上		負担水準0.6以上0.7未満	2	9	0						
	記		負担水準0.5以上0.6未満	3	0	0						
	以		負担水準0.4以上0.5未満	3	1	0						
農	外	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	3	2	0						
			負担水準0.2以上0.3未満	3	3	0						
			負担水準0.1以上0.2未満	3	4	0						
地			負担水準0.1未満	3	5	0						
			計	3	6	0	580	1, 015	131, 574	131, 574		1, 938
	本貝	川による課税がなされた	もの	3	7	0	578	1, 015	131, 554	131, 554		1, 934
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3	8	0	2	0	20	20		4
	上	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3	9	0	0	0	0	0		0
合		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0	0	0	0	0	0		0
	記		負担水準0.6以上0.7未満	4	1	0	0	0	0	0		0
	ВГ		負担水準0.5以上0.6未満	4	2	0	0	0	0	0		0
	121		負担水準0.4以上0.5未満	4	3	0	0	0	0	0		0
-3.1	以	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	0	0	0	0	0		0
計	 		負担水準0.2以上0.3未満	4	5	0	0	0	0	0		0
	外		負担水準0.1以上0.2未満	4	6	0	0	0	0	0		0
			負担水準0.1未満	4	7	0	0	0	0	0		0
			計	4	8	0	580	n 1,015	ろ 131, 574	ゎ 131, 574	を	1, 938

地	方グ	、共 🛚]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	9	7

第97表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (法附則第15条関係(再掲))

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
地 目 等	行番号	特例			列率	宅 地	他 等 その他	農地	土 地 計	家 屋
区分	分		(参酌基準)		:める割合)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
法附則第15条第18項 評価額	0 1 0	12	15	12	15	18	28	38	48	58
(都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 課税標準額	0 2 0	3	5							0
法附則第15条第18項 評価額	0 3 0		/							
(都市利便施設)特定都市再生緊急整備地域課税標準額	0 4 0	1	2			\setminus				0
法附則第15条第36項 評価額	0 5 0							/		
(備蓄倉庫) 課税標準額	0 6 0	2	3			/		$\Big/$		0
法附則第15条第42項 評価額	0 7 0									
(認 定 誘 導 事 業) 課税標準額	0 8 0	4	5							0

IV 償却資産に関する概要調書

地	方公	洪区]体:	1 —	ド	表番	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 6	98

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1))	(2)	(3)
個人・出入の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	9, 558		30 38 2, 312
法	人	0	2	0		29, 540	16, 060	13, 480
合	<u> </u>	0	3	0		39, 098	23, 306	15, 792

封	也方グ	大人	団体:	コー	ド	表都	番号		
12	8	1	0	0	0	77	08		

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)
	種類	行	番	号	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)(千円)	額 の 内 訳 (イ)以外のもの(ロ) (千円)
市町	構築物	90	1	0		282, 326, 110	7, 457, 838	51 274, 868, 272
村長	機 械 及 び 装 置	0	2	0	421, 214, 169	410, 211, 325	14, 100, 317	396, 111, 008
が 価 格	船舶	0	3	0	10, 461, 080	6, 789, 922	3, 671, 157	3, 118, 765
等を	航 空 機	0	4	0	1, 425, 272	1, 425, 272		1, 425, 272
決定	車両及び運搬具	0	5	0	10, 814, 644	10, 784, 478	10, 921	10, 773, 557
した	工具, 器具及び備品	0	6	0	194, 739, 355	193, 105, 303	1, 740, 398	191, 364, 905
も の	小 計 (ハ)	0	7	0	928, 352, 221	904, 642, 410	26, 980, 631	877, 661, 779
法十 第九	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0	8	0	302, 241, 576	277, 906, 458		
三条	道府県知事が価格等を 決定し,配分したもの	0	9	0	33, 627, 937	31, 563, 305		
百関八係	小 計 (二)	1	0	0	335, 869, 513	309, 469, 763		
	3条第1項の規定により道府 が価格等を決定したもの(ホ)	1	1	0				
合計	(ハ) + (ニ) + (ホ)	1	2	0	1, 264, 221, 734	1, 214, 112, 173		
同内	市 町 村 分 の 額	1	3	0		1, 214, 112, 173		
上訳	道 府 県 分 の 額	1	4	0				

地	方公	类区]体:	コー	ド	表番号					
12	8	1	0	0	0	77	18				

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

						(1)				(2)				(3)				(4)			
	種	類	į	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課 課税標 適用を	税 準の特 受ける	標 寺例規 るもの	準 見定の (イ) (千円)	額 (イ)	以外の	力もの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		6,	608, 003	25				9, 911	38		1	.6, 184	51		6, 5	83, 727
村長が	機械	及び	装 置	0	2	0			2,	628, 563				2, 48	5, 836			28	35, 453			2, 20	00, 383
が 価 格	船	1	舶	0	3	0				236, 327				11	8, 344			11	7, 982				362
等を	航	空	機	0	4	0									0								
決定	車両	及び道	重搬 具	0	5	0				3, 312					3, 312								3, 312
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			3,	987, 636				3, 98	6, 450				2, 371			3, 98	84, 079
も の	小		計 (ハ)	0	7	0			13,	463, 841			1	3, 19	3, 853			42	21, 990			12, 7	71, 863
法十 第九	定し,	配分し	格等を決 たもの	0	8	0																	
三条百関	道府県第 決定し,	知事が作 配分	価格等を したもの	0	9	0																	
八係	小	\	計 (二)	1	0	0				0					0								
法第74 県知事	l3条第1項 が価格等を	の規定に と決定した	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0																	
合計	(/) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			13,	463, 841			1	3, 19	3, 853								
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							1	3, 19	3, 853								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0																	

地	方公	ド	表都	番号			
12	8	1	0	0	0	7	28

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(1)				(2)				(3)					(4)	
	種	類	i	行	番	号	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標				額 (イ)	の以外	内 のもの	訳)(口)
	i z	7,24		'	ш	.,				(千円)				((千円)	適用を	受ける		(イ) (千円)	(1)	20/1	v) () v)	(千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		283,	089, 698	25		275	, 72	6, 199	38		7, 44	1, 654	51		268, 2	284, 545
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			418,	585, 606			407	, 72	5, 489		1	13, 81	4, 864			393,	910, 625
が 価 格	船	ì	舶	0	3	0			10, 2	224, 753			6	, 67	1, 578			3, 55	3, 175			3,	118, 403
等を	航	空	機	0	4	0			1,	425, 272			1	, 42	5, 272							1,	425, 272
決定	車両	及び道	重搬 具	0	5	0			10,8	811, 332			10	, 78	1, 166			10	0, 921			10,	770, 245
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			190,	751, 719			189	, 11	8, 853			1, 738	8, 027			187,	380, 826
も の	小	Ī	計 (ハ)	0	7	0			914,	888, 380			891	, 44	8, 557		2	26, 558	8, 641			864,8	889, 916
法十 第九	定し,	配分し	各等を決 たもの	0	8	0			302,	241, 576			277	, 90	6, 458								
三条百関	道府県知 決定し,	田事が付配分	価格等を したもの	0	9	0			33, 6	627, 937			31	, 56	3, 305								
八係	小	Ī	計 (二)	1	0	0			335, 8	869, 513			309	, 46	9, 763								
	3条第1項 が価格等を		こより道府 たもの(ホ)	1	1	0																	
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0		1,	250,	757, 893			1, 200	, 91	8, 320								
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							1, 200	, 91	8, 320								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0																	

坩	方グ	ド	表都	昏号	
2	8	1	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)	(3)			(4)			(5)		(6		(7				(8)	
						決	定(田 格	課税					準 額	決	定	価 格				(B)		税		準 額
		区 分	行	番	号					例率(C)	$(A) \times$								列率		(A)			(D)
	•						(A)	(千円)		(C)			(C) (千円		(A)	(千円		_	((<u>(</u>)			(C)	(千円)
	第1項	(送電用資産・電気事業用)	9	1	0	12			25 1	27	3 3	29			42			55	2	57	3	59			711
N.L.									1		Ŭ										- 0				
法		(変電所・電気事業用)	0		0				3		4								3		5				
	第 2 項	(新線構築物)	0	3	:				1		3					2, 55	57, 888	3	2		3			1, 70	05, 258
第		(新線立体交差化施設)	0	4	0				1		6								1		3				
717		(ガス事業用資産)	0	5	0		1	27, 853	1		3			42,61	7	4	20, 676	5	2		3			1	13, 784
	第 4 項	(農業協同組合等共同利用設備)	0	6	0				1		2														
三	第 5 項	(外航船舶)	0	7	0				1		6														
		(準外航船舶)	0	8	0				1		4														
	第 6 項	(内航船舶)	0	9	0		7, 3	42, 315	1		2		3,	671, 15	7										
百	第7項	(離島航路事業用内航船舶		۰	â						_														
		(349条の3⑥との連乗後))	1	0	0				1		6														
四	第8項	(国際路線用航空機)	1	1	0				1		5								2		15				
121			1	2	0				1		10														
	第 9 項	(離島路線用航空機)	1	3	0				1		3								2		3				
+		(小型離島航空機)	1	4	0				1		4														
	第10項	(日本放送協会)	1	5	0		8	20, 237	1		2			410, 11	9										
	第11項	(日本原子力開発機構)	1	6	0		2	16, 755	1		3			72, 25	2				2		3				
九		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	1	7	0				1		6								1		3				
	第14項	①(青函・本四 鉄道施設)	1	8	0				1		6														
条		②(青函·本四 新線構築物)	1	9	0				1		18								1		9				
714		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2	0	0				1		36								1		18				
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2	1	0				1		8								1		10				
の	第15項	(河川事業鉄軌道用資産)	2	2	0				1		6				1			1	1		3				
	1777 7		2		0				2		3				+			1	5		6				
三	第16項	(宇宙航空研究開発機構)	2	4	0				1		3				+			1	2		3				
_ =		(海洋研究開発機構)	2		0			91, 688	1		3			30, 56	3			1	2		3				
		(水資源機構)	2		0			· 1, 000	1		2			00,00					3		4				
	7/10 月	VIN SUNDAITH	۷	U					1		4								U		т				

地	方グ	:共区]体:	コー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	7	3	

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
						決	定価格	課税			说 標 準 額	決定価格	課税		課 税 標 準 額
		区 分	行	番	号				例 率 (C)	(A) >					$(A) \times (B) (D)$
	L 2.2.						(A) (千円)		(C)		(C) (千円)			(C)	(C) (千円)
	第 19 項	①(特定地方交通線)	2	7	0	12		25 1	27	29		42	55	57	59 71
法		(due to the total to)						1							
		②(新線構築物)	2	8	0			1	12				1	6	
第		③(新線立体交差化施設)	2	9	0			1	24				1	12	
1		④(河川事業鉄軌道用資産)	3	0	0			1	24				1	12	
三			3	1	0			1	6				5	24	
_		⑤(変・送電用資産)	3	2	0			3	16				3	20	
百		(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3	3	0		169, 949	1	3		56, 649		2	3	
l H	第21項	(科学技術振興機構)	3	4	0		20, 759	1	2		10, 379				
	第23項	(関西国際空港㈱)	3	5	0			1	2						
四	第24項	(信用協同組合等)	3	6	0			3	5						
	第25項	(変・送電用資産(鉄道事業用))	3	7	0		74, 204	3	4		55, 653		3	5	
+	第26項	(中部国際空港㈱)	3	8	0			1	2						
	第27項	(外国貿易用コンテナー)	3	9	0		886, 274	4	5		709, 020				
九	第28項	(家庭的保育事業)	4	0	0			1	2						
	第29項	(居宅訪問型保育事業)	4	1	0			1	2						
条	第30項	(事業所内保育事業)	4	2	0			1	2						
	第31項	(認定生活困窮者就労訓練事業)	4	3	0			1	2						
の	第32項	(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	4	4	0		1, 691, 767	1	3		563, 922		2	3	
		ご研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	4	5	0			1	2		•				
三		(量子科学技術研究開発機構)	4	6	0			1	2				2	3	
		(世界遺産)	4		0			1	3						
	777 UT 1/3	(円の)生/	Т	<u>'</u>	V			1	3						

地	表番号						
1 2	8	1	0	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
	区分	行	番	П.	決	定価格	課税の特	標準 (B) 例率 (C)		税 標 準 額 × (B) (D)	決定価格	課税		課 税 標 準 (A) × (B)	額 (D)
	 万	11	甾	75		(A) (千円)		例	(A)	(C) (千円)	(A) (千円)		例 学 (C)		(D) 千円)
	旧第13項(立体交差化施設)	9	8	0	12	. , . , , , , , ,	25 _	27 _	29		42	55	57	59	71
法		4	0	V											
12	旧第18項(熱供給事業用資産)	4	9	0		920, 270	1	3		306, 757	260, 419	2	3	173,	, 612
	旧第18項(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	5	0	0			2	3				4	5		
第	旧第19項(地下道又は跨線道路橋)	5	1	0		3, 368	1	2		1, 684					
	旧第21項(車庫構築物・立体交差化施設)	5	2	0			1	3							
三	旧第23項(農業・食品産業技術総合研究機構)	5	3	0			1	3				2	3		
_		5	4	0			1	6							
	旧第24項(特定鉄道路線構築物)	5	5	0			1	4				1	2		
百	旧第25項(日本電気計器検定所)	5	6	0			1	3				1	6		
		5	7	0			1	2							
四	旧第26項(日本消防検定協会)	5	8	0			1	3				1	6		
		5	9	0			1	2							
	旧第27項(小型船舶検査機構)	6	0	0			1	3				1	6		
+		6	1	0			1	2							
	旧第28項(軽自動車検査協会)	6	2	0		9, 685	1	3		3, 228	15	1	6		2
九		6	3	0		823	1	2		412					
-	旧第30項(情報通信研究機構)	6	4	0			1	3				2	3		
	旧第31項(社会保険診療報酬支払基金)	6	5	0			1	6				1	3		
条	旧第32項(高圧ガス保安協会)	6	6	0			1	3				1	6		
		6	7	0			1	2							
\mathcal{O}	旧第32項(自動車安全運転センター)	6	8	0			1	6				1	3		
	旧第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	6	9	0			1	2							
_	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	7	0	0			1	6				1	2		
三		7	1	0			2	3							
	合 計	7	2	0		12, 375, 947	-	-		5, 934, 412	2, 838, 998	-	-	1, 892,	, 656

抴	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係)

						(1)		(2)	(3)			(4)			(5)	(6		(7)			(8)
					決	定(価 格		標準(準額		定価格			標準 (B)		税	
	区 分	行	番	号		(.)	(m)		例率(C)	(A) >				<i></i>			例率 (C)	(A)	× _	(B) (D)
	数 1 1 1 () () () () () () () () (9			12	(A)	(千円)	(B) 25	(C)	-	29	(((千円	42	(A) (千F	り (B 55		(C)	59		(C) (千円)
	第 1 項(倉庫等)	0	1	0	12			1	27	2	20			12	559, 08		3		1		419, 314
		0	2	0				3		5							7		3		
法	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0	3	0		4, 5	508, 684	1		6			751, 44	7	590, 20	15	1		3		196, 735
伍		0	4	0			41, 967	2		3			27, 97	7			1		2		
		0	5	0				3		4											
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	6	0				-		-											
	2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	7	0				-		-											
附	3号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	8	0				-		-											
	7号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	9	0				-		-											
	第 3 項(国内路線用航空機)			0				2		3						-	2		5		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			0				3		8				1		+	1		1		
則	第5項(沖縄電力㈱)		•	0				2		3							Ť				
	(沖縄電力㈱ 変・送電用資産)	_		0				2		9						_	4		9		
	(III/E/E/3/III) & CE/II3/E/	_	_	0				2		5				†		+	1		2		
	第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1	5	0				2		3											
第	第 7 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1	6	0				3		5											
	第8項(雨水貯留浸透施設)	1	7	0				1		2						\top	2		3		
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	8	0				-		-											
	第11項(低公害車燃料等供給施設)	1	9	0				2		3											
+	第12項(国際船舶)	2	0	0				1		18											
	第 13 項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2	1	0				1		2											
	②(新線構築物)	2	2	0				1		6						_	1		3		
	③(立体交差化施設)			0				1		12						_	1		3		
五.	④(河川事業鉄軌道用資産)			0				1		12				+		+	1		3		
				0				1		3				1		+	5	1	2		
	⑤(変・送電用資産)			0				3		10											
	第14項(鉄道車両安全向上設備)			0				1		2					352, 02	28	1		3		117, 343
条	第15項(低床車両)			0				1		4				+	,	+	1		3		
				0				1		2						+	2		3		
	第16項(新造車両)			0				3		5											
	第17項 (PFI公共施設)			0				1		2											

圳	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係つづき)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
		-			決定価格		標準 (B)	課税標準額	決定価格		標準 (B)		標準額
	区 分	行	番	号	(A) (III)			$(A) \times (B) (D)$) (A) (TE)			(A) ×	
	第 18 項 (都市利便施設)	9			(A) (千円)		(C)	(C) (千円	(A) (千円)	(B)	(C)	59	(C) (千円)
	另 10 項(個印列文施权)	3	2	0		1	2			3	5		
	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3	3	0		-	-						
法	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3	4	0		-	-						
	第19項(成田国際空港㈱)	3	5	0		7	8						
	第20項(国立大学校舎)	3	6	0		1	2						
	第21項(都市鉄道利便増進施設)	3	7	0	1, 337, 947	2	3	891, 96	4				
P/L	第22項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3	8	0	8, 155, 593	1	2	4, 077, 79	7	3	5		
附	第23項(日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	3	9	0	394, 269	4	5	315, 41	5				
	第24項(鉄道事業再構築事業)	4	0	0		1	4						
	第25項 (バイオ燃料製造設備)	4	1	0		1	2						
	第27項(特定特殊自動車)	4	2	0		3	5		16, 027	1	. 2		8, 014
則	第28項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4	3	0	1, 343, 807	1	2	671, 90	4	2	3		
N.	第29項 (津波対策に資する港湾施設等)	4	4	0		1	2						
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	5	0		-	-						
	第31項(津波避難施設等)	4	6	0		1	2						
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	7	0		-	-						
第	第32項 (移動等円滑化のための設備)	4	8	0		2	3						
	第33項(再生可能エネルギー発電設備)	_	9	•	15, 348, 369	2	3	10, 232, 24	6				
	(太陽光、風力)	5	0	0		_	_						
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分) (水力、地熱、バイオマス)		-	-									
١.	(水力、地熱、ハイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	1	0		-	-						
+	第34項(熱電併給型動力発生装置)	5	2	0	12, 476	5	6	10, 39	7				
	第35項(鉄道耐震補強設備)	5	3	0		2	3						
	第37項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	5	4	0		2	3						
	第38項 (放送ネットワーク災害対策用設備)	5	5	0		3	4						
五	第 39 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	6	0		-	-						
	第 40 項 (ノンフロン製品) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7	0		-	-						
	第41項(国家戦略特区)	5	8	0		1	2						
	第42項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	5	9	0		4	5						
条	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	0	0		-	_						
//~	第43項(特別特定技術基準施設の耐震化)	6	1	0		2	3						
	第44項(無電柱化)	6	2	0		2	3						
	(占有禁止区域)	6	3	0		1	2						
	合計	6	4	0	31, 143, 112	-	-	16, 979, 14	7 1, 517, 346	-	_		741, 406
		•	•	•				. ,					

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)		(2)	(3)		(4)			(5)	(6)	(7)		((8)	
					決	定(西 格	課税			税標準		決	定価格	課税					額
	区 分	行	番	号		, ,			例 率 (C)	(A)		(D)					(A)	\times _		(D)
	Les Mr. o. et. (1) etable (30 Mb)	0			10	(A)	(千円)		(C)	00	(C)	(千円)		(A) (千円		(C)	FO		(C) (F	千円)
	旧第3項(公害防止設備)	0	1	0	12		2, 544	25 1	3	29		848	42		55	57	59			/1
法		0	2	0			4, 856		2			2, 428			3	4				-
123	 旧第5項(公共危害防止構築物)	0	3				1,000	1	2			2, 120			1	2				
	旧另 5 夜(五兴旭音的正悟朱彻)	0	4	0				3	5						1	2				
附	旧第6項(公害防止優良更新施設)	0	5	0				1	9						2	2				
	旧第6項(緑化施設)	0	6	0				1	2						1	3				
削	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	0	7	0			20, 983	9	2		1.9	3, 989			5	6				
具リ	旧第7項(鉄道駅の耐震補強工事)	0		0			20, 900	2	2	1	1.	5, 909			5	0				
	旧第8項(高度テレビジョン放送施設)	0	9	0			42, 087	3	3		9-	1,565		39, 652	1	E			31,	791
第	旧 弟 6 頃(同度 / レビジョン / 灰 医 旭 畝 /	1	0	0			42, 007	J 1	9		δ.	1, 505		39, 002	4	9			31,	121
	旧签19項(供送职业人办关事类)	1	1	<u> </u>				3	4											
	旧第12項(鉄道駅総合改善事業)	1	1	0				, ,	4							^				
+	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1	2	0				3	5						1	2				
	旧第15項(地方卸売市場)	1	3	•				4	5	ļ					3	4				
1 -		1	4	0				2	3											
五	旧第15項(広帯域加入者網構築設備)	1	5	0				2	3											
	旧第16項(有線テレビジョン放送施設)	1	6	0				4	5											
条	旧第17項 ①(立体交差化施設)	1	7	0				1	6											
	②(旧交納付金法附則第19項)	1	8	0				-	_											
	③(旧交納付金法附則第20項)	1	9	0				-	_											

地	方グ	表看	番号				
2	8	1	0	0	0	7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	区 分	行	番	号	決定価格	課税の特	例 率 (C)	課 税 (A) ×	(B) (D)	決定価格	課税の特	例 率 (C)	課税標準額 (A)× <u>(B)</u> (D)
					(A) (千円)		(C)		(C) (千円)			(C)	(C) (千円)
法	旧第18項(家畜排せつ物管理施設)	2	0	0	12	25 2	3	29		42	55 3	57	59 71
仏	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2	1	0		1	2						
P/ L	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2	2	0		2	3						
附	旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2	3	0		1	2				2	3	
Bil	旧第20項(スーパー中枢港湾)	2	4	0	1, 181, 810	1	2		590, 905				
則	旧第21項(共同研究施設)	2	5	0		3	4						
<i>5</i> -5	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	2	6	0		2	3						
第	旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	2	7	0	1, 523, 107	1	2		761, 554				
	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	2	8	0		-	-						
+	旧第29項(公共アプリ導入促進設備)	2	9	0		3	4						
	旧第36項(公共荷さばき施設)	3	0	0		1	2						
五.	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3	1	0		1	2				1	4	
	旧第37項(次世代通信網構築設備)	3	2	0		3	4				4	5	
条	旧第39項(テレワーク電気通信設備)	3	3	0		2	3						
	合 計	3	4	0	2, 775, 387	-	-		1, 401, 289	39, 652	_	_	31, 721

抴	地方公共団体コード									
2	8	1	0	0	0	7	6			

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
					決定価格		標 準 (B)	4	色標 準額	決定価格		標 準 <u>(B)</u>	課 税 標 準	
		X	分	行番号				(A) ×	(B) (D)				(A) × (B)	
					(A) (千円		(C)		(C) (千円)	(A) (千円)		(C)	(C) ((千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9 0 1 0	12	25 1	3	29		42	55	57	59	71
法			①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0		1	2				3	5		
1			②(新線構築物)	0 3 0		1	6				1	3		
		J .		0 4 0		1	5				2	5		
附		R と条	③(新線立体交差化施設)	0 5 0		1	12				1	6		
				0 6 0		1	10				1	5		
		北の	④(新造車両)	0 7 0		1	4				1	3		
則	第	法		0 8 0		2	5				3	10		
		海	⑤(新幹線鉄軌道用資産)	0 9 0		1	12				1	6		
		三 三		1 0 0		1	10				1	5		
第		道第	⑥(青函・本四 鉄道施設)	1 1 0		1	12							
				1 2 0		1	10							
			⑦(青函・本四 新線構築物)	1 3 0		1	36				1	18		
+		三三		1 4 0		1	30				1	15		
	2	四項	⑧(青函・本四 新線立体交差化)	1 5 0		1	72				1	36		
				1 6 0		1	60				1	30		
五.		国百	⑨(青函・本四 変・送電用資産)	1 7 0		1	16				1	20		
		ک ک		1 8 0		3	40				3	• • •		
			⑩(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 9 0		1	6				1	3		
条		四		2 0 0		1	12				5	12		
		係の		2 1 0		1	2				1	5		
	項	. .		2 2 0		2	5				1	10		
0)		る十連	⑪(車庫構築物・立体交差化施設)	2 3 0		1	6							
				2 4 0		1	5							
			⑫(変・送電用資産)	2 5 0		3	10				3	8		
		九乗		2 6 0		9	25				9	20		
		例	⑬(鉄道耐震補強設備)	2 7 0		1	3							
				2 8 0		2	5							

抴	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)	(3)			(4)			(5)	(6)	(7)		(8)	
						決	定(価 格	課税	標準 (B)	課移	. 標	準 額	決	定価格	課税	標 準 (B)	課	税標	準 額
	区	分	行	番	号				の特	例率 (C) ($(A) \times$	(B)	(D)			の特	例 率 (C)	(A)	\times (B)	(D)
							(A)	(千円)	(B)	(C)			(C)	(千円)		(A) (千円)	(B)	(C)		(C)	(千円)
法五	1	(承継特例)	9	9	0	12			25 3	27	5	29			42		55	57	59		71
77.1	承 R R R R R R R R R R R R R R R R R R R)(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	3	0	0				ı		-										
則の	海る納の 第 3 第 3 第 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4)(JR北海道・四国に係る特例)	3	1	0				3		10										
第十三	例・例金乗と国・法	(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金 附則第17項・立体交差化施設)	3	2	0				-		-										
'	旧第2項(基	盤整備事業)	3	3	0				-		-										
		旧第2項 (三宅村特例)	3	4	0				1		2										
10 34:10	付則第十六条の二	旧第5項 (能登半島地震特例)	3	5	0				1		2										
山街	別が1八木ツー	旧第7項 (新潟県中越沖地震特例)	3	6	0				1		2										
		旧第11項 (立体交差化施設)	3	7	0				1		3										
	合	計·	3	8	0			0	-		-	·	<u> </u>	0		0	_	-			0

	地	表都	番号					
1		8	1	0	0	0	7 7	8 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第56条,法附則第56条の2)

都道府県	名	兵庫県
市町村	 名	神戸市

							(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	区	分	行	番	号	決	定価格	課税の特	例 率 (C)	ł	税 標 準 額 × (B) (D)		の特	例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) (D)
V+ 17.4	·則第五十六条	第12項(東日本大震災・津波被災)	9	1	0	12	(A) (千円)		(C) 27 2	29	(C) (千F	(A) (千円 42		(C)	(C) (千円 59 71
(左門)		第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0			1	2						
法附	旧第3項	①(被災代替鉄道施設等)	0	3	0			2	3						
則	法則五六と連 附第十条の乗	②(被災代替鉄道施設等)	0	4	0			1	3						
第五	旧第4項	①(被災特定地方交通線)	0	5	0			1	4						
十十		②(新線構築物)	0	6	0			1	12				1	6	,
六		③(新線立体交差化施設)	0	7	0			1	24				1	12	
条		④(河川事業鉄軌道用資産)	0	8	0			1	24				1	12	
0			0	9	0			1	6				5	24	:
二		⑤(変・送電用資産)	1	0	0			3	20						
	合	計	1	1	0		0	_	-			0	0 -	_	(

地	地方公共団体コード								
1 2	8	1	0	0	0	77	8		

第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

				(1)	(2)
区 分	行	番	号	納 税 義 務 者 数 (人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9	1	0	23, 306	8, 768, 559
150 万以上 160 万円未満のもの	9	2	0	407	33 630, 984
160 万以上 170 万円未満のもの	9	3	0	345	³³ 569, 693
170 万以上 180 万円未満のもの	9	4	0	297	519, 801
180 万以上190 万円未満のもの	9	5	0	324	598, 857
190 万以上 200 万円未満のもの	9	6	0	310	33 604, 371
200 万以上 250 万円未満のもの	9	7	0	1, 276	2, 855, 000
250 万以上300 万円未満のもの	9	8	0	1, 065	2, 910, 611
300 万以上1,000 万円未満のもの	9	9	0	5, 801	32, 036, 160
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1	0	0	2, 245	31, 787, 645
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0	846	20, 762, 970
3,000 万以上1億円未満のもの	9 1	2	0	1, 692	90, 819, 540
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	1, 184	1, 030, 016, 541
### H	9 1	4	0	39, 098	1, 222, 880, 732
計 法第 389 大臣配分分	⁹ 1	5	0	200	21 277, 906, 458
の条関係知事配分分	9 1	6	0	12 4	³³ 31, 563, 305
訳 法 第 743 条 関 係	9 1	7	0	12	21 33

地	方グ	ド	表看	昏号			
1 2	8	1	0	0	0	7	98

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

				(1) (2)	
区 分	行	番	号	納税義務者数(人) 課税標準額 (=	千 円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0	1	0	7, 246	2,729,905
150 万以上 160 万円未満のもの	9	2	0	116	179, 630
160 万以上 170 万円未満のもの	9	3	0	88	145, 510
170 万以上 180 万円未満のもの	9	4	0		128, 071
180 万以上 190 万円未満のもの	9	5	0		129, 414
190 万以上 200 万円未満のもの	9	6	0		120, 901
200 万以上 250 万円未満のもの	9	7	0		687, 566
250 万以上300万円未満のもの	9	8	0		667, 479
300 万以上1,000 万円未満のもの	9	9	0	2, 112	5, 552, 339
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1	0	0		2, 883, 748
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0		1, 282, 698
3,000 万以上1億円未満のもの	1	2	0		1, 288, 405
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	1 21	128, 092
計	9 1	4	0		15, 923, 758
法第389 大臣配分分	9 1	5	0		33
の 条 関 係 知事配分分	9 1	6	0	21	33
訳 法 第 743 条 関 係	⁹ 1	7	0	21	33

地	方グ	ド	表看	番号			
1 2	8	1	0	0	0	⁷ 8	08

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

				(1) (2)	
区 分	行	番	号	納 税 義 務 者 数 (人) 課 税 標 準 額 (千 円)
150 万 円 未 満 の も の	9 ()	1	0	16, 060	6,038,654
150 万以上160 万円未満のもの	9 0	2	0	291	451, 354
160 万以上 170 万円未満のもの	9 ()	3	0	257 21	424, 183
170 万以上 180 万円未満のもの	9 ()	4	0	224 21	391,730
180 万以上 190 万円未満のもの	9 ()	5	0	254	469, 443
190 万以上 200 万円未満のもの	9 0	6	0	248 21	483,470
200 万以上 250 万円未満のもの	9 ()	7	0	969	2, 167, 434
250 万以上300万円未満のもの	9 0	8	0	821	2, 243, 132
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 ()	9	0	4, 743	26, 483, 821
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1	0	0	2, 035	28, 903, 897
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0	792	19, 480, 272
3,000 万以上1億円未満のもの	9 1	2	0	1, 663	89, 531, 135
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	1, 183	1, 029, 888, 449
計	9 1	4	0	29, 540	1, 206, 956, 974
計 法第 389 大臣配分分	1	5	0	200	277, 906, 458
の条関係知事配分分	1	6	0	12 4 21	31, 563, 305
訳 法第 743 条 関 係	9 1	7	0	12 21	33

地方公共団体コード表番号											
2	8	1	0	0	0	7 9	9				

第99表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (法附則第15条関係(再掲))

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)		(8)	
<u>X</u>	分	行	番	号	決	定 価 格	条例でる 割	で定め (B) 合 (C)		总標準額 (B) (D)	決定価格	参酌	基準 (B) (C)	4	税 標 × (B)	
						(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (千円)		(B)	(C)		(C)	(千円)
法附則第15条第2項第1	号 (公共の危害防止施設等)	9	1	0	12		25	28	31		0	57	3	63		75 O
法附則第15条第2項第2	号 (公共の危害防止施設等)	0	2	0							0	1	2			0
法附則第15条第2項第3	号 (公共の危害防止施設等)	0	3	0							0	1	2			0
法附則第15条第2項第7	号 (公共の危害防止施設等)	0	4	0							0	3	4			0
法附則第15条第81	質(雨水貯留浸透施設)	0	5	0							0	2	3			0
法附則第15条第18項	(都市利便施設 都市再生緊急整備地域)	0	6	0							0	3	5			0
	(都市利便施設 特定都市再生緊急整備地域)	0	7	0							0	1	2			0
法附則第15条第291	頁 (津波対策に資する港湾施設等)	0	8	0							0	1	2			0
法附則第15条第311	頁(津波避難施設等)	0	9	0							0	1	2			0
法附則第15条第33項	(再生可能エネルギー発電設備 (太陽光、風力))	1	0	0							0	2	3			0
N. W. O. I.K. I.W. I.W. I.W. I.W. I.W. I.W. I.W	(再生可能エネルギー発電設備 (水力、地熱、バイオマス))	1	1	0							0	1	2			0
法附則第15条第391	頃(浸水防止用設備)	1	2	0							0	2	3			0
法附則第15条第401	ー 頃(ノンフロン製品)	1	3	0							0	3	4			0
法附則第15条第421	(認定誘導事業により取得した公共施設等)	1	4	0							0	4	5			0

V 市町村交付金に関する概要調書

抴	力が	大区	表番号				
2	8	1	0	0	0	78	98

平成28年度 市町村交付金の交付額等に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	———				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
					,	国 国	m; 4/4		<u>有</u>	<u>資</u>		產	1
			-17	_	<u></u>	` 帳 信 土	・ 格・ 地	(通 知	価 格_ 	<i>)</i>		
	区 分	行	番 -				Ī		家 T		償却資産	行番号	価格計(D)
					件 数	数 量 (m²)	価 格 (A) (千円)	件 数	数 量 (m²)	価格(B) (千円)	価格(C) (千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	9	1	0	163	86, 813	10, 416, 892	40	46	56	66 75	0 1 1	10, 416, 892
付	特例の適用がある 1 / 3 の適用があるもの	0	2	0	5	512	109, 117					0 2 1	109, 117
資	2/5の適用があるもの	0	3	0				35	65, 766	4,651,058		0 3 1	4, 651, 058
	上記以外のもの	0	4	0	202	195, 115	7, 482, 002	1	573	0	106, 437	0 4 1	7, 588, 439
産	計	0	5	0	370	282, 440	18, 008, 011	36	66, 339	4, 651, 058	106, 437	0 5 1	22, 765, 506
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0	6	0								0 6 1	0
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	0	7	0								0 7 1	0
の固	も の 2/5の適用があるもの	0	8	0								0 8 1	0
用定	上記以外のもの 1/2の適用があるもの	0	9	0								0 9 1	0
に資	上記以外のもの 1/4の適用があるもの	1	0	0								1 0 1	0
供産	11111111111111111111111111111111111111	1	1	0	0	C	0	0	0	0	0	1 1 1	0
玉	有林野に係る土地	1	2	0	2	6, 006, 184	51, 746					1 2 1	51, 746
発は供		1	3	0								1 3 1	
電送するの	する固定資産 特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1	4	0								1 4 1	0
・変電の固定を	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1	5	0								1 5 1	0
所用資 又に産	計	1	6	0	0	C	0	0	0	0	0	1 6 1	0
水に	地にダム以外のものの用に供する土地	1	7	0								1 7 1	
道供	^{方保}	1	8	0								1 8 1	
地施っ	は、に供する 3/4の適用があるもの	1	9	0								1 9 1	
施ったる	企も は に	2	0	0								2 0 1	
超	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの		1									2 1 1	0
帝定	法の規定の適用 を受ける多目的 3/4の適用があるもの	2	2	0								2 2 1	0
の資	ダムに係るもの 特例率の適用がないもの	2	3	0								2 3 1	0
用産	∄ †	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2 4 1	0
石 油	備蓄施設の用に供する固定資産	2	5	0								2 5 1	0
	合 計	2	6	0	372	6, 288, 624	18, 059, 757	36	66, 339	4, 651, 058	106, 437	2 6 1	22, 817, 252

坩	地方グ	ド	表看	昏号			
12	8	1	0	0	0	78	98

平成28年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都	道	府 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

	———				(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	**	(16)
					台	公 ` 帳	あ 格		<u>有</u> 通 知	 価 格	1	産	
	区分	行	番	무		土	<u>地</u> 地	I				1	
	,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	11	ш	,,	/	 数 量		/+- */-			僧 却 資 産 価 格 (C)	行 番 号	価格計(D)
	<u> </u>				件 数	(m^2)	価格(A) (千円)	件 数	: 数 量 (m²)	価格(B) (千円)	価格(C) (千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	90	1	2	118	18 695, 144	³⁰ 54, 134, 623	40	146	56	66 75	0 1 3	54, 134, 623
付	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	0	2	2	2	1, 923	429, 662					0 2 3	429, 662
資	2/5の適用があるもの		3					127	834, 773	70, 530, 853		0 3 3	70, 530, 853
産	上記以外のもの		4		10	24, 448	2, 540, 891	3	13, 044	1, 298, 066	37, 025	0 4 3	3, 875, 982
/生	計		5		130	721, 515	57, 105, 176	130	847, 817	71, 828, 919	37, 025	0 5 3	128, 971, 120
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	_	6									0 6 3	0
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるもの		7	-				/				0 7 3	0
の固	も の 2/5の適用があるもの	_	8									0 8 3	0
用定	上記以外のもの 1/2の適用があるもの	_	9									0 9 3	0
に資	1/4の適用かあるもの	4	0	-								1 0 3	0
供産	計	<u>. </u>	1		0	0	0	0	0	0	0	1 1 3	0
玉	有林野に係る土地	1	2	2								1 2 3	
発は供電送よ	発電所の用に供地方公営企業に係るもの	1		2								1 3 3	0
電所・変数の	オ ス 田 完 次 会 特定多目的ダム法の規定の適用を受	1	4	2								1 4 3	0
電の定	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1	5	2								1 5 3	0
所用資 又に産	計	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	1 6 3	0
水に	地に ダム以外のものの用に供する土地	1	7	2	3	370, 106	3, 787, 309					1 7 3	3, 787, 309
道供	方係 公 ダムの用 1/2の適用があるもの	1	8	2	/							1 8 3	0
地方	🖺 👢 に供する 3 / 4 の適用があるもの	1	9	2								1 9 3	0
施っる	□ 定資産 特例率の適用がないもの	2	0	2				1	29	5, 264	2, 432	2 0 3	7, 696
設固	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの	2	1	2								2 1 3	0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的 3/4の適用があるもの	2	2	2								2 2 3	0
の資	ダムに係るもの 特例率の適用がないもの	2	3	2								2 3 3	0
用産	計	2	4	2	3	370, 106	3, 787, 309	1	29	5, 264	2, 432	2 4 3	3, 795, 005
石 油	備蓄施設の用に供する固定資産	2	5	2								2 5 3	
	合 計	2	6	2	133	1, 091, 621	60, 892, 485	131	847, 846	71, 834, 183	39, 457	2 6 3	132, 766, 125

地方公共団体コード							表番号		
12	8	1	0	0	0	⁷ 8	98		

平成28年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
					国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増 減 額
	区	分	 行 番 号	fata i Li Jose Neti i Jose	交付金額	fata . I . Iron Net . Iron	交付金額	(A) + (B) (C)	(D)	(C) - (D)	
	_ ~		1,4 1	算定標準額	(円)(A) 注: 百円未満の端数は生じないものであること	算定標準額	(円)(B) 注:百円未満の端数は生 じないものであること	注:百円未満の端数は生 じないものであること	注: 百円未満の端数は生 じないものであること	, , , ,	
			0		(千円)	22	(千円)	[44	56	68 79	(円)
貸	MAN TAKAN TEAC	/6の適用があるもの	0	1 4	1, 736, 149	24, 305, 800	9, 022, 437	126, 314, 200	150, 620, 000	147, 193, 800	3, 426, 200
付	特例の適用がある も の	/ 3の適用があるもの	0	2 4	36, 372	509, 100	143, 221	2, 005, 100	2, 514, 200	2, 324, 600	189, 600
資		2/5の適用があるもの	0	3 4	1, 860, 423	26, 045, 800	28, 212, 341	394, 972, 700	421, 018, 500	426, 020, 800	△ 5,002,300
産	上 記 以	外のもの	0	4 4	7, 588, 439	106, 237, 900	3, 875, 982	54, 263, 700	160, 501, 600	160, 555, 600	△ 54,000
连	計			5 4	11, 221, 383	157, 098, 600	41, 253, 981	577, 555, 700	734, 654, 300	736, 094, 800	△ 1, 440, 500
空す	1771 4 471 1 80	/6の適用があるもの	-	6 4					0		0
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるもの		-	7 4					0		0
の固	も の 2/5の適用があるもの			8 4					0		0
用定	と資 上記以外のもの 1/4の適用があるもの 1		-	9 4					0		0
に資			-	0 4					0		0
供産			1	1 4	0	0	0	0	0	0	0
玉	国有林野に係る土地		1	2 4	51, 746	724, 300			724, 300	700, 400	23, 900
発は供	発電所の用に供 特定多目的ダム法の規定の適用を受		1	3 4					0		0
電送する施施			1	4 4					0		0
・変電を固定を	変電所又は送電施設の用に供する固定資産		1	5 4					0		0
所用資 又に産	計		1	6 4	0	0	0	0	0	0	0
水に	地に ダム以外のものの用に供する土地		1	7 4			3, 787, 309	53, 022, 300	53, 022, 300	53, 022, 300	0
道供	カ係 公る ダムの用 <u>1</u>	/2の適用があるもの	1	8 4					0		0
地方で		3/4の適用があるもの	1	9 4					0		0
施っる	1 t		2	0 4			7, 696	107, 600	107, 600	198, 600	△ 91,000
設固	特定多目的ダム 1	/2の適用があるもの	2	1 4					0		0
等定	法の規定の適用 3	1/4の適用があるもの	2	2 4					0		0
の資	ダムに係るもの特		2	3 4					0		0
用産		計	2	4 4	0	0	3, 795, 005	53, 129, 900	53, 129, 900	53, 220, 900	△ 91,000
石 油	備蓄施設の用に	こ供する固定資産	2	5 4					0		0
合 計 2			2	6 4	11, 273, 129	157, 822, 900	45, 048, 986	630, 685, 600	788, 508, 500	790, 016, 100	△ 1,507,600